

こども家庭科学研究費補助金
成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

児童養護施設等や里親家庭における
養育の不調の要因分析に資する研究

令和 5～7 年度 総合報告書（総括・分担）

研究代表者 引土 達雄

令和 8 （2026）年 3 月

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
研究代表者 引土 達雄 新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科

目 次

I. 総合研究報告

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究

引土 達雄 4

II. 分担研究報告

1. 養育不調の予防とケアのための基本方針の検討と手引きの作成

上鹿渡 和宏 16

2. 児童相談所における養育不調による委託等解除プロセスの分析と手引きの作成

三輪 清子 23

3. フォスタリング機関における

養育不調による委託等解除プロセスの分析と手引きの作成

山口 敬子 33

4. 里親における養育不調による委託解除プロセスの分析と手引きの作成

引土 達雄 39

5. ファミリーホームにおける養育不調による委託解除プロセスの分析と手引きの作成

引土 達雄 47

6. 地域小規模児童養護施設における

養育不調による措置解除プロセスの分析と手引きの作成

塩谷 隼平 55

III. 養育不調の予防とケアのための手引き

一里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設とともに

「子ども一人ひとりのチーム」を作るために— 65

IV. 研究成果の刊行に関する一覧表 166

I. 総合研究報告

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究

研究代表者 引土 達雄 （新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究分担者 上鹿渡 和宏 （早稲田大学人間科学学術院）
三輪 清子 （明治学院大学 社会学部 社会福祉学科）
山口 敬子 （京都府立大学 公共政策学部 社会福祉学科）
塩谷 隼平 （東洋学園大学 人間科学部）

研究協力者 藤巻 楽々 （新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究要旨

本研究は、養育不調による委託（措置）解除に影響する重要な事象とプロセスを検討し、「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成することを目的とした。児童相談所やフォスタリング機関および里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の養育者を対象とした質問紙調査やインタビュー調査を行った。その結果、養育不調は突発的な事象ではなく、委託前のアセスメントや情報共有、連携の不足といった「養育不調に影響する事象の連鎖」によって生起しており、結果的に支援が十分に届かず養育者が孤立・疲弊しやすい課題が示唆された。さらに、委託解除に際して事前の協議や丁寧な説明がないまま唐突な引き離しが行われ子どもの心身に大きな負担をかけている事例や、別れのプロセスの保障および解除後のフォロー体制が不十分である実態も示唆された。これらの結果を踏まえ、本研究班は養育不調を「チーム養育体制全体で共有し解決すべき課題」、かつ「新たな支援を導入するための再アセスメントのサイン」とであると位置づけ、手引きを作成した。手引きには、養育不調に関する時系列の「プロセス図」と、各段階における「予防・ケアのポイント」を明示した。本手引きを用いることにより、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設それぞれにおいてどのような対応が必要か、関係機関および養育者が互いの役割と対応のタイミングを確認できる。今後は本手引きを支援現場に導入し、検証を重ねていく必要がある。手引きを利用し、養育者を孤立させずに協働して支援にあたる「子ども一人ひとりのチーム」が構築され、複雑な背景を持つ子どもたちの最善の利益と健やかな成長が守られる社会的養育システムのさらなる充実が期待される。

A. 研究の背景と目的

本邦では 2016 年の児童福祉法改正により、「児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発

達や自立等を保障されること等の権利を有すること」や「国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児

童の養育を推進するものとする」とが明確化された。その後、「新しい社会的養育ビジョン」が厚生労働省より示され、「パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進」「里親への包括的支援体制の抜本的な強化と里親制度改革」「家庭養育優先の原則の徹底と取り組み目標」等が示された。この「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取り組みを通じて「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に対し、「都道府県社会的養育推進計画」の策定が依頼された（こども家庭庁、2025）¹。都道府県等の取り組みを強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を都道府県等は提出することとなっている。質の高い里親養育を実現するため、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」が策定された。また、令和4年児童福祉法改正により、児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要があることから、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけられることとなった（令和6年4月1日施行）³。

現在、社会的養護は施設養護から家庭養護への変革の中にある。変革にあたり環境が整えられつつあるが、重要な課題の1つに養育をどのようにしていくかということがある。家庭で虐待を受けたことで社会的養護のもとで暮らすようになった子どもの割合は、乳児院 50.5%、児童養護施設 71.7%、里親家庭 46.0%、ファミリーホーム 56.8%となっている。また、心身の状況において、知的障害、発達障害、愛着障害等がある子どもの割合は、乳児院 27.0%、児童養護施設 42.8%、里親家庭 29.6%、ファミ

リーホーム 51.2%となっている（厚生労働省、2024）²。里親が乳児院に次いで少ない割合となっているものの、里親制度の推進とともに、年々それらの割合は増えており、虐待を受けた子どもや心身の状況において何らかの障害のある子どもの養育を、里親が担うことが求められている現状がある。その養育は、家庭が単独で行うと困難が生じやすいことが考えられる。ファミリーホームにおいては、委託されている子どもの半分以上は虐待を経験しており、児童養護施設に措置される子どもに次ぐ割合である。何らかの障害のある子どものファミリーホームへの委託は5割を超えており、児童養護施設よりも多い割合である。それらの養育には、専門性が必要であると考えられる。そのためには、専門性のある機関や支援者とのつながりを図り、「チーム養育」¹として支えていくことの重要性に関しては、すでに社会的養護における家庭養護に関わる人達に広まりつつあるのではないかと考えられる。

しかし、どのように最善を尽くしたとしても、養育者と委託された子どもとの関係が悪化し、継続的な養育が困難な状態に陥ることがある。本研究班では、この状態を「養育不調」と呼び、「子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題により、養育者が子どもへの対応に困難を感じる状況」と定義した。

こうした養育不調の体験は、子どもと養育者の双方に多大な負担を強いるものである。やむを得ず他の里親や施設へ委託解除や措置変更される際、丁寧な心理的ケアが欠如していれば、子どもは大人への不信感を抱いたまま新たな環境への適応を迫られることになり、その精神的健康や発達に深刻な影響を及ぼしかねない。同時に、委託解除を経験した養育者に対しても適切なケアが行われなければ、その後に子どもの受け入れや養育に対して消極的になる家庭

が生じることも危惧される。

以上のように、養育者と委託・措置された子どもとの関係の悪化による委託・措置の解除の問題は子どもの安心・安全・安定した環境構築という点において、また、家庭養護の推進という点から大きな問題である。

本研究は、この養育不調およびそれに伴う委託解除について、その背景にある「養育不調に影響を与える事象」と、委託前から解除後に至るまでの「プロセス」を包括的に分析し示すことを第一の目的とした。従来の先行研究では、里親や子どもの属性に焦点を当てた分析が多く見られたが、本研究では、養育不調を単一の事象による「失敗」として捉えるのではなく、複数の事象が連鎖して生じる構造的なプロセスとして捉え直す点に最大の特徴がある。

この包括的な分析を実現するため、本研究では3年間にわたり、社会的養護に関わる多角的な視点を統合するための調査を実施した。具体的には、養育の当事者である里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設といった養育者側と、委託（措置）し、その後の支援も担う児童相談所や支援機関としてのフォスタリング機関といった支援者側の双方を調査対象とした。このように養育者側と支援側、双方の視点を統合した大規模な実態調査（質問紙やオンラインによる調査）および詳細な質的調査（インタビュー調査）を行うことで、各主体の認識の相違や、連携の断絶が養育不調にどのように影響しているかを検討した。

本研究の第二の目的は、これまで養育者に責任があるニュアンスの言葉として広がっていた「養育不調」という言葉の認識を変え、支援のニーズのサインであることを提示することである。養育不調を養育者の個人的な資質や子どもの行動上の問題といった個人の責任に帰すべきものではなく、支援体制を含めた「チー

ム養育体制の機能不全」という構造的な問題として示した。アセスメントにおける不十分な情報共有、マッチング時における具体的な見通しの共有不足、委託後の養育者の孤立、そして不調の兆候が見られた際の迅速な再アセスメントの欠如といった、組織的・システム的な課題を「見える化」することを目指した。

第三の目的は、これらの知見を現場の実践に還元するための具体的な指針を示すことである。本研究では、全データの統合分析の結果に基づき、各段階（アセスメント、マッチング、委託当初、経過中、危機発生時、解除決定、解除後）における課題と対応ポイントを時系列で整理した「プロセス図」を作成することとした。さらに、関係機関および養育者が共通して持つべき視点や理念を「養育不調の予防とケアのための手引き」として執筆した。この手引きは、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児童相談所、フォスタリング機関でいかにチーム養育体制を形成し、共に子どもを支えるチームとして機能するための具体的な視座を提供し、各主体の役割と責任を明確化することを目的としている。

最終的には、本研究を通じて、養育不調という経験を単なる「終わりの経験」にするのではなく、その経験をチーム全体で建設的に振り返り、次なるより良い支援へと活かすための学びのプロセスへと転換させる指針を示した。これにより、子どもの最善の利益を最優先に守り抜くための、実効性のある「子ども一人ひとりのチーム」を社会的養護の現場に具現化するための土台を構築することも視野に入れて手引きを作成することとした。

B. 研究方法

本研究は、3年間の研究期間において、養育不調に至るプロセスとその背景にある事象を

多角的に解明するため、質問紙調査とインタビュー調査を行った。養育者側（里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設）と支援側（児童相談所、フォスタリング機関）の双方の視点から包括的にデータを収集し、それらを統合的に分析することで、養育不調を個別の問題ではなく、関係機関を含む「チーム養育体制」の構造的な課題として捉え直す手法をとった。具体的な研究方法是、以下のプロセスに沿って実施した。

1. 調査対象の選定

調査対象は、家庭養護もしくは家庭的養護において中核的な役割を担い、日々の養育を担う養育者側として里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の3形態を対象とし、委託（措置）し、その後の支援も担う児童相談所や支援機関としてのフォスタリング機関といった支援者側の双方を調査対象とした。立場の異なる養育者と支援者側に対して並行して調査を実施することで、それぞれの認識の相違や連携の実態を網羅的に把握することを目指した。

2. 実態把握のための質問紙調査

第1段階として、2023年度には全国の各主体を対象とした実態調査（質問紙調査）を実施した。本調査の質問項目は、先行研究（Konijn et al., 2018）⁴を参考に作成し、子どもの心身の特性や行動上の問題（各種チェックリストを用いた測定、医学的診断の有無、虐待被害状況、知能・発達状況など）、養育上の課題（日常の対応の難しさ、同居する実子や他児との関係性の調整など）、委託・措置時の背景環境（委託時の年齢や経歴、家族との交流状況など）、および支援の課題（支援機関の介入状況や支援のギャップ）といった広範な事項を網羅した。調査の実施にあたっては、養育者側へは各自治体

から郵送で調査依頼を行い、里親については質問紙への直接記入、ファミリーホームおよび地域小規模児童養護施設の養育者についてはオンラインフォーム（成育 REDCap システム）にて回答を求めた。一方、支援側である児童相談所とフォスタリング機関へは、セキュリティに配慮してパスワードを使用したメールにて調査依頼を行い、エクセル形式の質問票を用いて回答を回収した。このようにして得られた各主体の基本情報や、過去に経験した委託・措置解除の事例背景に関するデータを集計し、養育不調に至ったケースと長期養育ができていないケースとを比較分析することで、養育不調に影響を与える事象の傾向や、養育形態・支援形態ごとの特徴を客観的に抽出した。

3. 養育不調による委託解除のプロセスについて検討するためのインタビュー調査

第2段階として、2024年度には質問紙調査の結果に基づき、詳細なインタビュー調査を実施した。対象者は、実際に養育不調による委託解除を経験した養育者（里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設）および児童相談所やフォスタリング機関の職員を対象とした。半構造化インタビューの手法を用い、アセスメントからマッチング、委託当初、経過中、養育不調発生時、そして解除決定から解除後に至るまでの時間的な経過に沿って聴き取りを行った。具体的な出来事や支援の有無、どのように対応したか、関係機関とのやり取り、当事者の負担等を詳細に語った。

養育不調による委託解除に影響する事象を検討し、それらの事象がどのように連鎖してチームの機能不全に陥ったのかという視点から分析を行った。

4. データの統合と「プロセス図」の作成

第3段階として、質問紙調査とインタビュー調査から得られた、養育者側および支援側の全データを分析する作業を行った。各分担研究者は、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設それぞれのプロセス図を作成するため、インタビュー調査で集めた事例について、委託開始から委託解除までの期間において、養育不調による委託解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出し、共通した事象は集約した。それらを、委託・措置前→委託・措置当初→委託・措置中→委託・措置解除時という時間軸に分けて示した。明らかとなったプロセスの中で、養育不調の予防とケアのポイントを考えるにあたり重要な箇所について赤丸の数字で示した。完成したプロセス図について、研究班内で協議を重ね、修正した。

4. 「養育不調の予防とケアのための手引き」の作成と精緻化

養育不調による委託解除に影響する重要な事象と、作成したプロセス図から導き出された養育不調の予防とケアのポイントに基づき、委託(措置)前から解除後に至る各段階において、児童相談所、フォスタリング機関、および各養育者が留意すべき事項や役割分担をまとめた手引きの素案を対象者ごとに精査した。

手引きの精度や実用性を高めるため、調査協力機関(里親家庭2世帯、児童相談所、フォスタリング機関、ファミリー機関、地域小規模児童養護施設2カ所)から意見聴取を実施し、フィードバックのあった内容等について検討の上、手引きの完成稿とした。

(倫理面への配慮)

各年度とも、調査協力者は自発的な協力を求め、協力しなくても不利益が生じないことを確

認した上で協力を求めた。また、調査回答者および研究対象となった子どもの匿名性を厳密に確保して実施した。1年目の質問紙調査では国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認(2023-164)を得ており、2年目、3年目のインタビュー調査では新潟青陵大学倫理審査委員会の承認(第202407号)を得て実施している。

C. 研究結果

各分担研究における調査データを統合的に分析した結果、養育不調による委託(措置)解除は、突発的な事象ではなく、委託前から解除後に至るまでの各段階における課題が連鎖・蓄積した結果であることが示唆された。各調査から得られた主な結果は以下の通りである。

1. 実態把握のための質問紙調査

養育不調はどの養育形態においても中高生を中心とした高年齢児の委託において発生しやすい傾向が確認された。特に里親委託においては、委託解除に至ったケースの約半数が委託開始から6ヶ月未満という短期間に集中しており、そのうち34.2%は1ヶ月以内という極めて早期に発生している実態が明らかになった。これは、委託前のマッチング段階におけるアセスメントの精度や、初期の受入れ体制に重大な課題があることを示唆している。養育不調を招く直接的な要因としては、子どもの「行動上の問題」の影響が統計的に極めて大きいことが判明した。CMYCやACBL-Rといった行動チェックリストを用いた分析では、養育不調による委託解除された子ども(以下:不調あり群と示す)の平均の値は臨床群であり、非常に高い値であった。これまでで最も長く養育していた子ども(以下:養育継続群と示す)の間で有意な差が認められていたが、養育継続群も不

調有群よりも低いものの、値としては高い値が認められていた。一方で、養育経験の豊富な専門里親であっても不調に至る事例が一定数存在していた。

支援体制の現状については、支援機関側が「研修」や「里親家庭内の人間関係の調整」の必要性を強く認識しながらも、実際には十分に提供できていないという支援のギャップが示唆された。また、里親やファミリーホームへの調査では、養育不調により委託解除に至るケースであっても、里親、ファミリーホームともに児童相談所やフォスタリング機関のどちらともから支援を受けていたのは、里親家庭（11.6%）、ファミリーホーム（10.0%）にとどまっており、どちらからも支援を受けていない里親家庭は 25.3%、ファミリーホームは 26.7%に上っていた。子どもの行動上の問題が深刻である一方で、フォスタリング機関や児童相談所との連携におけるチーム養育体制の中で、里親家庭・ファミリーホームに対する支援が必ずしも十分に機能していない事例が少ないことが示唆された。一方で、養育不調による委託解除を経験していない、これまでで一番長く養育していた子どもについての調査においても、児童相談所やフォスタリング機関から支援を受けている割合は、里親家庭は 17.8%であり、ファミリーホームは 7.7%であった。どちらからも支援を受けていない里親家庭は 33.9%であり、ファミリーホームは 43.0%であった。子どもを長く養育している里親やファミリーホームについても、十分なチーム養育体制が築けていない現状が示唆された。

2. 養育不調による委託解除に影響のある事象とプロセスを検討するためのインタビュー調査

本研究のインタビュー調査では、養育不調に

よる委託（措置）解除に至るプロセスを客観的に把握するため、里親家庭（14 事例）、ファミリーホーム（10 事例）、地域小規模児童養護施設（11 事例）、児童相談所（16 事例）、およびフォスタリング機関（13 事例）を対象に調査を実施した。

里親家庭に関する分析からは、養育不調による委託解除に影響する事象として主に 4 つの状況が確認された。第一に、委託前において児童相談所からの情報提供が不足し、里親家庭内（配偶者や実子を含む）で役割のシミュレーションがなされていないといった事前の準備不足が認められた。第二に、委託直後に子どもの行動上の問題が顕在化した際、迅速な支援が得られず里親が対応に苦慮する状況が示された。第三に、危機的状況に陥っても支援機関からの具体的な介入が得られないというチーム養育が形骸化している実態が確認された。第四に、委託継続が限界を迎えた際に事前の協議や丁寧な説明がないまま危機管理を重視した解除が行われ、そのプロセスが子どもの心身に負担を与えている状況が示された。

ファミリーホームにおいては、複数の子どもを養育する環境でありながら、養育者への事前の十分な情報共有や、同居児童への影響を考慮したマッチングが行われていない実態が確認された。委託後には、特定の子どもの行動上の問題が他の同居児童との関係悪化を招くなど、複数の生活上配慮の必要な子どもの養育するファミリーホーム特有の課題が生じていた。また、特定の養育者への負担の偏りや、支援機関との連携が十分に機能せず養育者が孤立し疲弊している状況が明らかとなった。里親と同じように子どもにとっては唐突な委託解除による保護が認められ、そのプロセスが子どもの心身に負担を与えている状況が示唆された。

地域小規模児童養護施設における分析では、

入所時期によってプロセスが異なる傾向が示された。中高生で入所したケースでは、入所前の生活スタイルと施設のルールとの乖離から短期間でトラブルが生じ、措置解除(家庭復帰)に至る経過が確認された。一方、幼少期に入所したケースでは、児童期後期以降に無断外出や器物損壊といった行動上の問題が顕著となり、児童自立支援施設や障害児入所施設等へ措置変更となる経過が認められた。

児童相談所の視点からは、委託前のアセスメントにおいて、里親家庭(別居の成人実子を含む)への情報共有の不足や、他に委託先がないといった緊急性や教育保障を優先したマッチングが行われている実態が確認された。委託中においては、子どもの行動上の問題や里親の不満が表出している、家出や強い拒否感といった目に見える事態が起こるまで、不調の兆候に対する気づきの遅れが生じていた。さらに、解除時に事前の十分な協議や説明がないまま当日に保護が行われる事例も確認された。

フォスタリング機関の視点からは、関与の開始時期がマッチング時や委託後など事例によって異なっている状況が示された。委託初期には、子どもの過剰適応により問題が表面化せず、支援者が順調と判断しやすい実態があったが、経過とともに試し行動や価値観の違いが顕在化し、里親のストレスや家族間の摩擦が増大していく経過が確認された。措置解除に至った後には、里親や子どもに不信感や喪失感が残るだけでなく、支援者側にも初期の兆候を見過ごしたことに對する強い懊悩が生じている状況が認められた。

3. 「養育不調の予防とケアのための手引き」の作成

質問紙調査およびインタビュー調査から明らかになった事象を統合し、本研究班では「養

育不調」という概念の捉え方について、以下の視点を基本方針とした。

第一に、「養育不調」を個人の責任に帰さない視点である。養育不調は養育者の資質や子どもの行動上の問題に起因するものとして捉えられがちであるが、社会的養護は複数の関係者による「チーム養育」で営まれる以上、養育過程の困難もチーム全体で共有し、解決すべき課題として捉え直す必要があると考えた。

第二に、養育不調を再アセスメントの機会とする視点である。養育不調は直ちに委託(措置)解除を意味するものではなく、支援ニーズが高まっている「サイン」である。したがって、子どもと養育者の状況を再アセスメントし、新たな支援を導入して養育環境の改善を図る重要なタイミングとして位置づけることとした。

緊密な支援機関と養育者の連携を目指し、「子ども一人ひとりのチーム養育体制を築いていくことが重要である」という考え方を基本コンセプトとした「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成した。本手引きでは、養育不調に至る軌跡を時系列でモデル化した「プロセス図」を提示するとともに、児童相談所、支援機関(里親支援センター・フォスタリング機関)、および各養育者(里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設)が、「どのタイミングで何を検討し、どのように対応すればよいか」を考えるための重要な事項を「ポイント」として図の中に明示し、チーム全体で子どもを理解し対応を協議できるよう工夫した。

D. 考察

本研究は、「養育不調」による委託(措置)解除に影響する重要な事象とプロセスとを明らかにし、「養育不調の予防とケアのための手引き」の作成を目的とした。昨年度の調査から得られた基礎的な知見に加え、今年度は事例数

を拡充したインタビュー調査と質問紙の追加分析を行い、以下の点が考察された。

1. 「チーム養育」の現状と体制構築の課題

質問紙調査の分析から、子どもの「行動上の問題」が養育不調に大きく影響するであろうことが確認された。養育不調により委託解除された子どもは、行動チェックリストにおいて臨床群レベルの非常に高い値を示しており、現在養育を継続している子どもにおいても同様に高い値が認められた。また、養育経験の豊富な専門里親であっても不調に至る事例が存在している。一方で支援機関側は、「研修」や「里親家庭内の人間関係の調整」の必要性を強く認識しながらも、実際には十分に提供できていないという支援のギャップが示唆された。

こうした課題を背景に支援体制の実態をみると、養育不調に至ったケースにおいて、児童相談所とフォスタリング機関の双方から支援を受けていた割合は里親家庭で 11.6%、ファミリーホームで 10.0%にとどまり、児童相談所とフォスタリングどちらからも支援を受けていないケースがそれぞれ里親は 25.3%、ファミリーホームは 26.7%に上っていた。さらに、委託解除になっていないこれまでで一番長く養育しているケースにおいても、児童相談所とフォスタリング機関の両方から支援を受けている割合は低く（里親 17.8%、ファミリーホーム 7.7%）、いずれからも支援を受けていない割合がより高い（里親 33.9%、ファミリーホーム 43.0%）ことが明らかになった。これは、子どもの行動上の問題が深刻であるにもかかわらず、不調あり群・養育継続群を問わず、関係機関の連携による養育者への支援が十分に機能していない事例が少なくないことを示唆している。

インタビュー調査においても、子どもの行動

上の問題に直面して疲弊していく過程で、適切なタイミングでのレスパイトや専門的介入が届かず、結果として養育者が単独での対応を余儀なくされ、孤立が生じる状況が示唆された。加えて、養育不調は中高生を中心とした高年齢児で発生しやすく、特に里親委託においては、委託開始から 6 ヶ月未満、うち 34.2%は 1 ヶ月以内という極めて早期に集中している実態が明らかになった。これは、マッチング段階におけるアセスメントの精度や、初期の受入れ体制に重大な課題があることを示唆している。

これらのことから、理念としての「チーム養育」は浸透しつつあるものの、実態としては関係機関の役割分担や連携がまだ十分には機能しきれていないと考えられる。養育者を孤立させず、適切な支援を届けるためには、マッチングの段階からアセスメントを精緻化し、委託前からチーム養育体制を形成していくための養育者と支援機関の意識作りが急務であると考えられる。

2. 時系列プロセスから見る養育不調に影響する重要な事象と早期対応の難しさ

各関係機関および養育者を対象としたプロセス図の作成を通じ、養育不調は突発的な事象ではなく、チーム養育体制において子どもの養育に必要なアセスメントや連携における課題等が、各段階で積み重なった「養育不調に影響する事象の連鎖」であることが示唆された。

委託前においては、限られた選択肢の中で迅速な委託調整が求められるという支援現場の実情から、子どもや里親家庭（同居・別居の実子を含む）のアセスメントや事前の情報共有に十分な時間が割かれていないケースが存在することが認められた。

また、委託初期においては、子どもに見られる「過剰適応」が「うまくいっている」と児童

相談所と里親双方から思われやすく、潜在的な課題の表面化が遅れる傾向がある。その後、子どもの試し行動や養育者間における価値観の相違が顕在化し、家庭内の力動（夫婦関係や実子との摩擦など）に変化が生じるものの、継続的なモニタリング体制が手薄な場合、子どもや里親からの困難の訴えがあって初めて事態の深刻さに気付くケースが認められ、早期の介入や支援を難しくしていることが確認された。フォスタリング機関による里親等への関与の開始時期が地域やケースによって異なることも、養育不調の初期段階の小さなサインへの気づきに影響を与えていると考えられる。

これらのことをふまえたチーム養育体制づくりを委託前からの準備として捉え検討していく必要がある。

3. 地域小規模児童養護施設における養育不調の特性と課題

地域小規模児童養護施設における養育不調のプロセスについては、入所時期（年齢）によって異なる特性と課題があることが示された。中高生で入所した事例においては、入所前に身についていた生活スタイルと、施設における集団生活のルールとの間に大きなギャップが生じやすく、短期間で不調に至り、結果として十分な準備が整わないまま家庭復帰（措置解除）となるケースが見受けられた。一方、幼少期から入所している事例においては、児童期後期以降になって夜間の無断外出や器物損壊といった行動上の課題が激しく顕在化し、より専門的なケアを要する施設（児童自立支援施設や障害児入所施設等）への措置変更を余儀なくされるプロセスが確認された。

このことは、同じ地域小規模児童養護施設であっても、子どもの年齢や背景に応じたきめ細やかなアセスメントと、発達段階の変化を見据

えた中長期的な支援計画の必要性を示唆している。特に思春期以降の課題に対しては、施設内のみで抱え込まず、外部の専門機関等と早期から連携し、チームとして対応にあたる体制づくりが重要である。

4. 「別れのプロセス」の保障と次なるステップへのケア

やむを得ず委託（措置）解除に至る際の対応について課題が示された。養育不調が共有された際、児童相談所はまず子ども本人と丁寧に対話し、その思いや意見を聴き取って決定プロセスに反映させることができるかについて検討していく必要がある。その上で、養育者の状況や支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関等）の専門的見地を総合し、チーム全体で慎重に協議を重ねて委託解除の決定を行うプロセスが必要である。

しかし、実際の調査からは、委託解除の当日に突然子どもに伝えられ、その日のうちに養育者のもとを離れなければならないケースが存在することが確認された。もちろん、自傷他害の恐れがある場合や、逃げ出して子どもに危険が及ぶ場合、あるいは養育者からの暴力がある等、直ちに保護しなければならない「緊急事態」においては、迅速な安全確保（緊急保護）が最優先される。このような緊急時においても、状況が落ち着いた段階で、事後的にでも子どもに対して、関係機関等による対応の経緯や理由を丁寧に説明し、心理的なフォローを行うことが求められる。

一方で、こうした一刻を争う緊急性が認められないケースにおいては、時間を取って丁寧な対応を行うことが強く望まれる。幼児であつても中高生であつても、子どもの年齢や発達段階に合わせてわかりやすく状況を説明し、同時に養育者に対しても丁寧に説明して理解を求め

る姿勢が大切である。子どもが事態を理解し、自分の気持ちを整理するプロセスを保障するため、必要に応じて「お別れの時間を過ごすための準備期間」や、児童相談所の仲介のもとでの「セレモニー的機会」を設けることが重要であると考えられる。

また、委託解除後には、過度な失敗体験や自責の念を抱えやすい里親や、無力感や懊悩を抱える支援者に対しても、丁寧な「振り返り」と心理的ケアの機会を保障することが、家庭養護に関わる人材の確保や、支援の質の向上においても重要である。

5. 「養育不調」概念の再定義と「手引き」の意義

これらの結果を統合し、本研究班は「養育不調」の概念を再定義した。養育不調は、チーム全体で共有し解決すべき課題である。また、直ちに委託（措置）解除を意味するものではなく、支援ニーズが高まっている「サイン」として受け止め、再アセスメントと新たな支援（環境の改善）を導入するための重要なタイミングとして位置づけた。

この基本方針に基づき作成した「養育不調の予防とケアのための手引き」は、児童相談所、支援機関、および各養育者が、それぞれの子どものニーズに沿った養育を検討するため、それぞれの役割と対応のタイミングを相互に確認し合うための実践的なツールである。共通の枠組みを持つことで、「子ども一人ひとりのチーム」が効果的に機能し、養育者の孤立を防ぐことが期待される。

6. 総括と今後の展望

本手引きでは、調査をふまえ、里親、ファミリーホームおよび地域小規模児童養護施設の養育不調の現状と課題、そしてその予防とケアについて整理した。また、多くの子どもたちが

抱える困難さと、それを支える養育現場の苦悩を踏まえ、子どもたちの最善の利益を守るための鍵として、子ども一人ひとりのチームを作ることの実現に向けた視点を示した。

今後は、本手引きを実際の支援現場に導入し、その効果測定や各地域の実情に応じた体制整備のあり方を検討していくことが次の課題である。

E. 結論

本研究は、質問紙調査とインタビュー調査により「養育不調」による委託（措置）解除に影響する重要な事象とプロセスを検討し、「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成することを目的とした。

児童相談所とフォスタリングおよび里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の養育者を対象とした質問紙調査とインタビュー調査の分析を通じ、養育不調は突発的な事象ではなく、委託前のアセスメントや連携の不足、準備の欠如といった「養育不調に影響する事象の連鎖」によって引き起こされることが示唆された。現状の社会的養育システムにおいては、理念としての「チーム養育」は浸透しつつあるものの、実態としては支援が十分に届かず、養育者が孤立し疲弊しやすい課題が存在している。また、委託（措置）解除に至る際の子どもの意思決定プロセスへの参加や「別れのプロセス」の保障、さらには解除後の養育者および支援者へのフォロー体制が十分になされていない実態も示唆された。

これらの知見に基づき、本研究班は「養育不調」を個人の問題に帰すのではなく、「チーム全体で共有し解決すべき課題」であり、新たな支援を導入するための「再アセスメントのサイン」であると位置づけ、手引きの作成を行った。本手引きに提示された「プロセス図」と各段階

における「予防・ケアのポイント」は、児童相談所、支援機関（里親支援センター・フォスターリング機関等）、および里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の各養育者が共通の目標と枠組みを持ち、それぞれの役割と対応のタイミングを相互に確認し合うための実践的な指針となるものとした。今後は、本手引きを実際の支援現場に導入し、その有効性や実用性について継続的な検証と改善を重ねていく必要がある。

家庭養護が推進される中、より複雑な背景や養育上配慮の必要なニーズを持つ子どもたちの委託が増加していくことが考えられる。この手引きが全国の支援現場で広く活用されることにより、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の養育者を孤立させず、児童相談所と支援機関（里親支援センター・フォスターリング機関）の支援者が専門性をもって協力し、「子ども一人ひとりのチーム」が効果的に構築されることが期待される。また、それらの営みにより、子どもたちの最善の利益と健やかな成長が守られる社会的養育システムのさらなる充実が望まれる。

引用文献

- 1 こども家庭庁：社会的養育の推進に向けて。
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/69eff642/20250414_policies_shakaiteki-yougo_130.pdf 2025.
- 2 こども家庭庁支援局家庭福祉課 こども家庭庁支援局障害児支援課：児童養護施設入所児童等調査の概要（令和 5 年 2 月 1 日現在）。
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0f40dd16-8b14-4fe4-b3cd-6815fad26135/40120fc2

/20250428policies-shakaiteki-yougo-research-Children_in_foster_care-14.pdf

3 こども家庭庁 「里親支援センター及びその業務に関する ガイドライン」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/e5cd0521/20250106_policies_shakaiteki-yougo_112.pdf

4 Konijn, C., Admiraal, S., Baart, J., van Rooij, F., Stams, G.J., Colonsie, C., Lindauer, R., Assink, M. Foster care placement instability: A meta-analytic review Children and Youth Services Review, 96, 483-499, 2018

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

II. 分担研究報告

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
総括分担研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
—養育不調の予防とケアのための基本方針の検討と手引きの作成—

研究分担者 上鹿渡 和宏（早稲田大学人間科学学術院）
研究協力者 藤巻 楽々（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究要旨

本研究は、社会的養護における家庭養育の推進に伴い喫緊の課題となっている「養育不調」について、委託（措置）解除に至る事象とプロセスを解明し、実効性のある予防・対応策を提示することを目的とした。3年間に渡り、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児童相談所、フォスターリング機関等の多角的な視点から、質問紙およびインタビュー調査を実施し、得られた全データを統合的に分析・考察した。分析の結果、養育不調による委託解除は13～18歳の思春期に集中する傾向があり、子どもの行動問題や家庭内での関係性調整の難しさに加え、委託前における情報共有や双方向のアセスメントの不足、役割分担の不明確さが不調を遷延させる要因となっていることが明らかとなった。本研究では、養育不調を養育者の個人的資質や子どもの問題に帰すのではなく、支援体制を含む「チーム養育体制の機能不全」という構造的課題として捉え直すことの重要性を提示した。主要な成果として、米国のQPI(Quality Parenting Initiative)の理念を参考に、養育不調の予防とケアのための手引き（総論）を策定した。手引きでは、①委託前からの具体的見通しの共有、②「失敗してもリカバーできる」安全な支援基盤の構築、③不調サイン出現時の迅速な構造的再アセスメント、④委託解除における子どもへの丁寧な説明とケアの連続性の確保、を基本方針として示した。特に、里親と支援者が対等なパートナーとして「相手への期待」と「役割」を明確に伝え合うことが、孤立を防ぎチームを機能させる鍵であることを強調している。本研究は「子ども一人ひとりのチーム」を実効的に機能させるための確固たる指針を示した。本手引きを現場に実装し、関係機関が協働して養育不調を構造的に乗り越えていくことで、子どもの最善の利益と安定した養育環境を継続的に保障することが期待される。

A. 研究目的

本研究は、社会的養護における家庭養育優先原則の進展に伴い、里親家庭やファミリーホーム、地域小規模児童養護施設等において喫緊の課題となっている「養育不調」について、その委託（措置）解除に影響を与える事象とプロセスを包括的に解明し、実効性のある予防・対応

策を提示することを目的とした。

社会的養護に関わる多角的な視点を統合するため、本研究では養育者側（里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設）および支援側（児童相談所、民間フォスターリング機関）の双方を対象とした3年間の調査・検討を実施した。著者は、各分担研究者によって実施された

質問紙調査およびインタビュー調査から得られた全データの統合的な分析を担当した。

また、本研究は、養育不調を養育者の個人的な資質や子どもの行動上の問題に帰すべきものではなく、支援体制を含めた「チーム養育体制の機能不全」という構造的な問題として捉え直すことに重点を置いた。統合的なデータ分析の結果に基づき、関係者全員が参照すべき共通の基盤として「養育不調の予防とケアのための手引き」の基本方針（総論）を作成した。本手引きの総論は、アセスメントからマッチング、委託中、さらには解除後に至るまで、支援者が養育者を孤立させず、常に「チーム」として機能するための具体的な視座と指針を提供することを目的としている。

最終的には、本研究による分析結果と手引きの総論を作成し、子どもの最善の利益を守るための機能的な「子ども一人ひとりのチーム」を具現化するための確固たる指針を確立することを目的とした。

B. 研究方法

本研究は、3年間にわたり各分担研究者が里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児童相談所、およびフォスタリング機関を対象に実施した多角的な調査データを、著者が統合的に分析・考察したものである。その結果に基づき、養育不調の予防と対応に関する共通の指針となる手引きの「総論」の策定を行った。

1. 各関係機関および養育者を対象とした調査データの統合分析

各分担研究者が収集した以下のデータを対象に、どのような支援が求められるかの視点から分析し検討を行った。

1) 質問紙調査の分析

里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設の養育者、児童相談所・フォスタリング機関の回答内容を本調査研究の各研究分担者が確認し、分析した報告書をもとに、筆者が全体を俯瞰しそれぞれの養育不調の現状の把握と改善に向けた課題、またその解決に向けた支援について探求する本調査研究に必要とされる視点を見出すべく検討した。

2) インタビュー調査の分析

養育不調による委託解除を経験した里親、ファミリーホーム養育者、地域小規模児童養護施設の職員、また、児童相談所およびフォスタリング機関の職員に対するインタビュー調査の逐語録を対象とした。養育者側と支援側双方の視点を照らし合わせることで、委託前から委託解除後に至るプロセスにおいて、どのような事象が連鎖して養育不調に繋がるのかを構造的に分析・考察した。

2. プロセス図および手引き（総論）の策定

1) 養育不調プロセスの可視化

統合分析により抽出された、養育不調に影響を与える事象を時系列（アセスメント、マッチング、委託当初、委託経過中、危機発生時、解除決定、解除後）で整理し、それぞれの段階における課題と対応のポイントを可視化した「プロセス図」を作成した。

2) 手引きの基本方針（総論）の作成

各分担研究者が作成した主体別の手引き案を集約し、すべての関係者が共通して持つべき視点や理念を「養育不調の予防とケアのための手引き」の基本方針（総論）として執筆した。ここでは、QPI（Quality Parenting Initiative）¹の考え方も参照し、チーム養育を機能させるための具体的な役割分担などを検討し総論と

して示した。

3. 妥当性の検討

作成したプロセス図および手引きの総論案に対し、各分担研究者との協議、および調査協力機関それぞれ2件ずつからの意見聴取（フィードバック）を行い、その内容を精査・反映させることで、実践的な指針としての妥当性を確保した。

（倫理面への配慮）

本研究の基盤となる各調査は、国立成育医療研究センター倫理審査委員会（2023-164）および新潟青陵大学倫理審査委員会（第202407号）の承認を得て実施された。データの取り扱いにおいては、各分担研究者と連携し、個人および施設の匿名性を厳密に保護するとともに、データの適切な管理を徹底した。

C. 研究結果

1. 質問紙調査の結果

2023年度に実施した全国調査では、里親家庭（有効回答1,854件）およびファミリーホーム（有効回答99件）等における養育不調の実態を把握した。養育不調による委託解除の経験は里親で8.0%、ファミリーホームで24.2%に認められた。委託解除時の子どもの年齢は、特に13歳から18歳の思春期に集中する傾向がみられた。委託解除の理由として、子どもの行動上の問題（暴力、暴言、試し行動等）に関する記述が多く、養育不調に影響を与える事象の評定においても「情緒不安定、行動上の問題の状況」が最も高い値を示した。同時に、実子や他の委託児童（同居児）との関係悪化など、複数の配慮が必要な子どもが生活する家庭養護特有の「関係性の調整」の難しさも浮き彫りとなった。地域小規模児童養護施設の調査におけ

る養育不調による措置解除の経験について「あり」は54件（36.0%）であった。措置解除になった54件の内、回答があった49名の分析では平均年齢14.92歳、高校生が32名（65.3%）と年齢が高く、措置変更後は「家庭復帰による措置解除」が21名（42.9%）と最も多く、施設で不適応をおこし、「なし崩し的に家庭復帰」となっていくことも多いと推測されている。

2. インタビュー調査の結果

2024年度および2025年度に実施したインタビュー調査では、養育不調を経験した里親（14事例）、ファミリーホーム（10事例）に加え、養育不調ケースを担当した児童相談所の児童福祉司（15名）、およびフォスティング機関等の里親支援者（8名）を対象とし、それぞれの視点からどのように養育不調が生じるのか統合的に分析した。

委託前から委託解除後に至る時系列（①委託時点までの状況、②マッチング・交流、③委託当初、④委託経過中、⑤養育不調に気がついた時、⑥養育不調が共有された時、⑦委託解除までの期間、⑧委託解除時、⑨委託解除後）に沿って検討した結果、以下の実態が明らかとなった。

委託前の段階では、児童相談所から子どもの正確な見立てや医療的情報が十分に共有されず、双方向的なアセスメントと具体的見通しの共有が不足していた。また、養育者側も「断ると次の打診が来ないのではないか」という不安から、疑問を十分に表明できずに委託を受ける実態があった。委託中においては、子どもの行動上の問題や他児への影響が顕在化しても、支援機関と「どこまで目標を共有し役割分担ができているか」が不明確であり、互いに「自分にはどうにもならない事」として諦め、養育者が孤立を深めていく経過がみられた。委託解除時

には、子どもへの丁寧な説明や別れのプロセスが保障されず、危機管理が優先されることで、子どもにトラウマを与え、養育者に強い自責の念を残す結果となっている事例が多く認められた。

3. 手引きの総論の作成

以上の統合分析結果に基づき、養育不調に至る事象の連鎖を時系列で整理し、予防とケアのポイントを明示した「プロセス図」を作成した。さらに、プロセス図から導かれた知見をもとに、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設が横断的に参照できる「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成した。

手引きの作成にあたっては、関係者全員が共有すべき基本方針（総論）を執筆した。総論では、QPI（Quality Parenting Initiative）の理念も参照し、チームで子どもを助けようとするそれぞれが「相手に期待することを明確にし、連携する相手にしっかり伝えること」、「失敗してもリカバーできる安全な支援基盤の構築」、そして「委託解除を単なる失敗とせず、チーム養育を振り返り質向上へ繋げること」の重要性を提示した。本手引きは、各調査協力機関への意見聴取を経て、実効性のあるツールとして完成稿とした。

D. 考察

手引きでは、委託前から委託解除後に至る全プロセスにおいて「チーム養育」という視点から、養育と支援のあり方の基本方針を総論として執筆した。以下に、本調査結果と手引きの総論から導き出された考察を述べる。

1. 質問紙調査に関して

里親の委託解除においては、解除後の子ども

の行き先や理由を里親自身が把握・納得できていない実態が少なくない。養育不調を単なる失敗体験として終わらせるのではなく、新たな養育者への情報提供や子どもとの関係継続を通じ、その後のより良い育ちにつなげるための準備と継続的な支援が不可欠である。また、委託解除の6割を13～18歳が占めるファミリーホームについては、施設や里親に比して高年齢かつ障害を有するなどの困難度の高い子どもが委託される傾向にあり、養育者の精神的負担が大きいことが背景にある。ベテランの養育者が多いために既存の支援体制に繋がりにくい側面もあり、委託後の支援だけでなくマッチングのあり方も含めた検討が求められる。さらに、地域小規模児童養護施設で多く見られる「なし崩し的な家庭復帰」は、親との交流が可能な児童が多いことに起因するが、今後は家庭復帰を目指す里親委託においても同様の課題が生じうると考えられる。したがって、「家庭復帰」という結果に隠されがちな養育不調の実態を正しく認識し、それを次なる支援へ活かす視点が極めて重要である。

2. インタビュー調査について

里親、フォスタリング機関、児童相談所の三者の認識を分析すると、アセスメントやマッチングにおける情報共有・連携の不足、子どもの特性やニーズへの専門的理解の欠如、および三者間の信頼関係の脆弱性が養育不調を深刻化させる主要な要因として浮かび上がる。各主体がこれらの重要性を認識しながらも、実際には連携が機能せず、不調が遷延化して委託解除に至る構造がある。特に里親と児童相談所の方針不一致は最大の危機であり、両者が目標を共有して「協働」する体制の構築が急務である。

解決に向けた指針として、米国の Quality Parenting Initiative (QPI) の理念が極めて有

効である。QPI は、養育者に対して期待すること・期待されることを明確にし、それを全関係者で共有・実践することを重視する。具体的には、詳細な情報共有、里親同士のピアメンタリング、そして子どもの移動時のトラウマを最小限にする移行期支援などが挙げられる。また、里親を社会的養護における尊重すべきパートナーとして位置づける「里親の地位向上」は、養育の質とモチベーションを高める土台となる。こうした土台の確保により、情報不足や唐突な措置解除といった課題の改善が期待できる。さらに、今後日本でも重要視される「実親との共同養育」においても、QPI の知見は大きな示唆を与えるだろう。

最後に、養育不調を子ども視点で捉え直すことが重要である。委託解除に伴う移動は、子どもにとって再度の分離と喪失を伴う危機的状況である。このトラウマを最小限に抑えるため、委託解除後もできる限り子どもと里親の交流を継続するなど、ケアの連続性を確保する視点が不可欠である。養育不調を単なる失敗体験で終わらせず、チーム養育を振り返ることで、子どもにとっても、里親にとっても、次なるより良い育ちの環境へ繋げるための意味のある経験、および機会とする支援が求められる。

3. 手引きの総論の作成について

養育不調の予防と対応の核心は、委託前から解除後に至るまで一貫した「チーム養育」の機能化にある。まず委託前には、子どものニーズに加え、養育者の状況を含めた双方向のアセスメントが不可欠である。マッチングを単なる相性確認に留めず、委託の目的や想定される課題を事前に共有し、関係者全員がそれぞれの役割を認識することが、強固な予防基盤となる。

委託後は、支援者が伴走者として「不調時にもリカバーできる」安全な関係基盤を築くこと

が求められる。養育不調を養育者や子どもの問題に帰すのではなく、支援体制を含めた構造的な問題として捉え直し、迅速な再アセスメントと体制調整を行うことが重要である。このプロセスを通じて不調を乗り越えることが、子どもの健やかな成長を支える鍵となる。

万が一、委託解除が避けられない場合でも、事前の丁寧な説明により子どもの傷つきを最小限に留める配慮が欠かせない。解除後は、チーム全体で養育の過程を建設的に振り返り、その経験を組織的な学びへと昇華させることで、社会的養護全体の質の向上を図るべきである。不調を個人の失敗で終わらせず、次なる支援に活かす視点が不可欠である。

こうした取り組みにおいて、米国の QPI (Quality Parenting Initiative) が提唱する「相手への期待の明確化」と「責任・役割の共有」は極めて示唆に富む。里親、支援機関、児童相談所が同じ目標を掲げ、互いの期待を伝え合うことで、孤立を防ぎ、子どもにとって最善の利益を守るための機能的なチームを具現化できる。養育不調を構造的に捉え、連携体制を絶えず改善し続けることが、安定した養育環境の提供へと繋がるのである。

E. 結論

本研究は、社会的養護における里親家庭やファミリーホーム等での養育不調について、その要因とプロセスを多角的に解明し、実効性のある予防・対応策を提示することを目的とした。3年間にわたる包括的な調査データの統合分析の結果、養育不調は養育者や子どもの個別の問題ではなく、支援体制を含めた「チーム養育体制の機能不全」という構造的な課題として捉え直すべきであることが示唆された。

本研究の主要な成果である「養育不調の予防とケアのための手引き」の総論は、アセスメン

トからマッチング、委託中、解除後に至るまでの各段階において、関係者が共有すべき具体的な指針を提示した。特に、委託前の双方向的なアセスメントによる具体的見通しの共有、委託後の「リカバーできる安全な支援基盤」の構築、そして危機発生時の迅速な構造的再アセスメントの重要性を強調している。また、米国のQPI（Quality Parenting Initiative）の理念を基盤とし、里親、支援機関、児童相談所が互いに「相手への期待」と「自らの役割」を明確に伝え合うことが、孤立を防ぎチームを機能させる鍵であることを示した。

委託解除が避けられない局面であっても、子どもの傷つきを最小限に抑えるための丁寧な説明や、解除後の関係継続といったケアの連続性を確保する視点が不可欠である。養育不調を単なる失敗体験で終わらせず、チーム全体の振り返りを通じて組織的な学びへと昇華させることは、社会的養護全体の質の向上に直結する。

本研究は「子ども一人ひとりのチーム」を実効的に機能させるための指針を示した。今後は、本手引きの総論に基づき、関係機関が互いに尊重し合うパートナーとして連携を深め、養育不調を構造的に乗り越えていくことで、子どもの最善の利益と安定した養育環境を保障し続けることが求められる。

引用文献

3) QPI JAPAN, 特定非営利活動法人家庭養育支援機構ホームページ

<https://family-childcare.org/qpi-japan/>

(2026.3.8.アクセス)

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
—児童相談所における養育不調による委託等解除プロセスの分析と手引きの作成—

研究分担者 三輪 清子（明治学院大学 社会学部 社会福祉学科）

研究協力者 藤巻 楽々（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究要旨

里親委託において、養育不調（養育するうえで対応が困難になること）は、子どもと里親の双方を苦しめ、大きな課題となっている。本研究では、「養育不調」による委託解除に影響する重要な事象とそのプロセスを明らかにするため、まず初年度に児童相談所（以降、「児相」と略記する）への質問調査を実施した。2年目には、里親家庭における養育不調によって委託解除となった事例について、児相職員の視点から、そのプロセスを明らかにし、養育不調の要因を分析し、その対策を検討することを目的とし、2019年4月～2024年3月までに養育不調によって委託解除となった事例を担当した経験のある児相職員にインタビュー調査を実施した。最終年度には、1年目、2年目の知見をまとめ、児相からみた養育不調による措置解除のプロセス図を作成し、さらに「養育不調の予防および対応に関する手引き（ガイドライン）」を作成した。

A. 研究目的

現在、わが国では、社会的養護において家庭養育優先の原則に基づく里親委託等が推進されている。だが一方で、委託後に子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題、支援の不足により、養育者が子どもへの対応に困難をきたす「養育不調」が重要な課題となっていることから、本研究では、「養育不調」の要因とプロセスを明らかにすることを目的とした。

初年度には、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児相、フォostリング機関各々への調査を行うため、養育不調の要因を、Konjin et al., (2018)¹の里親委託の不安定性の要因に関するシステマティックレビューを参考に、「委託や委託解除時の状況」、「子どもの心身の特性や行動上の問題」、「養育上の課題」、「支援の課題」の4つに分けて検討を行い、質問項目を作成した。児相への調査を分担する本研究では、児相が里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設に委託・措置を行った子どもにおいて、養育不調による委託・措置解除となった子どもと委託が継続している子ども

を比較するために、それぞれの委託・措置先（里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設）につき、委託・措置が継続しているケースと養育不調による委託・措置解除ケースについて、その要因を詳細に検討するため質問項目を設定した。なお、本研究では、調査によって得た結果のうち、フェイスシートの結果について考察し、そのほかの結果については、他分担研究にて分析考察されている。

2年目には、養育不調によって委託解除となった事例について、児相の職員の視点から、そのプロセスを明らかにし、養育不調の要因を分析し、その対策を検討することを目的とした。そのため、養育不調による委託解除を経験した15名の児相職員にインタビュー調査を行った。インタビュー調査では、里親家庭、もしくはファミリーホームにおける養育不調による委託解除があった16事例について語られた。

最終年度となる3年目の研究目的は、養育不調に至るプロセスや背景要因についての分析をより深化・精緻化することにある。具体的には、委託前の事前のアセスメント、里親と子ど

ものマッチングや情報共有、そして委託後の関係機関との協力体制（チーム養育）構築の各段階において、どのような課題が重なって養育不調に至ったのか、その発生のプロセスと要因を検討する。

最終的には、これまでの質問紙調査および複数年にわたるインタビュー調査の統合的な分析結果に基づき、養育不調の未然防止、早期発見・対応、および委託解除後のケアを含めた包括的な支援のあり方を提示し、実効性のある「養育不調の予防および対応に関する手引（ガイドライン）」を作成することを目的とした。

B. 研究方法

1. 1 年目

1) 質問項目

養育不調の要因に関する調査を行うため、メタアナリシスレビューを行った海外の文献に当たり、質問項目を挙げ、班会議での協議によって、児相への質問項目を作成した。まず、回答者の職種、在職期間、専門職採用の有無を尋ねるフェイスシートを作成した。次に、A 票として、当該児相における委託継続ケースと養育不調ケース、それぞれの全数データを 3 か年分の回答を求めた。さらに、B 票として、「養育の不調（養育するうえで対応が困難になること）による委託解除となった子どもを A さんとして」A さんにかかわる情報を尋ねた。A 票、B 票双方で、「里親」「ファミリーホーム」「地域小規模児童養護施設」について、それぞれに票を作成し、共通の質問項目を用いた。フェイスシートでは、回答者の職種、勤務年数、児相での専門職採用の有無、専門職採用だった場合の資格要件を尋ねた。

A 票では、当該児相が取り扱ったケースのうち、2020 年度から 2022 年度の 3 か年にわたる、委託継続ケース・養育不調による委託・措置解除ケースについて全数調査を行った。性別、年齢、および里親種別ごとにそれぞれの件数を尋ねた。また、きょうだいの有無、被虐待経験の有無、委託または措置期間、里親とファミリーホームの場合は委託された家庭での同居の実子の有無と同居人の有無、委託児の年齢、再措置（過去に家庭復帰ケースになったものの、再び家庭などで問題が起きたために代替ケアが必要となり、現在里親家庭に在籍している子ども数）の有無、現在の委託・措置以前に措置変更されたことのある子どもの人数、連携して

いる機関につなげた人数、委託されている子どもと実親の交流の有無などを尋ねている。

B 票では、「養育の不調（養育するうえで対応が困難になること）による委託解除となった子どもを A さんとして」、A さんの委託・措置開始年齢、性別、解除時年齢、国籍、養護上の課題が発生した理由、被虐待経験の有無と虐待種別、虐待期間の長さ、心身へのダメージの大きさ、医学的な診断の有無と種別、知能検査及び発達検査の実施の有無と結果、A さんと里親が定期的に支援を受けていた機関、委託解除の理由、措置変更先、養育不調に気付いたきっかけ、養育不調に気づいてから委託解除・措置変更までの期間、どのような支援があれば養育不調による委託解除・措置変更を回避できたと思うか、なぜそのような支援ができなかったかを質問した。

2) 調査方法

調査票の回収は、パスワードをかけ Excel ファイルに記入してもらい、調査者のアドレスに返信する方法により回答する形式をとった。

（倫理面への配慮）

調査回答者、研究対象となった委託・措置されている子どもの個人情報収集せず、匿名性を厳密に確保した。国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認（2023-164）を得て実施した。

2. 2 年目

本調査では、事前質問紙調査とインタビュー調査を行った。それぞれの方法については以下のとおりである。

1) 事前質問紙調査

① 質問項目

インタビューで尋ねる養育不調によって委託解除となった子どもを A さんとして、性別、委託時の年齢、委託時の在籍、国籍、委託解除時の年齢、委託解除後の措置先、保護の理由、虐待被害の状況、医学的診断の状況、知能検査及び発達検査の状況についての質問項目を設けた。また、児相の情報として、里親家庭への支援にあたる職員の経験、資格、研修等についての質問項目を設けた。

② 調査方法

事前に郵送、もしくはメールにて質問紙を配

布した。回答した質問紙はインタビュー当日に持参してもらい、当日のインタビューの進行に役立てた。

2) インタビュー調査

① インタビューガイド

本インタビューは事前に作成したインタビューガイドを用いて行った。

② 調査方法

インタビュー形式は対面、もしくはオンラインであった。場所は各自治体所有の会議室にて、調査協力者が希望する日時に実施した。インタビューガイドを用いた半構造化面接を行い、時間は1時間から2時間ほどを要した。インタビュー内容は、調査協力者の許可を得て、対面の場合は音声をICレコーダーで録音、オンラインの場合は録画をした。インタビュー終了後、逐語録に起こした。

3) 調査協力者

調査協力者は、各自治体の児相を通して選定を行った。児相の職員のうち、日本語での受け答えが可能であり、2019年4月から2024年3月末までの間で養育不調による委託解除・措置解除を経験した子どもの担当児童福祉司15名が調査協力者となった。

既述のように、事前質問紙では、里親家庭への支援にあたる職員の経験、資格、研修等について記入してもらった。ただし、回答があったのは15か所中7か所である。結果は、以下のとおりである。いずれも複数で里親家庭への支援にあたっており、現役職については短い場合には1年程度であるが、長い場合は19年であった。また現役職19年の者がいる児相は他の児相と比較して、長期間現役職についているものが多かった。資格については、ほとんどの者が社会福祉士、保育士など何らかの資格を持っていた。

里親家庭への支援に関する職員研修についての回答は、15か所中6か所であった。そのうち職員研修は「ない」としたのは1か所で、「あるとしたのが5か所だった。頻度についての記入は4か所であり、年1回が2か所、年2回と年4回がそれぞれ1か所だった。全国的な研修（「里親支援センター等人材育成プログラム」）への参加、県のフォスタリング機関関係職員研修への参加など、また新人研修、その他独自の研修があったが、里親家庭にかかわる職員のみを対象としているものがほとんどで、児

相内の全職員を対象にしている研修があると回答したのは1か所のみだった。

4) 調査期間

調査期間は2024年12月～2025年3月だった。

5) 分析方法

結果の表示については、本調査の目的に照らし、委託前の認識、委託されてから解除になるまでのプロセスを考える上で、委託開始から委託解除までの期間において、養育不調による委託解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出した。時期については、委託前の「委託時点の状況（Aさんの状況、里親の状況、実親の状況、委託・措置の選定先の里親の認識）」、委託の準備である「マッチング・交流」、委託が始まってから委託解除までの「委託当初」、「委託経過中」、「養育不調に気が付いた時」、「養育不調が児相に共有されたとき」、「委託解除までの期間」、「委託解除時」、「委託解除後」と時期を分けて捉えることとした。

（倫理面への配慮）

回答者と研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（承認番号：第202407号）を得て実施した。

3.3 年目

最終年度である3年目は、養育不調によって委託・措置解除となった事例がたどったプロセス図の作成と手引きの作成を行った。具体的には以下のとおりである。

1) プロセス図の作成方法

養育不調によって委託・措置解除となった事例がどのような過程を辿ったのか、児相へのインタビュー調査で得られた16件の事例を分析し、統合したプロセス図を作成した。

まず、インタビュー調査で集めた事例について、委託開始から委託解除までの期間において、養育不調による委託解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出し、共通した事象は集約した。それらを、委託・措置前→委託・措置当初→委託・措置中→委託・措置解除時という時間軸に分けて切片化した。上段には、子どもや里親がどの段階でどのような状況だったのかを四角で示した。下段には、児相

のかかわり・支援として望まれるものを示した。

明らかとなったプロセスの中で、予防とケアのポイントを考えられる箇所について赤丸の数字で示した。

完成したプロセス図について、研究班内で協議を重ね、修正を重ねていった。

2) 手引きの作成方法

手引きの作成では、質問紙調査、インタビュー調査の分析による養育不調に影響する事象を整理した。また、養育不調による委託解除のプロセス図から導かれた予防とケアのポイント、委託前から委託解除後までを段階別に整理した。一冊の手引きの中で、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設が横断的に参照できる構成とし、仮案作成後には、インタビュー調査協力者および関係機関から内容の妥当性等について意見聴取を行い、その結果を踏まえて研究班内で加筆修正し、完成稿とした。

(倫理面への配慮)

研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認(承認番号:第 202407 号)を得て実施した。

C. 研究結果

1. 1 年目

本児相調査の回収率は 32.3%だった。有効回答数は、全国 232 か所の児相中 75 件である。本研究では、調査によって得た結果のうち、フェイスシートの結果について考察し、そのほかの結果については、他分担研究にて分析考察されている。

フェイスシートの結果としては、回答者の職種で一番多かったものは児童福祉司であり、54.7% (41 件) と半数を超えた。そのほかの職種については、一般事務や主任児童福祉司、心理職など多種多様な職種があがったが、いずれも 1% 前後 (多くは 1 件) だった。

現在の児相における勤務年数については、「1 年～3 年未満」「3 年～5 年未満」がいずれも 28.0% (21 件) であり、「1 年未満」は 14.7%、「5 年～10 年未満」は 17.3% (13 件)「10 年以上」は 9.3% (7 件) だった。

現在在籍している児相以外の児相も含めた、児相での勤務年数は「10 年以上」が最も多く 32.0%、次に「5 年～10 年未満」が 25.3%、

「1 年～3 年未満」「3 年～5 年未満」がともに 17.3%、「1 年未満」が 5.3%だった。

児相での専門職採用を尋ねたところ、専門職採用をしているところが 86.7% (65 件) にのぼった。

専門職採用の資格要件を尋ねたところ、「社会福祉士」が最も多く 24.6%、次に「心理学に関する学部/大学の卒業」が 22.5%、「福祉学に関する学部/大学の卒業」が 19.4%、「精神保健福祉士」が 15.2%と続いた。

2. 2 年目

2 年目に実施したインタビュー調査の結果について以下に記述する。ただし、回答者の具体的な発言については、当該年度の報告書でも報告されており、ここでは省略する。

1) 委託時点の里親の状況

① 里親家庭の概況

対象となった里親家庭は 16 家庭で、そのうちファミリーホーム(以下、「FH」と略記する)が 3 家庭、養育里親が 11 家庭、養子縁組里親と養育里親の重複での登録が 2 家庭だった。夫の仕事の都合上、まだ登録ができておらず、妻のみ登録しているケースも見られた。

里親の年代は、40 代が 5 家庭とひとり、50 代が 3 家庭とひとり、60 代が 2 家庭、不明(調査中特に年齢を聞かなかった)が 5 家庭だった。家庭状況としては、里父は正社員であり、その他宗教家、自営業、無職だった。里母は、正社員、もしくは非正規雇用、自営業、専業主婦だった。不明も 1 件あった。実子の有無については、実子なしが 5 家庭、実子ありが 9 家庭、不明が 1 家庭だった。これまでの受託人数については 0 人から多数まで様々だった。当該ケースに至るまで、全く子どもと関わりもなく、一時保護やレスパイトなどの受け入れ経験もない里親がいる一方で、福祉関係の仕事をしてきていた里親、実子がいる里親、子どもの受託経験のある里親もあり、里親の経験は多岐にわたっていた。

② 委託の状況

里親登録後すぐに委託された場合もあれば、2～3 年を経て委託された場合もあった。里親の希望とは異なる年齢の子どもだが、児相の説得により、依頼の承諾を得たケースも複数あった。

③ 成人した実子

今回の調査においては、実子とは良好な関係

だった事例もあったものの、実子、もしくは里父と委託された子どもの関係性が悪化したことが不調による措置解除の要因となった事例もあった。

しかしながら、特筆すべきは、里親に成人した実子があり、その成人した実子が不調による措置解除の一因となった事例が複数あったことである。また元々は別居していた実子が、子どもの委託後に、離婚によって実家である里親宅に戻ってきて、子どもとうまくいかなかったという事例もあった。さらに元々同居していた成人の実子との折り合いが悪く措置解除に至った事例もあった。

2) 委託時点の A さんの状況

① A さんの概況

今回の調査では、委託時と委託解除時の学年は、就学前～高校生の長期間は 1 人のみであった。就学前～就学前は 5 人で、就学前～小学校低学年が 1 人、就学前～小学校高学年が 1 人、小学校高学年～小学校高学年が 1 人、中学生～中学生が 4 人、中学生～高校生が 1 人、高校生～高校生が 2 人だった。性別は男子が 11 人、女子が 5 人だった。委託期間は、1 年以内に措置解除となった事例は 9 件、1 年～2 年以内が 4 件、約 5 年が 2 件、約 16 年が 1 件だった。保護の理由としては、保護者の虐待もしくは酷使、養育拒否など、虐待を示すものが 9 件、その他、他者の精神疾患、死亡、離婚、拘禁、経済的理由、もしくは子の問題による監護困難、障害などだった。委託された子どもの主な問題としては、里母への暴力、試し行動、愛着の課題、性的問題行動、無断外出、盗み、不登校等、多岐にわたった。フォスタリング機関からの継続的支援は、ありが 10 件、なしが 6 件だった。里子への児相・フォスタリング機関からの継続的支援はすべてがありだった。

② A さんの医学的診断、知能検査など

A さんの医学的な診断がないとしたのは 5 件で、11 件は診断があった。知能検査は 14 件が行われており、2 件は行われていなかった。ただし、今回の調査対象となったすべての子どもが、愛着の課題、あるいは発達障害や知的障害、肢体不自由などの障害がある、もしくは何らかの虐待を受けていた、またはその両方があった。

3) 委託時点の実親の状況

委託時点の実親の状況は、父母がいる家庭や

ステップファミリー、母子家庭、父子家庭、もしくは、子どもの保護後に離婚した家庭があった。実親の状況は、何らかの精神障害や知的障害などの障害があり、精神保健手帳や療育手帳を保持している実親、両親が拘禁されている実親、母の彼氏の出入りがある家庭、実母が病気で死亡し祖母が育てられなかった家庭、父や母、もしくはきょうだいとの関係性に困難がある家庭など、さまざまだった。

4) 措置先の選定

措置先を里親家庭とした理由、また当該里親家庭を選択した理由としては、①実祖父母からの希望、②フォスタリング機関の強い希望、③子どもが保育園で安定して過ごしていることから、同じ地域の力のある里親が選定、④受験のため、⑤一時保護で学校に行くことが困難な場合、学校に早く行かせたいことが理由で里親委託が選択、⑥実家庭、親族家庭、施設にも空きがなく、里親家庭に行くしかないで里親家庭を選択、⑦以前からつながりのある里親家庭を選択などだった。

5) マッチング・交流

今回の調査では、マッチング・交流を、半年や 7～8 か月など、段階を踏んで慎重に交流を重ねていく事例が約半数ほどあった。一方で、1～2 回の顔合わせ、あるいは外出・外泊を 2 回程度行い急いでマッチングと交流を終える事例も約半数ほどあった。

マッチング・交流時の課題としては、十分な情報を里親に伝えられていないとした事例が複数あった。

6) 委託当初

委託当初の状況としては、委託当初は順調だったが、思春期ごろから数年をかけてうまくいかなかった事例があった。また、中高生などの高年齢児では、委託当初は緊張していたり、気を遣って生活していたという状況も見られた。

一方で、委託後早いうちから試し行動が見られる場合や、その子どもの素の部分が見えている場合もあった。また、里親側に当初から子どもの状態に合わせての対応が難しかったことが語られた事例もあった。

7) 委託経過中

委託経過中については、長期間、問題なく経

過していった場合もあった一方で、委託経過中にすでに不調の兆しが見えていた場合が今回の調査では多勢を占めた。

8) 養育不調に気付いたとき

児相職員が委託当初から気になっていた里親の様子に変化が現れなかった場合、あるいは委託経過中から里親宅が気に入らないと子どもが訴えを続けていた場合は、「養育不調に気付いたとき」という決定的な瞬間はないものの、当初から不調や心配があったと考えられる。

「養育不調に気付いたとき」として語られたのは、里親から「もうみれない」「一緒にいられない」といった訴えがあった場合、子どもが里親宅から家出した場合などだった。一方で、児相の職員が、里親とのかかわりの中で、養育不調が少しずつ始まっているのに気付いた場合もあった。

9) 養育不調が共有されたとき

養育不調が児相側と里親の両方で共有された時は、本調査においては、既述の「8. 養育不調に気付いたとき」とほぼ同時であることが多かった。

10) 委託解除までの期間中

既述したが、里親から「もう無理」など委託解除の申し出があった場合には、訴えがありすぐ措置解除した場合と、何らかの支援や養育不調を改善しようとする動きがある場合があった。委託解除後に家庭復帰することになった事例もあった。

11) 委託解除時

委託解除時には、幼児への説明にも難しさを感じていることがうかがえた。また中高生の場合には、児相職員が措置解除を告知したときに淡々と受け止める子どもの様子が語られた。

また、とくに中高生において、里母から里親宅にいられなくなった事情を説明してもらったり、お別れの挨拶をしてもらったりするというように、子どもも里親もいったん区切りをつけるためにセレモニー的な場面を大切にしている児相もあった。

12) 委託解除後

委託解除後、子どもの状況が好転した事例と子どもの状態が結局よくならなかった事例があった。また、委託解除後の里親についても聞

き取りを行っている。

さらに、中高生の場合には、委託解除後に、児相の職員と子どもとの振り返りが行われることがあった。

13) 養育不調予防のために望むこと

① 児相・里親支援センター等の支援

児相の寄り添うような伴走支援の大切さについての語りがあり、さらに、里親が子どもの養育に専念できるような環境づくりの重要性についても語られた。とくに、子どもの養育以外の部分をサポートできるような資源の利用が必要であることが語られた。

② 社会資源の利用、関係機関との連携

保育園の利用や里親会等の里親同士のつながりを考えられれば良かったとする語りやフォスタリング機関との連携の重要さがうかがえる語りがあった。

③ 中高生への支援

中高生の場合には、委託当初からの枠組みを子どもに提示する提案がなされた。中高生が活用できる資源の少なさについても語りがあった。

④ 発達特性の理解を促す研修

発達特性に関する研修を行うことで、里親の理解を深めてもらうという提案もあった。

⑤ 振り返りシート

不調による措置解除が生じた後に、関係者で振り返り、誰かを責めるのではなく、振り返ることにより次に活かせるようなシートがあるといいという提案があった。

⑥ アセスメントとマッチングの重要性

特に里親担当の児童福祉司からは、アセスメントやマッチングの重要性を考えずに、「とりあえず里親」となってしまうことの危険性についての語りや、子ども側も里親側もアセスメントが重要であるとの語りがあった。さらに、マッチングが何よりも重要であることが語られた。

3.3 年目

最終年度となる3年目は、ここまでの研究をまとめた形でプロセス図の作成と、手引きの作成を行った。

1) プロセス図

以下、プロセス図について、下段の児相のかかわり・支援のうち、ポイント1から6に沿って説明する。

① ポイント1:

調査では、全ての家庭が「何らかの虐待経験・発達障害等がある子ども」を委託されていた。委託のマッチング時においては、「一時保護所がいっぱい」、もしくは「学校に行く必要がある」、措置の「緊急性が高い」場合と「緊急性が低い」場合の二つに分かれた。そのようなとき、児相がリスクの高いマッチングを避け、複数の措置先の選択肢の中、子どもの最善の利益を考え選ぶことができているかがまず重要になる。

② ポイント2:

交流については、「交流に時間をかけて」慎重に交流した場合と1、2回の面会交流など「交流が少ない」場合がある。このことから、交流の頻度や期間というよりは、交流の時にどのようなことを重視するべきかが重要なように思われた。そして、交流の時に何を重視するべきかについて、子どものアセスメントから養育者にかかわりのポイントを伝え、交流を振り返り養育者候補からの相談を受けられる関係を築けるか考慮する必要がある。

③ ポイント3:

委託が開始されると、「嘘」や「性的問題」「だらしなさ」「盗み」「気になる態度」などの子どもの表出が徐々に見られるようになる。それに伴い、里親の「不満」がきかれたり、もしくは児相から見て、里親が少し「気になる養育」と思われるかかわりが見られたりするようになる。この時期は、「家庭訪問」や「電話」などで里親や子どもの話を寄り添って聴くなど、児相に求められる委託中の支援はできているか、が重要な点となる。

④ ポイント4:

併せて、関係機関（他所の児相、フostering機関、施設、学校、保育園等）と連携、情報共有はできているか、という点は委託前から委託後の支援に至るまで、気を配る必要がある。

⑤ ポイント5:

委託中の支援があまり機能しない場合、子ども、もしくは主に養育していた里親からの「拒否感」が出る。あるいは、里親家庭の実子や、片方の里親からの「拒否感」が出ることによって、「主に養育している里親が間に挟まれ養育が継続困難」になってしまう。そ

うなると「子どもからの訴え」「子どもの家出」「里親からの訴え」などが出され、そこで初めて、児相職員が気付く場合がある。そのときになって、児相も「里親・子どもからの訴えを聴く」「両者の思いを伝えるカンファレンス」「一時保護目的のレスパイト」などを行うが、すでに時が遅く、そのまま措置解除となるという帰結を辿る。

ただし、措置解除となるとしても、子どもの戸惑いや悲しみ、また里親のなぜ措置解除になってしまったのか、という両者の喪失感を受け止め、セレモニー的機会を設けたり、里親家庭での生活の振り返りをしたりするなど、子どもと里親のフォローを行うことが大切になる。

⑥ ポイント6:

委託解除後には、子ども、里親等養育者への振り返りのフォローをできているか。次の委託（措置）先への手続きを検討できているかを考えたい。

2) 手引き

令和7年度報告書内、手引きを参照。

D. 考察

児相職員を対象として本調査研究では、プロセス図にあるように、児相から見た里親家庭の様子とそれに対する児相のかかわり・支援が中心となった。児相職員にインタビュー調査をし、児相職員から事例となる里親家庭の様子を聞き取ることができたことで、児相職員の視点からの里親家庭が浮き彫りになったと考える。その結果、児相職員は、里親と子どもの関係性が不調状態にあることを、気づくことができず、里親や子どもからの訴えがあって初めて気づくというパターンが多いことが示された。

調査では、すべての家庭が「何らかの虐待経験・発達障害等がある子ども」ではあったが、そもそも里親に委託される子どもたちは、何らかの喪失経験を抱えており、その意味ではなんらかの虐待経験、もしくはそれに近いものを抱えている。また、プロセス図で取り上げた児相のかかわり・支援は、多くの児相で実施している一般的な対応も多くみられた。その意味では、プロセス図は里親一般・児相一般に一定程度当てはめて考えることができ、それぞれのフェーズで何を取り組むべきか、自分たちの動きを一定程度、確認することができるよう記載が

できたと考える。

手引きは、本調査研究の3年間の集大成となるものである。以下、手引きのように時系列に沿って、3年間の研究で得られた知見を整理する。

1. 委託（措置）前に求められる対応

1) アセスメント

今回の調査では、アセスメントが非常に重要であることが明確になった。アセスメントは、里親家庭（実子や同居人を含む）についても、子どもについてもする必要がある。また、初期段階でももちろん必要だが、初期段階のみ行えばよいというものではなく、常に継続したアセスメントが必要であり、児相や里親支援センター・フォスタリング機関はそれを意識する必要があると考えられる。

また、子どもを措置する児童福祉司と里親担当の児童福祉司では、里親家庭への委託に当たり、子どものアセスメントについて、重視する点がずれる場合がある。里親担当児童福祉司として、里親家庭に委託するには子どもの「この部分」のアセスメントが必要だと考える内容について、子どもを措置する児童福祉司が十分にアセスメントできていない場合に、結果として養育不調につながる可能性がある。アセスメントの不十分さの指摘は、時として、児相内のパワーバランスが影響することもあると考えられる。そのため、児相内を風通しよくする、児相の職員同士のチームワークに気を配るなど、里親担当や措置を担当する児童福祉司だけでなく、児相や管理職の配慮も重要となると考える。

また、里親家庭自らの希望も十分に考慮し、児相と里親家庭の希望をすり合わせ、思いもかけない子どもが家庭に来た、ということがないように十分な話し合いや研修等の準備が必要となる。また、ファミリーホームであれば、すでに委託されている子どもとの関係性が重要であり、里親家庭でも、里父や実子との関係性にも配慮する必要がある。さらに、今回の調査では、成人した実子と子どもとの関係が里親と子どもの関係に影響を与えた事例もあった。とくに同居の実子だけでなく別居の実子が影響している事例もあったことから、別居の実子であっても、可能であれば、里親制度や社会的養護について、里親から説明するだけでなく、児相や里親支援センター・フォスタリング機関から説明し、研修を受けてもらうことで理解を得る必要性があると考えられる。

2) マッチング・交流

今回の調査では、中高生の場合に「学校へ行かせてあげたい」などの理由から、マッチングを急ぎ、結果的に不調による措置変更となる事例が散見された。調査をする過程では、目の前にいる子どもがずっと一時保護所にいて、早く出してあげたい、学校へ行かせてあげたいと考える児童福祉司の悲痛な思い、少しでもいい環境に子どもを措置したいという思いが窺えた。しかしながら、「ほかにない」から里親に委託する、という状況の中での委託は、結果的に早い段階で養育不調が生じ措置解除となっていた。これらのことから、当該の子どもに「最も望ましい」家庭を選定する必要があることを改めて確認できる結果となったと考える。

また、交流については、交流の期間の長短や回数、頻度というよりは、今後、委託されてからどのような生活ができるか、子どもと養育者は困難が起きたときにどう話し合えるのかなど、それぞれが委託後の生活をイメージし、必要な体制を作ることが重要であると考えられた。

3) 子ども・養育者への説明、情報共有

今回の調査では、マッチング・交流時に十分な情報を里親に伝えていないことがある、ということが明らかとなった。児相が、子どもの情報や養育機関の見通しなどを里親家庭に伝えることが、その後の委託が順調に進むかを左右する。児相は十分なアセスメントを行い、里親家庭に十分な情報を提供することが必要であると考えられる。

また、マッチング・交流時に子どもにも十分な情報提供が必要であると考えられた。子どもにわかりやすく、委託期間の見通しや、実家庭の様子、そして里親家庭の暮らしについて、説明することが重要になる。併せて、生活環境が大きく変化する子どもの不安を十分に聞き取ることも重要であると考えられる。

2. 委託（措置）後に考えられるリスクと求められる支援体制

1) 委託（措置）当初の対応

今回の調査では、委託（措置）当初の対応として、中高生については、里親家庭で生活するうえでのルールを決めることが有効であるという提案があった。里親家庭と子どもに合う形での枠組みを作ることによってその後の生活にスム

ーズに移行することができると考えられた。

また、アセスメントを継続すること、頻繁に家庭訪問をすることも重要であると思われた。

2) 委託（措置）中に求められる対応や支援

今回の調査では、委託経過中に里親家庭に起きた様々なこと（里親の家族の入院、実子の状況の変化、里親の仕事の変化など）によって、委託の継続が難しくなった事例もあった。可能であれば、さまざまなことが起こったとしても、里親には子どもの養育に専念してもらいたい。そのためには、地域の様々なサービスに児相や里親支援センター・フォスタリング機関が繋がっておき、里親もつなげることによって、里親の負担を軽減し、子どもの養育を継続してもらう工夫が必要であると考えられた。

また幼少期の子どもや小学生は地域のサポートが潤沢にあったとしても、中高生にはそうした資源が非常に少ないということも今回の調査で浮き彫りになった。中高生が活用できる資源の情報収集や中高生をどのようにサポートしていくかをあらかじめ準備しておくなどの工夫が必要であると考えられた。

さらに、発達特性等の理解を促す研修の必要性も浮き彫りになった。里親が、事前にそうした研修を受けていても、実際に子どもを目の前にしていないと忘れてしまったり、よくわからなかったりするだろう。しかし、実際に委託される（されている）子どものことは、身につく実践に生かすことが考えられる。そのため、委託される（されている）子どもに合わせたオンデマンド型のオンライン研修を用意しておくなど、様々なやり方を検討する必要があると考える。

3) 養育不調が起きたときに行う対応

児相職員が、養育不調に気づいた場合には、時間的猶予が生まれ、子どもや里親・ファミリーホームに対して対応できることもあるだろう。しかし、児相職員が全く気付かず、里親からの訴えがあつて気付くことになると、すでに時が遅くほとんど何の対応もできないまま委託（措置）解除になることが、今回の調査では多かった。家庭の中で起きていた養育不調に気付くのは困難を伴うのかもしれないが、少しでも早く養育不調の兆しに気づくことが重要であることを再確認することになった。

3.委託（措置）解除の時に求められる対応

1) 委託（措置）解除時の対応、子ども・養育者への説明

委託解除時には、年齢にかかわらず、丁寧にわかりやすく子どもに状況を説明し、そして、子どもから話を聴き、さらに子どもがどう考えるか意見を聞く必要があるだろう。もちろん里親にも丁寧な説明と理解を求める必要がある。

調査では、委託解除の当日に突然子どもに伝え、その日のうちに里親宅・ファミリーホーム宅から離れなくてはならないということもあった。緊急性が認められるようなやむを得ないこともあるかもしれないが、そうでない場合には、子どもに事前の説明や、自分の気持ちを整理するプロセスを保障することが重要であると考えられた。

また、今回の調査では、児相が仲介しながら、子どもと里親がそれぞれお別れのコメントをするというような、セレモニー的機会を設けることもあった。セレモニー的機会を設けることで、子どもの気持ちの整理と未来につなげていくことが大切であるように思われた。また、チームとして子どもや里親・ファミリーホームを支えきれなかったことについても子どもに真摯に伝える必要があるだろう。これらの過程では、里親支援センター・フォスタリング機関とも十分な情報共有を行うとともに、役割分担をしながら連携することが必要であると考えられる。

2) 委託（措置）解除後に求められる支援や対応

委託（措置）解除後に、まず求められるのは、子どもの気持ちに寄り添い、不安や不満の気持ちを聴き取ることだろう。そのうえで、措置変更は子どもに責任はないことを確認し、里親家庭やファミリーホーム、地域小規模児童養護施設での経験を子どもがポジティブにとらえられるようサポートすることが必要である。

また、里親家庭・ファミリーホームの不安な思いや怒りを傾聴し、気持ちを整理し、振り返る機会を持つことも重要であろう。この時には、里親支援センター・フォスタリング機関の協力も必要であると考えられる。

また、可能であれば、子どもの次の生活場所の里親・ファミリーホームまたは施設職員と児相、里親支援センター・フォスタリング機関と、これまで子どもが住んでいた里親・ファミリーホームなどが一堂に会し、子どもの今後の生活について話し合う機会をもてるとよいと考える。

さらに、委託（措置）解除後には、十分な振り返りが大切であるように思われた。今回の調査では、中高生の場合に振り返る機会を設けている児相があったが、中高生に限らず、幼児も小学生も、委託解除後に振り返りを行うことは重要であろう。

また、里親・ファミリーホームについても、養育に関する過度な失敗との認識や喪失感の軽減のため、振り返りは必須となるだろう。里親・ファミリーホームとの振り返りでは、嘆きが聴かれたり、過度に児相が攻め立てられるのではないかという思いから、振り返りを行うことが困難であるとの認識が児相や里親支援センター・フォスタリング機関にあるように思われる。しかし、里親・ファミリーホームが次の委託に進むためには、振り返って必要な部分は労をねぎらわれ、また反省することは不可欠である。また、チーム全体で振り返ることで、養育不調による措置解除は里親だけの責任ではなく、チーム全体の責任であることも、確認したい。

E. 結論

本調査研究では、初年度は児相への質問紙調査のフェイスシートの報告のみだったが、2年目にはインタビュー調査を行い、3年目にはそれらをまとめ、児相からみた養育不調による措置解除のプロセス図を作成し、さらに「養育不調の予防および対応に関する手引き（ガイドライン）」を作成することができた。総じて、次の4点を結論として提示できると考える。

第一に、委託前からの子どもと里親への徹底的なアセスメントが重要であり、それが次のプロセスである措置選定・マッチング、そして委託全体に影響を与えることになる。加えて、里親家庭については、里親家庭に同居している実子のみならず、成人した別居中の実子へのアセスメントや研修の必要性が示唆された。

第二に、措置選定、マッチング・交流のプロセスにおいては、子どもの登校のため、受験のため、他にないから、といった理由での里親の選定は不調のリスクが高まることが懸念された。

第三に、委託当初、委託経過中にも、アセスメントを継続し、委託の経過を予想していくことが必要であることが示された。また児相やフォスタリング機関等の伴走型の支援や、資源の活用、学校やそのほかの関係機関との連携がこの時期には重要であることも示唆された。さら

に、里親に子どもの養育に専念してもらうための地域資源との連携や資源の創出についても今後の課題として示された。

第四に、措置解除時、措置解除後は、子どもや里親に対して、振り返りが重要であることが示唆された。

手引きは完成したが、里親にしても児相にしても、より一般化するためには、さらなる質的研究や量的研究が求められ、それらを精緻に分析する必要がある。それらは、今後の課題としたい。

引用文献

1) Konijn, C., Admiraal, S., Baart, J., van Rooij, F., Stams, G.J., Colles, C., Lindauer, R., Assink, M. Foster care placement instability: A meta-analytic review Children and Youth Services Review, 96, 483-499, 2018.

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
ーフォスタリング機関における養育不調による委託等解除プロセスの分析と手引きの作成ー

研究分担者 山口 敬子（京都府立大学 社会科学部 福祉社会学科）

研究協力者 藤巻 楽々（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科 研究補助員）

研究要旨

本研究は、社会的養護における里親委託の推進に伴い課題となっている「養育不調」について、その要因と発生プロセスを明らかにし、予防と対応のための支援のあり方を検討することを目的として実施された。研究は三年間にわたり、質問紙調査、インタビュー調査、プロセス分析と手引き作成を段階的に行った。1 年目は、全国のフォスタリング機関を対象とした質問紙調査を実施し、民間フォスタリング機関の多くが比較的新しく、相談支援を中心に多様な事業を実施していることが明らかとなった。また、回答機関の約 6 割が養育不調事例を経験しており、機関間で経験数に差があることも確認された。2 年目は、養育不調により委託解除となったケースについてフォスタリング機関職員へのインタビュー調査を行い、委託前から解除後までの経過を時系列で分析した。その結果、里親の多様な背景や動機、虐待経験や発達課題を抱える子どもの状況、実親側の問題などが複雑に絡み合い、養育不調が生じていることが明らかとなった。また、委託前の準備不足や短期間のマッチング、委託後の支援の遅れ、家庭内役割の偏りなどが里親の負担を増大させ、不調につながる要因として示された。3 年目は、これらの結果を統合し、養育不調に至るプロセス図を作成するとともに、予防および対応のための手引きを作成した。分析から、養育不調は委託後に突然生じるものではなく、登録段階から委託初期、経過中の変化が積み重なって生じることが示された。また、過剰適応後の試し行動や里親の孤立が進行する中で不調が顕在化し、最終的に措置解除に至る場合があることが明らかとなった。こうした結果から、委託前のアセスメントとマッチングの充実、委託初期からの信頼関係形成、継続的モニタリング、関係機関の連携による支援体制の整備が重要であることが示唆された。

A. 研究目的

本研究は、社会的養護において家庭養育優先の原則に基づく里親委託等が推進される一方で、委託後に子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題、支援の不足により、養育者が子どもへの対応に困難をきたす「養育不調」が重要な課題である現状を踏まえ、その要因とプロ

セスを明らかにすることを目的とする。

2023 年度はフォスタリグ機関を対象とした質問紙調査を実施した。2024 年度は、里親委託ケースにおける養育の不調の要因分析を行うことを目的として、フォスタリグ機関へのインタビュー調査から、養育不調の経過と要因に関する分析を行った。8 機関を対象に、計 16

ケースについて聞き取りを行った。

里親委託における養育不調は、子ども・里親・実親・支援体制など複数の要素が相互に影響し合うことで生じる、きわめて多因子・多層的な問題である。本調査結果からは、委託の初期段階における準備不足や、マッチングプロセスの不十分さが、関係構築の妨げとなり、不調の兆候を早期に示す事例が多くみられた。

2025 年度は、これまでの質問紙調査およびインタビュー調査の統合的な分析結果に基づき、養育不調の未然防止、早期発見・対応、および委託解除後のケアを含めた包括的な支援のあり方を提示し、実効性のある「養育不調の予防および対応に関する手引き（ガイドライン）」を作成することを目的とした。

B. 研究方法

【1 年目】

里親委託の不安定性の要因を把握するため、Konjin ら (2018)¹ によるシステムティックレビューを参照し、班会議での協議を経てフォスタリング機関向けの質問項目を作成した。

調査票はフェイスシート、A 票、B 票の三部構成とした。フェイスシートはフォスタリング機関の基礎情報を収集するもので、機関の種別（自治体・民間）、業務受託年数、回答者の勤務年数や職種、受託業務の状況などを尋ねた。A 票は、2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの間に里親・ファミリーホームへ委託された子どもに対する支援の全体状況を把握するものであり、委託が継続している子どもと養育不調により委託解除となった子どもについて回答を求めた。主な質問項目は、性別、年齢、きょうだいの有無、被虐待経験、委託年数、委託時年齢、委託解除理由等である。B 票は、養育不調による委託・措置解除を経験した子ども 1 名（A さん）について個別具体的に把握する

もので、2018 年度から 2022 年度の事例を対象とした。質問項目には、委託時年齢・性別、国籍、被虐待経験と種別、虐待期間、心身への影響、医学的診断、知能・発達検査の結果、支援状況、解除理由、措置変更先、養育不調の把握契機、必要だった支援等を含めた。なお、里親家庭や委託児童への支援業務を行っていない機関にはフェイスシートのみ回答を依頼した。調査票は全国のフォスタリング機関に対し各自治体を経由してメール送付し、Excel 形式で回答後、パスワードを設定して研究者へ返信する方法で回収した。

（倫理面への配慮） 調査回答者、研究対象となった委託されている子どもの個人情報収集せず、匿名性を厳密に確保した。国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認（2023-164）を得て実施した。

【2 年目】

事前質問紙調査とインタビュー調査を実施した。事前質問紙調査では、養育不調により委託解除となった子どもを「A さん」とし、性別、委託時年齢、委託時の在籍、国籍、委託解除時年齢、解除後の措置先、保護理由、虐待被害の状況、医学的診断、知能検査・発達検査の状況について質問項目を設定した。加えて、フォスタリング機関に関する情報として、フォスタリング業務の受託状況、回答者の職種、勤務年数についても設問を設けた。

質問紙は担当自治体または研究事務局から郵送またはメールで配布し、回答済みの質問紙はインタビュー当日に持参してもらい、当日の面接の進行に活用した。

インタビュー調査は、事前に作成したインタビューガイドに基づき実施した。形式は対面またはオンラインとし、場所は各自治体の会議室や調査協力者が希望するプライバシーの確保

された場所とした。調査は調査協力者の希望日時に実施し、半構造化面接を用いて1時間から2時間程度行った。インタビュー内容は、協力者の同意を得た上で、対面の場合はICレコーダーによる録音、オンラインの場合は録画を行い、終了後に逐語録を作成した。

調査協力者は各自治体の児童相談所を通じて選定し、2019年4月から2024年3月末までの間に養育不調による委託解除・措置解除の事例があった自治体のフォスタリング機関職員を対象とした。調査期間は2024年12月から2025年3月までであった。分析では、委託前の認識から委託解除に至るまでのプロセスに着目し、養育不調の背景要因を把握するための語りを抽出した。時期区分として、委託前の状況（子ども・里親・実親・選定時の認識）、マッチング・交流、委託当初、委託経過中、養育不調への気づき、児童相談所への共有時点、解除までの期間、解除時、解除後の各段階に分けて整理した。

（倫理面への配慮） 回答者と研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（承認番号：第 202407 号）を得て実施した。

【3年目】

養育不調により委託・措置解除となった事例の過程を明らかにするため、インタビュー調査で得られた事例を分析し、統合したプロセス図を作成した。まず、各事例について委託開始から解除までの期間に着目し、養育不調の背景要因を検討する上で重要となる語りを抽出した。抽出した事象のうち共通する内容は集約し、「委託・措置前」「委託・措置当初」「委託・措置中」「委託・措置解除時」という時間軸に沿って整理した。これらの状況を段階ごとに切片化し、各段階での特徴的な出来事や関係者の状

況を四角で示した。また、明らかとなったプロセスの中で、養育不調の予防やケアの観点から重要と考えられる箇所には赤丸の数字を付し、支援上のポイントとして位置づけた。完成したプロセス図は研究班内で複数回の協議を行い、内容の妥当性や表現を検討しながら修正を重ねて精緻化した。

次に、作成したプロセス図およびインタビュー調査の結果を基に、養育不調の予防と対応に関する手引きを作成した。手引きの項目は、プロセス図から導き出された予防およびケアのポイントに基づいて整理し、委託前から委託解除後までを段階ごとに章立てした。さらに、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設といった関係機関・関係者ごとに並列して項目を設け、それぞれの役割や対応の視点を示した。また、関係者が相互に参照できるよう一冊にまとめ、作成したプロセス図を手引き内に掲載し、プロセス図と手引きが双方向に参照できる構成とした。

完成した手引きは仮案として、インタビュー調査に協力した里親およびファミリーホームから各2家庭、児童相談所、フォスタリング機関、地域小規模児童養護施設から各2機関に対して意見聴取を実施した。収集した意見について研究班内で検討し、必要な加筆・修正を行い、最終的な完成稿とした。

（倫理面への配慮） 研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（承認番号：第 202407 号）を得て実施した。

C. 研究結果

【1年目】

自治体のフォスタリング機関からの回答は得られず、民間フォスタリング機関 168 か所

のうち 20 機関から回答を得た(回収率 11.9%)。回答した機関はすべて民間フォスタリング機関であった。フォスタリング業務の受託年数(2024 年 4 月時点)は最長 16 年、最短 1 年であり、2 年が最も多く、次いで 5 年、4 年の順となっていた。特に 16 年の機関は突出して長く、2008 年の児童福祉法改正による里親支援機関事業開始当初から関与してきた機関であると推測される。回答者の現機関での勤務年数は最長 12 年、最短 1 年で、2 年が 40%と最多、次いで 3 年(30%)、4 年(15%)の順であった。職種は里親等相談支援員が 25%で最も多く、里親等委託調整員 15%、統括責任者 10%が続いた。

回答機関のほぼすべてで里親家庭や委託児童への相談支援が実施されており、受託事業は①普及促進・リクルート、②里親研修・トレーニング、③里親委託推進等、④里親訪問等支援の 4 事業が中心であった。これらの実施年数は 2 年が最多であった。また、2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの養育不調ケースについては 18 機関から回答があり、11 機関で不調ケースが確認され、約 6 割に該当した。ケース数は 0 件が 7 機関、1 件が 6 機関、3 件が 2 機関であったが、26 件を経験した機関も存在し、機関間で大きな差がみられた。

【2 年目】

養育不調に至った里親委託の過程を、委託前から解除後までの時系列で整理した。まず委託時点の里親は、子どもがいない家庭や実子が独立した家庭、ファミリーホームなど多様であり、里親登録の動機や希望する委託形態も短期委託から養子縁組希望まで幅広かった。フォスタリング機関は認定前研修等を通じて里親の特性を把握していた。一方、委託された子どもは虐待や養育困難等を背景に施設生活を経験し

たケースが多く、発達特性や心理的課題を抱える場合も多かった。実親側にも精神疾患、貧困、家庭不和など複雑な問題がみられた。委託先の選定は子どもや里親の条件を踏まえて行われたが、選択肢の少なさや緊急性により十分な検討が困難な場合もあった。

委託前のマッチングでは段階的な交流が行われたケースがある一方、受験等の事情で短期間のまま委託に至った例もあった。委託当初は子どもの甘えや試し行動、過剰適応などがみられ、支援機関による訪問支援が行われていた。委託経過中には行動問題や生活習慣の違い、家庭内役割の偏りなどにより里親の負担が増大し、関係が緊張する様子が確認された。養育不調は訪問時の観察や学校等関係機関からの連絡を契機に把握されることが多く、里親の疲弊や子どもの行動の深刻化が共有される中で措置変更が検討された。解除までの期間では家庭関係の悪化や支援拒否がみられ、急な解除に至るケースもあった。

委託解除時の対応は子どもへの説明や引き継ぎの有無に差があり、突然の移動となる場合もあった。解除後は新たな里親家庭や施設で安定するケースがある一方、里親が認定を取り消す例もみられた。養育不調予防としては、委託前アセスメントとマッチングの充実、関係機関の情報共有、委託後の継続的支援体制の強化が重要であることが示唆された。

【3 年目】

作成したプロセス図は、フォスタリング機関から見た里親委託が不調に至る過程を示したものである。委託不調は委託開始後に突然生じるのではなく、里親登録段階からの関わりや委託初期・経過中の変化が積み重なった結果として現れていた。里親は制度説明や研修、家庭訪問を経て登録されるが、この段

階から支援ニーズの高さがうかがわれる場合もあった。フォスタリング機関は関与開始時期が異なる中で里親の状況把握を行い、子どもは虐待や家庭の困難等を背景に保護され、施設や一時保護所を経て委託に至っていた。マッチング段階では里親の不安や家庭状況が共有されるが、子どものケアは主に児童相談所が担っていた。委託開始直後は過剰適応により問題が表面化しにくい、次第に試し行動や価値観の違いが明らかとなり、里親の困難感や家庭内の摩擦、孤立感が生じることがあった。里親や関係機関、子どもからの訴えを契機に不調が認識され、フォスタリング機関は児童相談所と情報共有を行った。その後、訪問支援やレスパイト、一時保護の検討を通して養育継続の可否が判断され、改善が困難な場合は措置解除が検討された。解除後には里親・子ども双方に喪失感や不信感が残り、支援者側にも懊悩が生じていた。本図は、こうした一連の過程を通して、早期の気づきと支援の重要性を示している。

D. 考察

本研究は、フォスタリング機関における里親委託の養育不調に関して、量的調査、インタビュー調査、実践的整理という三年間の段階的研究を通して検討を行った。第一年次の調査では、民間フォスタリング機関の多くが比較的新しい事業として運営されており、経験年数の浅い職員が多い可能性が示唆された。また、多くの機関が養育不調事例を経験していることが明らかとなり、養育不調の実態把握と支援のあり方の検討が必要であることが示された。しかし回収率が低く、全体像の把握には限界があったため、個別事例の詳細な検討の必要性が課題として残された。

第二年次のインタビュー調査では、養育不調

が単一の要因ではなく、子ども、里親、実親、支援体制など複数の要素が相互に作用して生じることが明らかとなった。特に、子どもの心理的・行動的困難、里親の養育負担と孤立感、実親との関係性、関係機関間の連携不足や不十分なマッチングなどが複合的に影響していた。また、委託当初の過剰適応や試し行動に対する理解不足、家庭内役割の偏り、支援介入の遅れが不調の進行を促進する要因となっていた。これらの結果は、養育不調を委託後の問題として捉えるのではなく、委託前からの継続的な支援の必要性を示唆するものであった。

第三年次では、これらの知見を踏まえ、養育不調予防のための支援のあり方を実践的に整理した。その結果、養育不調の予防には、委託前のアセスメントと支援計画の構築、委託開始初期の関係形成、委託中の継続的モニタリング、養育不調時の再アセスメントと調整といった、時間軸に沿った切れ目のない支援が必要であることが明らかとなった。また、養育不調を里親個人の問題としてではなく、「チーム養育」の課題として共有する視点の重要性も示された。さらに、ファミリーホームにおける複数児童の関係性や児童相談所間の情報共有の不足など、養育環境全体を視野に入れた支援体制の必要性も課題として浮かび上がった。

以上の三年間の研究を通して、養育不調は委託後の単発的な出来事ではなく、委託前からの支援体制、マッチングの質、委託初期の関係形成、継続的支援のあり方が相互に影響しながら生じるプロセスであることが明らかとなった。したがって、フォスタリング機関および里親支援センターには、各段階をつなぐハブとして機能し、里親、児童相談所、関係機関との連携のもと、養育環境全体を支える包括的な支援体制を構築する役割が求められるといえる。

E. 結論

本研究は、フォスタリング機関における里親委託の養育不調について、三年間にわたる調査と分析を通して、その要因と予防のための支援のあり方を明らかにすることを目的として行った。第一年次の調査では、民間フォスタリング機関の増加と経験年数の浅い職員の存在、さらに多くの機関が養育不調事例を経験している実態が示され、養育不調に関する詳細な検討の必要性が明らかとなった。第二年次のインタビュー調査では、養育不調が子ども・里親・実親・支援体制の複合的要因によって生じることが確認され、特にマッチングの不十分さ、支援の遅れ、里親の孤立が重要な要因として抽出された。第三年次では、これらの知見を統合し、養育不調予防のための支援の視点を整理した。

その結果、養育不調の予防には、第一に委託前の丁寧なアセスメントと適切なマッチングが重要であることが示された。アセスメントは適格性判断にとどまらず、委託後の支援計画の基盤として活用される必要がある。第二に、委託開始当初からの信頼関係の構築と早期支援が重要であり、里親が困難を抱えた際に早期に相談できる関係性を形成することが不調の予防につながる。第三に、委託中の継続的なモニタリングと心理的支援により、里親の孤立や疲弊を防ぎ、問題の深刻化を防止することが求められる。さらに、養育不調が生じた場合には再アセスメントを行い、チーム全体で対応する体制が必要である。

また、本研究は、養育不調を里親個人の責任として捉えるのではなく、里親、児童相談所、フォスタリング機関、里親支援センターなどが協働する「チーム養育」の課題として位置づけることの重要性を示した。特に、複数の児童が生活するファミリーホームにおいては、児童相談所間の情報共有や養育環境全体を踏まえた

委託調整の必要性が示唆され、個別ケース支援に加えて家庭全体を視野に入れた支援体制の構築が求められる。

これらのことから、里親委託における養育不調の予防には、委託前から委託後、さらに不調発生時に至るまでの切れ目のない支援と、関係機関の連携による包括的な支援体制の構築が不可欠であるといえるだろう。今後は、フォスタリング機関および里親支援センターの支援体制の充実とともに、養育環境全体を視野に入れた調整機能の強化を図ることが、家庭養護の質の向上に寄与すると考えられる。

引用文献

- 1) Konijn, C., Admiraal, S., Baart, J., van Rooij, F., Stams, G.J., Colles, C., Lindauer, R., Assink, M. Foster care placement instability: A meta-analytic review Children and Youth Services Review, 96, 483-499, 2018.

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
―里親養育不調による委託解除のプロセスの分析と手引きの作成―

研究分担者 引土 達雄（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究協力者 藤巻 楽々（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究要旨

本研究は、質問紙調査とインタビュー調査により「養育不調」による委託解除に影響する重要な事象とそのプロセスを明らかにし、「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成することを目的とした。調査・分析を通じ、養育不調は突発的な事象ではなく、アセスメントや連携の不足といった事象の連鎖によって引き起こされることが示唆された。また、理念としての「チーム養育」は浸透しつつあるものの、実態としては支援が十分に届かず、養育者が孤立し疲弊しやすい課題が存在していると考えられ、委託プロセス全体を通して委託への準備や養育を支える支援体制の不足が示唆されている。加えて、委託解除の局面においても、子どもの意思決定プロセスへの参加や当事者への説明が不足している事例が散見された。これらの調査結果に基づき、本研究班は「養育不調」を「チーム全体で共有し解決すべき課題」であり、新たな支援を導入するための「再アセスメントのサイン」であると位置づけ、手引きの作成を行った。社会的養護施策において里親制度が推進される中、より複雑な背景を持つ子どもたちの委託が増加している。個々の子どものニーズに応じた適切な支援体制を構築するためには、関係機関が専門性を持ち寄り、「子ども一人ひとりのチーム」を効果的に機能させることが不可欠である。本手引きを全国の支援現場に真に根付かせるためには、これを単なるマニュアルにとどめず、関係者間の「共通言語」として、あるいは支援方針をすり合わせる「対話の土台」として、日常的な実践の中で反復的に活用していくことが求められる。

A. 研究目的

現在、わが国では、社会的養護において家庭養育優先の原則に基づく里親委託等が推進されている。だが一方で、委託後に子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題、支援の不足により、養育者が子どもへの対応に困難をきたす「養育不調」が重要な課題となっていることから、本研究では、「養育不調」に影響を与える重要な事象とプロセスを3年に渡り明らかにすることを目的とした。

1年目には、Konijn et al. (2018)¹の里親委託の不安定性の要因に関するシステマティックレビューを参考に、養育不調により委託や

措置の解除となった事例や最も長く養育している事例に関して、里親への質問紙調査を実施した。養育不調に影響を与える重要な事象を「委託や委託解除時の状況」、「子どもの心身の特性や行動上の問題」、「養育上の課題」、「支援の状況」の4つに分けて検討し、質問項目を作成することで要因の把握に努めた。

2年目には、養育不調によって委託解除となったケースについて、そのプロセスを明らかにし、養育不調の要因を分析し、対策を検討することを目的とした。

最終年度となる3年目は、追加のインタビュー調査によって事例を拡充し、養育不調に影響を与える重要な事象や養育不調による委託解除のプロセスについての分析をより深化・精緻化することにあった。具体的には、委託前の事前のアセスメント、里親と子どものマッチングや情報共有、そして委託後の関係機関とのチーム養育体制構築の各段階において、どのような課題が重なって養育不調に至ったのか、その発生のプロセスと重要な事象を検討した。

また、手引き作成のため、里親と児童相談所、フォスタリング機関の連携状況についても追加分析を行った。最終的には、これまでの質問紙調査および複数年にわたるインタビュー調査の統合的な分析結果に基づき、養育不調の未然防止、早期発見・対応、および委託解除後のケアを含めた包括的な支援のあり方を提示し、「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成することを目的とした。

B. 研究方法

1. 1年目

1) 質問紙調査

養育不調の現状と要因を把握するため、Konijn et al. (2018)¹の里親委託の不安定性に関するシステマティックレビューを参考に、養育不調の要因を「委託・措置時および解除時の状況」「子どもの心身の特性や行動上の問題」「養育上の課題」「支援の状況」の4領域に整理し、質問紙を作成した。質問紙は、回答者属性を把握するフェイスシート、養育不調による委託解除経験の有無、委託解除となった子どもまたは最も長く養育している子ども（Aさん）の基本情報、保護理由、被虐待経験、医学的診断、知能・発達検査の状況、養育上の課題、児童相談所・民間フォスタリング機関・その他の支援状況等から構成した。なお、子どもの行動上の問題の把握には、6歳未満を対象とするCMYC、6歳から18歳を対象とするACBL-Rを用いた。

2) 調査対象者・調査方法

調査対象は、2024年1月時点で子どもを委託されていた全国の里親家庭6,585家庭とした。調査依頼は各自治体を通じて郵送で行い、回答は無記名の自記式質問紙または研究代表者所属機関が運用するオンラインフォーム（成育REDCapシステム）により収集し

た。回答期間は2024年2月から3月であり、得られた有効回答1,854件について、主として記述統計により養育不調の現状を整理した。

2. 2年目

1) 事前質問紙調査およびインタビュー調査

1年目の質問紙調査で把握された課題を踏まえ、養育不調による委託解除に影響する事象とプロセスをより詳細に検討するため、事前質問紙調査と半構造化面接によるインタビュー調査を実施した。事前質問紙では、インタビュー対象となる子ども（Aさん）の性別、委託時年齢、委託時の在籍、国籍、委託解除時年齢、委託解除後の措置先、保護理由、虐待被害の状況、医学的診断、知能検査・発達検査の状況を把握するとともに、里親側についても年齢、経験年数、これまでに委託された子どもの人数、職業、登録里親の種別等を把握した。質問紙は、里親の希望に応じて自治体または研究事務局から郵送もしくはメールで配布し、インタビュー当日に持参してもらった。

2) 調査協力者・調査方法・分析方法

調査協力者は、各自治体の児童相談所を通して協力を要請し、2019年4月から2024年3月末までの間に養育不調による委託解除・措置解除を経験した登録里親とした。インタビューは対面またはオンラインで実施し、各自治体所有の会議室または調査協力者が希望するプライバシーの守られた場所で、1~2時間の半構造化面接を行った。調査協力者の許可を得て、対面時はICレコーダーによる録音、オンライン時は録画を行い、終了後に逐語録を作成した。分析では、委託前の状況、マッチング・交流、委託当初、委託経過中、養育不調に気が付いた時、児童相談所に共有された時、委託解除までの期間、委託解除時、委託解除後という時間経過に沿って、背景的要因を示す重要な語りを抽出した。調査期間は2024年12月から2025年3月であった。

3. 3年目

1) 質問紙調査データの追加分析

1年目に実施した質問紙調査データの追加分析を行った。追加分析では、「養育不調により委託解除となった子ども」と「これまで

で一番長く養育している子ども」に関する回答を用い、里親家庭が児童相談所やフォスターリング機関からどのような支援を受けていたのか、その有無と連携状況をチーム養育体制の観点から再検討した。

2) 追加インタビュー調査

追加調査では、前年度と同様に事前質問紙調査と半構造化面接を実施した。事前質問紙の項目は、Aさんの基本属性、委託時・委託解除時の状況、保護理由、虐待被害、医学的診断、知能検査・発達検査の状況、ならびに里親の年齢、経験年数、受託人数、職業、登録里親の種別等から構成した。調査協力者は、各自治体の児童相談所を通じて選定した、2019年4月から2025年3月末までの間に養育不調による委託解除・措置解除を経験した登録里親であり、調査期間は2025年4月から7月であった。追加調査で得られた事例は前年度分と統合し分析した。

3) プロセス図の作成

プロセス図の作成にあたっては、インタビュー調査で得られた14事例を対象に、委託開始から委託解除までの過程において、養育不調による委託解除の背景的要因を考える上で重要な事象を抽出し、共通する事象を集約した。これらを「委託・措置前」「委託・措置当初」「委託・措置中」「委託・措置解除時」という時間軸に沿って整理し、外部支援の介入や予防・ケアのポイントが分かるように図式化した。完成したプロセス図は、研究班内で協議を重ねながら修正した。

4) 手引きの作成

手引きの作成では、質問紙調査、インタビュー調査の分析による養育不調に影響する事象を整理した。また、養育不調による委託解除のプロセス図から導かれた予防とケアのポイント、委託前から委託解除後までを段階別に整理した。一冊の手引きの中で、児童相談所、フォスターリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設が横断的に参照できる構成とし、仮案作成後には、里親2世帯のインタビュー調査協力者から内容の妥当性等について意見聴取を行い、その結果を踏まえて研究班内で加筆修正し、完成稿とした。

(倫理面への配慮)

各年度とも、調査協力者は自発的な協力を求め、協力しなくても不利益が生じないことを確認した上で協力を求めた。また、調査回答者および研究対象となった子どもの匿名性を厳密に確保して実施した。1年目の質問紙調査では国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認(2023-164)を得ており、2年目、3年目のインタビュー調査では新潟青陵大学倫理審査委員会の承認(第202407号)を得て実施している。

C. 研究結果

1. 質問紙調査の結果

1年目に実施した質問紙調査では、子どもを委託されていた全国の里親家庭6,585家庭を対象として調査を行い、質問紙1,401件、オンラインフォーム607件、計2,008件(回収率30.4%)の回答を得た。このうち有効回答は1,854件(有効回答率28.2%)であった。回答者は里母が1,389件(74.9%)と最も多く、初めて子どもを委託されてから4年未満の比較的新しい里親が半数を占めていた。里親になろうと思った動機としては、「社会的養護の必要な子どものためになったかった」が最も多く、これに「実子がおらず、子どもを育てたいと思った」「子どもが欲しかったため(養子の希望あり)」が続く、社会貢献的動機と個人的動機の双方が認められた。

養育不調による委託解除の経験については、「あり」が148件(8.0%)であり、経験した委託解除ケース数の平均は1.1人であった。委託解除時の子どもの年齢は、13~15歳が41件(26.3%)で最も多く、次いで16~18歳が31件(19.9%)、3~6歳が27件(17.3%)であり、3歳から6歳および13歳から18歳に集中する傾向が認められた。委託解除後の措置変更先としては児童養護施設が44件(28.2%)で最も多く、次いで「わからない」24件(15.4%)、「その他(家庭復帰等)」19件(12.2%)、「他の里親」16件(10.3%)であった。委託解除となった理由としては、自由記述では子どもの行動上の問題に関する記載が最も多く、要因評価においても「情緒不安定、行動上の問題の状況」が最も高い値を示した。加えて、「実子や他の委託児との不仲」「里親の疲弊」など、家庭内での対応の困難さも認められた。

2. 質問紙調査データの追加分析の結果

1年目に実施した質問紙調査データを用いて、児童相談所およびフォスタリング機関からの支援状況について追加分析を行った。その結果、養育不調により委託解除に至ったケースであっても、児童相談所とフォスタリング機関の双方から支援を受けていた里親家庭は11.6%にとどまり、いずれからも支援を受けていない里親家庭は25.3%に上っていた。一方、養育不調による委託解除を経験していない「これまでで一番長く養育していた子ども」に関する回答でも、双方から支援を受けていた割合は17.8%、いずれからも支援を受けていない割合は33.9%であった。

子どもの行動上の問題が深刻化する状況下にあっても、フォスタリング機関や児童相談所との連携における「チーム養育体制」の中で、里親に対する継続的・実質的な伴走支援が必ずしも十分に機能していない実態が示唆された。

3. インタビュー調査の結果

2年目および3年目に実施したインタビュー調査では、養育不調による委託解除を経験した里親14世帯を対象として統合的な分析を行った。委託解除となった子どもの背景には、実親による虐待やネグレクト、保護者の精神疾患、死亡、行方不明、離婚、養育拒否など、深刻な養育不全が多く認められた。また、子どもの側には、愛着障害、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥多動性障害、知的障害等の診断がみられ、一部では委託後に診断が明らかになっていた。委託解除となった子どもの主な行動上の問題としては、暴力、盗癖、過食、夜尿、癩癩、家出、性的問題行動、ならびに里親や実子、他児との関係構築の困難さなどが認められた。

支援状況についてみると、2年目の調査では、フォスタリング機関から里親への継続的支援があったのは4世帯、なかったのは5世帯であり、子どもへの児童相談所・フォスタリング機関からの継続的支援がなかった家庭は6世帯であった。さらに、子どもへの治療的かつ継続的な支援を受けていなかった家庭が9世帯中6世帯であった。3年目の追加調査においても、フォスタリング機関からの継続的支援があったのは1世帯のみであり、継続的支援がない事例が多く認められた。これ

らの事例の特徴として、困難の大きいケースであるにもかかわらず、委託前から委託後にわたる継続的支援体制が脆弱である傾向が示唆された。

また、時系列に沿って事例を分析すると、委託前の段階では、児童相談所から委託の目的や目標、子どもの見立て、医療的・発達の情報等の説明が不十分である事例が認められた。マッチング・交流では、交流期間が全くない事例から1年間に及ぶ事例まで大きなばらつきがあったが、いずれの場合も十分なアセスメント情報が共有されないまま委託が進められることが少なくなかった。さらに、里親が「委託を断ると次の打診が来なくなるのではないかと不安を抱えたまま、疑問や懸念を十分に表明できずに委託を受けていた事例もみられた。委託当初には、子どもの試し行動、泣き叫び、暴力、盗癖、食事の問題、学校や保育園での不適応、実子との葛藤などが顕在化し、里親が困難を抱えても、児童相談所や支援機関から迅速な応答や有効な助言が得られず、家庭内外で孤立していく経過が認められた。

養育不調が明確になる段階では、継続する行動上の問題への対応困難から、里親が児童相談所に委託解除を申し出る事例が多くみられた。その際、特別な介入や改善のための働きかけが十分になされないまま解除に至る事例が少なくなかった。委託解除時には、子どもへの説明や別れのプロセスに関する十分な協議がないまま、行政手続きや危機管理が優先される傾向が認められ、子どもにとっては「突然の別れ」となり保護がトラウマ体験となりうる可能性が推察される事例が認められた。里親にとっては葛藤や喪失感、強い自責の念が残る結果となっていた事例が認められた。

4. 統合分析の結果

これまでの質問紙調査および複数年にわたるインタビュー調査の統合的な分析結果に基づき、養育不調による委託解除に影響する事象として以下の4つの特徴が示唆された。第一に、「事前の準備不足」であり、児童相談所からの情報提供（子どものアセスメント、委託の目的等）の不足や、里親家庭内（配偶者や実子を含む）での役割シミュレーションの欠如が認められた。第二に、「委託初期からの孤立」であり、委託直後に顕在化する子

どもの行動上の問題（試し行動、暴力、盗癖等）に対し、里親の対応が難しくなり、家庭内外で孤立・疲弊する状況がみられた。第三に、「チーム養育の形骸化」であり、危機的状況に陥った際、児童相談所やフォスタリング機関からの迅速な介入や専門的アドバイスが得られていない状況であった。第四に、「危機管理重視の解除プロセス」であり、委託解除に当たって、事前の協議などの対応が十分でないと子どもや里親に認識される中で行われることにより、子どもに心的負担を与え、里親に葛藤と自責の念を残している状況であった。

5. プロセス図および手引きの作成

以上の統合分析結果に基づき、14 事例をもとに養育不調に至る過程を時系列で整理した「プロセス図」を作成した。プロセス図では、委託・措置前、委託・措置当初、委託・措置中、委託・措置解除時という時間軸に沿って主要な事象を配置し、予防とケアのポイントを明示した。さらに、質問紙調査およびインタビュー調査から得られた知見を踏まえ、委託前から委託解除後までの各段階における 9 つの予防・ケアのポイントを整理し、「養育不調の予防および対応に関する手引き」を作成した。手引きは、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設が横断的に参照できる一冊構成とし、協力者等からの意見聴取を踏まえて修正し、完成稿とした。

D. 考察

1. 「養育不調に影響する事象の連鎖」をチーム養育の中で取り組む課題として捉える必要性

質問紙調査の結果、養育不調による委託解除の経験率は 8.0% であり、その理由として子どもの行動上の問題に加え、「実子や他の委託児との不仲」「里親の疲弊」など家庭内での対応の困難さが挙げられた。養育不調に至ったケースにおいて、児童相談所とフォスタリング機関の双方から支援を受けていた割合は 11.6% にとどまり、いずれからも支援を受けていないケースが 25.3% に上ることが明らかになった。

養育不調による委託解除となった里親へのインタビュー調査においても児童相談所やフォスタリング機関から十分な支援を受

けていると回答した里親家庭はほとんど認められていなかった。

統合的な分析から、養育不調は突発的な事象ではなく、アセスメントや連携、そして支援の不足といった委託前からの「養育不調に影響する事象の連鎖」によって引き起こされることが示唆された。

このことは、理念としての「チーム養育」が浸透しつつある一方で、実態としては支援が十分に届かず、里親が養育に困難を感じた際に孤立し、疲弊しやすいという現状の課題を示唆している。

そのため、養育不調は児童相談所やフォスタリング機関を含むチーム全体で共有し、解決すべき課題として捉える必要がある。さらに、養育不調を新たな支援を導入するための「再アセスメントのサイン」として捉え直し、委託前からチーム養育のあり方について意識しておくことが求められる。

2. 「委託前」の児童相談所からの丁寧な情報共有と里親の家族全体を含めた準備の必要性

インタビュー調査の分析の結果、「養育不調に影響を与える事象」は委託前の段階から連鎖していることが示唆された。児童相談所からの子どものアセスメントや委託の目的・目標に関する情報提供が不十分なまま委託が進められる事例が少なくなかった。また、里親が「委託を断ると次の打診が来なくなるのではないか」という不安を抱えたまま、疑問や懸念を十分に表明できずに委託され、養育不調による委託解除となる事例も認められた。

養育不調を予防するためには、児童相談所からの委託前の正確なアセスメントに基づく丁寧な情報共有が不可欠である。加えて、里親が率直に質問や相談をしやすい環境を整え、関係機関との間で十分な共通理解を図ることが求められる。

さらに、里親家庭内において特定の養育者に負担が偏る事態（孤立）を避けるため、配偶者や実子を含めた家族全体で事前の合意形成を図ることが望ましい。委託前から家族間で養育に関する役割分担のシミュレーションを行い、家庭としての準備性を高めていくことが重要である。実子においても、新たに家庭に迎え入れるにあたって合意を取れるの

か、また、新たに迎え入れる子どもとどのようなかわりをしていき、予想されるトラブルや対応についても話し合っていくことが求められる。

3. 「危機時にこそ機能する」チーム養育体制形成の必要性

委託当初に顕在化する子どもの試し行動、暴力、盗癖等の行動上の問題に対し、里親が困難を抱えても支援機関から迅速な応答や有効な助言が得られず、家庭内外で孤立・疲弊していく経過が認められた。

里親が平時から支援機関等へ援助を求めやすい関係性を構築しておく必要がある。養育不調を単なる危機としてではなく、新たな支援を導入するための「再アセスメントのサイン」として捉え、危機時にこそ機能する初期介入と、継続的に機能するチーム養育体制の実現に向けた全国的な意識の向上が求められる。

4. 委託（措置）解除時および解除後のプロセスの適正化と求められる里親へのフォロー体制

本研究において、委託（措置）解除という重大な場面で、養育者や支援機関を含めたチーム養育体制の中で事前の協議や子どもや養育者への十分な説明がないまま、危機管理を重視し、児童相談所による唐突な保護が行われ、保護自体が子どものトラウマとなっていることが推察される事例が散見された。

唐突な委託解除は、対象となる子ども自身のトラウマとなるだけでなく、その様子を見ている実子や他の委託児童にも強い不安と動揺を与える可能性がある。そのため、児童相談所等の対応にあたっては、子どもの精神症状の悪化や自傷他害等の行動上の問題、あるいは養育者による暴力など、安全確保を最優先すべき「緊急対応」が必要な状況か、それ以外の「計画的な対応」が可能かを慎重に見極めることが求められる。緊急を要さない対応においては、子どもの声に耳を傾けてその意向を丁寧に聴き取り、それをどのように解除方針へ反映させるかを検討するプロセスがまずは重要となる。里親もそのようなプロセスを重視して児童相談所やフォスタリング機関と連携をしていく必要がある。子どもの心的負担を軽減するため、丁寧な説明や里親と

の別れの機会（セレモニー等）を確保することが求められる。

併せて、今回の調査で里親から委託解除をめぐって「喪失感」や「自責の念」が多く語られ、里親を継続できない方も認められた。そのような里親へのフォロー体制や里親自身の心の回復とケアについて検討していく必要がある。

養育不調に伴う委託解除の経験は、里親にとって深刻な精神的負担であると同時に、未来の養育を支える重要な実践知でもある。過去の困難を紐解くことで、「チーム養育」や「支援ネットワーク体制」を形成する上での現実的な障壁が明確になると考えられる。

今求められていることは、個人情報保護を徹底しつつこれらの研究知見を広く共有し、里親養育全体の水準を引き上げていくことである。そのための具体的な方策について、さらなる検討をしていくことが求められる。

5. プロセス図と手引きの活用による今後の展望

本研究の分析結果および得られた知見に基づき作成した「プロセス図」と「養育不調の予防とケアのための手引き」は、児童相談所、支援機関、および各養育者が役割や対応のタイミングを共有し、子どものニーズに沿った養育を検討するための実践的なツールである。共通の枠組みを持つことで、「子ども一人ひとりのチーム」が効果的に機能し、個々の子どもの状況に応じた適切な支援体制が構築され、こどもニーズに合った養育が実践されることが期待される。

今後に向けた課題は、本手引きを実際の支援現場へと実装し、その効果の検証を重ねながら、体制整備を推進することである。「子どもの最善の利益」を支援の中核に据え、理念としての「子ども一人ひとりのチーム」を真に具現化していくための確固たる指針として、本手引きを定着させていかなければならない。

E. 結論

本研究は、質問紙調査とインタビュー調査により「養育不調」による委託（措置）解除に影響する重要な事象とプロセスを明らかにし、「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成した。

各関係機関および養育者を対象とした調査・分析を通じ、養育不調は突発的な事象ではなく、アセスメントや連携の不足といった「養育不調に影響する事象の連鎖」によって引き起こされることが示唆された。現状の家庭養護の推進のコンテキストにおいては、理念としての「チーム養育」は浸透しつつあるものの、実態としては支援が十分に届かず、養育者が孤立し疲弊しやすい課題が存在していると考えられる。

また、委託プロセス全体を通じた支援体制の不足が示唆されている。具体的には、委託前における正確な情報共有や実子を含む家族全体での準備不足、危機状況下での適切な支援の欠如が挙げられる。加えて、委託解除の局面においても課題は多く、子どもの意思決定プロセスへの参加や当事者への説明が不足している。唐突な別れを避けるためのセレモニ的な機会が保障されていないことや、解除後の里親へのフォロー体制が不十分である実態が示唆されている。

これらの調査結果に基づき、本研究班は「養育不調」を里親だけの問題に帰すのではなく、「チーム全体で共有し解決すべき課題」であり、新たな支援を導入するための「再アセスメントのサイン」であると位置づけ、手引きの作成を行った。

本手引きに提示された「プロセス図」と各段階における「予防・ケアのポイント」は、児童相談所、支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関等）、および各養育者が共通の目標と枠組みを持ち、それぞれの役割と対応のタイミングを相互に確認し合うための実践的なツールである。

社会的養護施策において里親制度が推進される中、より複雑な背景を持つ子どもたちの委託が増加している。個々の子どものニーズに応じた適切な支援体制を構築するためには、関係機関が専門性を持ち寄り、「子ども一人ひとりのチーム」を効果的に機能させることが不可欠である。

本手引きを全国の支援現場に真に根付かせるためには、これを単なるマニュアルにとどめず、関係者間の「共通言語」として、あるいは支援方針をすり合わせる「対話の土台」として、日常的な実践の中で反復的に活用していくことが求められる。こうした現場での継続的な取り組みの積み重ねこそが、里親を孤立させず、子どもたちの最善の利益と健や

かな成長を守り抜く社会的養育システムのさらなる充実へと繋がっていくと考えられる。

引用文献

1) Konijn, C., Admiraal, S., Baart, J., van Rooij, F., Stams, G.J., Colonnaesi, C., Lindauer, R., Assink, M. Foster care placement instability: A meta-analytic review Children and Youth Services Review. 96, 483-499, 2018.

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
ーファミリーホームにおける養育不調による委託解除プロセスの分析と手引きの作成ー

研究分担者 引土 達雄（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究協力者 藤巻 楽々（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究要旨

本研究は、質問紙およびインタビュー調査により、「養育不調」による委託（措置）解除に影響する重要な事象とそのプロセスを明らかにし、「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成することを目的とした。調査・分析の結果、養育不調は突発的な事象ではなく、アセスメントや連携の不足等の事象の連鎖によって引き起こされることが示唆された。特にファミリーホームにおいては、複数の配慮が必要な子どもが同居することによる「他の入居児との兼ね合いや他児への影響」といった特有の難しさがある。しかし、継続的・実質的な伴走支援が十分に機能しておらず、経験のある養育者であっても孤立し疲弊しやすい課題が存在している。また、委託プロセス全体を通じた支援体制の不足も示唆された。委託前における児童相談所からの情報共有の不足や、同居児および補助者を含めたホーム全体での準備不足、危機状況下における迅速な介入の欠如が挙げられる。委託解除の局面においても、子ども自身への丁寧な説明や、ショックを和らげる別れのプロセスが保障されていない事例が散見され、解除後も養育を継続する同居児や養育者への心のケアが不十分であった。これらの結果に基づき、本研究班は「養育不調」を個別のファミリーホームの問題ではなく「児童相談所やフォスティング機関との連携で形成されるチーム養育体制の中で解決すべき課題」かつ「再アセスメントのサイン」と位置づけ、手引きを作成した。本手引きに提示した「プロセス図」と「予防・ケアのポイント」は、児童相談所、支援機関、およびファミリーホームが共通の枠組みを持ち、役割と対応のタイミングを確認し合う実践的なツールである。複数の子どもが暮らす環境において、個々の子どものニーズに応じた支援体制を構築するには、関係機関が「子ども一人ひとりのチーム」を機能させることが不可欠である。本手引きが現場における「対話の土台」として継続的に活用されることで、養育者を孤立させず、子どもたちの最善の利益を守り抜く社会的養育システムのさらなる充実へ繋がると考えられる。

A. 研究目的

本研究は、社会的養護において家庭養育優先の原則に基づく里親・ファミリーホーム委託が推進される一方で、委託後に子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題、支援の不足により、養育者が子どもへの対応に困難をきたす

「養育不調」が重要な課題である現状を踏まえ、3年間にわたりその養育不調に影響を及ぼす事象とプロセスを総合的に明らかにすることを目的とした。

初年度の研究では、養育不調の要因について検討するため、Konijn et al. (2018)¹ のシステ

マテックレビューを参考に、「委託や委託解除時の状況」「子どもの心身の特性や行動上の問題」「養育上の課題」「支援の課題」の4つの側面から全国のファミリーホーム等を対象とした質問紙調査を実施した。養育不調により委託・措置の解除となった事例と養育が継続している事例を比較し、要因の探索的検討を行った。

2年目の研究においては、養育不調によって委託解除となったケースのプロセスと背景的要因を明らかにするため、養育不調を経験したファミリーホーム養育者へのインタビュー調査を実施した。それらの分析によって、養育不調による委託解除に影響する事象を検討した。しかし、事例数が限られていることから、更なる追加調査と分析の精緻化が課題として挙げられた。

3年目では、前年度の課題を踏まえ、養育者への追加のインタビュー調査を実施した。事例を拡充し、委託前の事前アセスメント、マッチングや情報共有、委託後の児童相談所やフォスタリング機関等の支援機関とのチーム養育体制構築といった各段階の課題がどのように連鎖しているのかを含め、養育不調による委託解除に影響する事象とプロセスについての統合的分析を行うことを目的とした。

また、手引き作成のため、質問紙調査のデータを用いた関係機関からの支援の有無や連携状況に関する追加分析も行った。最終的には、これら複数年にわたる質問紙調査およびインタビュー調査の統合的な分析結果に基づき、養育不調は突発的な事象ではなく影響する事象の連鎖によって引き起こされるという知見から、未然防止、早期発見・対応、および委託解除後の移行ケアを含めた包括的な支援のあり方を提示することを目的とした。そして、児童相談所、支援機関、および各養育者が共通の目標と枠組みを持ち、それぞれの役割と対応のタイミングを相互に確認し合うための実践的なツールとして、実効性のある「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成することを本研究の最終的な目的とした。

B. 研究方法

1. 1年目

1) 質問紙調査

養育不調の現状と要因を把握するため、Konijn et al. (2018)¹の里親委託の不安定性に関するシステムティックレビューを参考に、養育不調の要因を「委託・措置時および解除時の

状況」「子どもの心身の特性や行動上の問題」

「養育上の課題」「支援の状況」の4領域に整理し、質問紙を作成した。質問紙は、回答者属性を把握するフェイスシート、養育不調による委託解除経験の有無、委託解除となった子どもまたは最も長く養育している子ども（Aさん）の基本情報、保護理由、被虐待経験、医学的診断、知能・発達検査の状況、養育上の課題、児童相談所・民間フォスタリング機関・その他の支援状況等から構成した。なお、子どもの行動上の問題の把握には、6歳未満を対象とするCMYC、6歳から18歳を対象とするACBL-Rを用いた。

2) 調査対象者・調査方法

調査対象は、2024年1月時点で子どもを委託されていた全国446箇所のファミリーホームとした。調査依頼は各自治体を通じて回答は無記名の研究代表者所属機関が運用するオンラインフォーム（成育REDCapシステム）により収集した。回答期間は2024年2月から3月であり、得られた有効回答99件について、主として記述統計により養育不調の現状を整理した。

2. 2年目

1) 事前質問紙調査およびインタビュー調査

1年目の質問紙調査で把握された課題を踏まえ、養育不調による委託解除に影響する事象とプロセスをより詳細に検討するため、事前質問紙調査と半構造化面接によるインタビュー調査を実施した。事前質問紙では、インタビュー対象となる子ども（Aさん）の性別、委託時年齢、委託時の在籍、国籍、委託解除時年齢、委託解除後の措置先、保護理由、虐待被害の状況、医学的診断、知能検査・発達検査の状況を把握するとともに、ファミリーホーム養育者についても年齢、経験年数、これまでに委託された子どもの人数、職業、登録里親の種別等を把握した。質問紙は、ファミリーホーム養育者の希望に応じて自治体または研究事務局から郵送もしくはメールで配布し、インタビュー当日に持参してもらった。

3) 調査協力者・調査方法・分析方法

調査協力者は、各自治体の児童相談所を通して協力を要請し、2019年4月から2024年3月末までの間に養育不調による委託解除・措置解除を経験したファミリーホーム養育者とし

た。インタビューは対面またはオンラインで実施し、各自治体所有の会議室または調査協力者が希望するプライバシーの守られた場所で、1～2時間の半構造化面接を行った。調査協力者の許可を得て、対面時はICレコーダーによる録音、オンライン時は録画を行い、終了後に逐語録を作成した。分析では、委託前の状況、マッチング・交流、委託当初、委託経過中、養育不調に気が付いた時、児童相談所に共有された時、委託解除までの期間、委託解除時、委託解除後という時間経過に沿って、背景的要因を示す重要な語りを抽出した。調査期間は2024年12月から2025年3月であった。

3. 3年目

1) 調査データの追加分析

1年目に実施したオンラインフォームによる調査データの追加分析を行った。追加分析では、「養育不調により委託解除となった子ども」と「これまでで一番長く養育している子ども」に関する回答を用い、ファミリーホームが児童相談所やフォスタリング機関からどのような支援を受けていたのか、その有無と連携状況をチーム養育体制の観点から再検討した。

2) 追加インタビュー調査

追加調査では、前年度と同様に事前質問紙調査と半構造化面接を実施した。事前質問紙の項目は、Aさんの基本属性、委託時・委託解除時の状況、保護理由、虐待被害、医学的診断、知能検査・発達検査の状況、ならびにファミリーホーム養育者の年齢、経験年数、受託人数、職業、登録里親の種別等から構成した。調査協力者は、各自治体の児童相談所を通じて選定した、2019年4月から2025年3月末までの間に養育不調による委託解除・措置解除を経験したファミリーホーム養育者であり、調査期間は2025年4月から7月であった。追加調査で得られた事例は前年度分と統合し分析した。

3) プロセス図の作成

プロセス図の作成にあたっては、インタビュー調査で得られた10事例を対象に、委託開始から委託解除までの過程において、養育不調による委託解除の背景的要因を考える上で重要な事象を抽出し、共通する事象を集約した。これらを「委託・措置前」「委託・措置当初」「委託・措置中」「委託・措置解除時」という時間軸に沿って整理し、外部支援の介入や予防・ケ

アのポイントが分かるように図式化した。完成したプロセス図は、研究班内で協議を重ねながら修正した。

4) 手引きの作成

手引きの作成では、質問紙調査、インタビュー調査の分析による養育不調に影響する事象を整理した。また、養育不調による委託解除のプロセス図から導かれた予防とケアのポイント、委託前から委託解除後までを段階別に整理した。一冊の手引きの中で、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設が横断的に参照できる構成とし、仮案作成後には、インタビュー調査協力者および関係機関から内容の妥当性などについて意見聴取を行い、その結果を踏まえて研究班内で加筆修正し、完成稿とした。

（倫理面への配慮）

各年度とも、調査協力者は自発的な協力を求め、協力しなくても不利益が生じないことを確認した上で協力を求めた。また、調査回答者および研究対象となった子どもの匿名性を厳密に確保して実施した。1年目の質問紙調査では国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認（2023-164）を得ており、2年目、3年目のインタビュー調査では新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（第202407号）を得て実施している。

C. 研究結果

1. 質問紙調査の結果

1年目に実施した質問紙調査では、全国446箇所のファミリーホーム調査を実施し、有効回答99件（回収率22.6%）を得た。回答のあったファミリーホームは自営型であり、夫婦の片方が専任で補助者を雇っている形態が約4割と最も多かった。ファミリーホーム運営の動機としては、「社会的養護の必要な子どものためになりたかった」という社会貢献的ニーズが代表的であり、元児童養護施設職員といった養育者の特徴を反映するものが多く認められた。

養育不調による委託解除の経験については、「あり」が24.2%であった。委託解除時の子どもの年齢は、13歳から18歳が半数を占める結果となった。委託解除となった理由としては、自由記述において「子どもの行動上の問題」や「他の入居児との兼ね合い」に関する記述が最も多かった。養育不調に影響を及ぼす事象の評

定においても、「情緒不安定、行動上の問題の状況」が最も高い値を示し、複数の配慮が必要な子どもが同居するファミリーホームならではの養育の難しさが示唆された。

2. 質問紙調査データの追加分析の結果

1 年目に実施した質問紙調査データを用いて、児童相談所およびフォスタリング機関からの支援状況について追加分析を行った。その結果、養育不調により委託解除に至ったケースにおいて、児童相談所とフォスタリング機関の「双方から」支援を受けていたファミリーホームは 10.0%にとどまり、「いずれからも支援を受けていない」ファミリーホームが 26.7%に上っていた。一方で、養育不調による委託解除を経験していない「これまでで一番長く養育していた子ども」に関する回答においても、双方から支援を受けていた割合は 7.7%、いずれからも支援を受けていない割合は 43.0%であった。子どもの行動上の問題が深刻化する状況下にあっても、フォスタリング機関や児童相談所との連携における「チーム養育体制」の中で、ファミリーホームに対する継続的・実質的な伴走支援が必ずしも十分に機能していない実態が示唆された。

3. インタビュー調査の結果

2 年目および 3 年目に実施したインタビュー調査では、養育不調による委託解除を経験したファミリーホーム養育者、計 10 事例を対象として統合的な分析を行った。委託解除となった子どもの背景には、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥多動性障害、知的障害等の診断がみられた。委託解除となった子どもの主な行動上の問題としては、暴力、暴言、盗癖、食事がとれなくなる、嘘をつく、希死念慮・自殺企図のほか、養育者や「他の委託児童（同居児）」との関係構築の困難さなどが認められた。

支援状況についてみると、継続的な支援や連携がない事例が多く認められた。困難の大きいケースであるにもかかわらず、子どもへの治療的かつ継続的な支援（児童相談所やフォスタリング機関等の専門支援）を受けていなかった世帯が複数確認され、委託前から委託後にわたる継続的支援体制が脆弱である傾向が示唆された。

時系列に沿って事例を分析すると、委託前の段階では、児童相談所による子どものアセスメント、ならびに養育者のアセスメントに基づく

養育の目的や目標の説明が不十分である事例が認められた。マッチング・交流においても、既にファミリーホームで暮らしている子ども達への影響を考慮した慎重なマッチングが行われていない状況がみられた。委託当初から経過中にかけては、子どもの行動上の問題や心身の不調、他児への影響が顕在化しても、支援機関との連携が機能せず、実質的な支援関係が構築されないまま養育者が孤立していく経過が認められた。委託解除時には、子ども自身に丁寧に状況を説明して思いを聴き取るプロセスが保障されず、唐突な引き離しが行われる場合があり、移行ケアが不十分なまま危機管理が優先される傾向が認められた。

4. 統合分析の結果

これまでの質問紙調査および複数年にわたるインタビュー調査の統合的な分析結果に基づき、ファミリーホームにおける養育不調による委託解除に影響を及ぼす事象として、以下の 3 つの特徴が示唆された。第一に、「事前に必要な情報とシミュレーションの不足」であり、児童相談所から子どもの特性や医学的診断などの情報提供が不足し、同居児童を含めたファミリーホーム全体での事前交流やトラブル対応へのシミュレーションが十分になされていない傾向が認められた。第二に、「機能しない支援体制による孤立」であり、他児への影響や自傷他害等の状況にあっても、児童相談所や支援機関による迅速な介入、医療や心理的支援の導入等が行われず、対応が困難になっていた。第三に、「唐突な委託解除と移行ケアの欠如」であり、委託解除が避けられない際に、ショックを和らげる別れのプロセスがチーム全体で協議・実施されず、子どものトラウマとなる可能性のある対応がみられた。

5. プロセス図および手引きの作成

以上の統合分析結果に基づき、10 件のインタビュー事例をもとに養育不調に至る過程を時系列でモデル化した「プロセス図」を作成した。プロセス図では、委託・措置前、委託・措置当初、委託・措置中、委託・措置解除時という時間軸に沿って主要な事象を集約し、予防とケアのポイントを明示した。さらに、質問紙調査およびインタビュー調査から得られた知見を踏まえ、各段階における 9 つの予防・ケアのポイントを整理し、「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成した。手引きは、児童相

談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設が横断的に参照できる一冊構成とし、プロセス図と双方向に確認できる構成とした。その後、インタビュー調査協力者の内 2 カ所のファミリーホームに対する意見聴取を踏まえて加筆修正し、完成稿とした。

D. 考察

1. ファミリーホームの養育不調における「事象の連鎖」とチーム支援の必要性

質問紙調査の結果、養育不調による委託解除の経験率は 24.2%であり、その理由として子どもの行動上の問題に加え、「他の入居児との兼ね合い」が挙げられた。これは、複数の配慮が必要な子どもが同居するファミリーホームならではの養育の難しさを示唆している。また、ファミリーホームの運営者は「元児童養護施設職員」などの社会的養護の経験を持つ者が多く、「社会的養護の必要な子どものためになりたかった」という社会貢献的ニーズが高い特徴がある。しかし、そのような専門的な背景を持つ養育者であっても、養育不調による委託解除を経験しており、児童相談所とフォスタリング機関の双方から支援を受けていた割合は 10.0%にとどまり、いずれからも支援を受けていないケースが 26.7%に上っていた。

統合的な分析から、養育不調は突発的な事象ではなく、委託前からの「養育不調に影響する事象の連鎖」によって引き起こされることが示唆された。この結果は、「(ファミリーホームは)経験のある養育者だから対応できるだろう」という支援機関側の思い込みが、継続的・実質的な伴走支援を遠ざけ、結果として養育者を孤立させ疲弊させている現状の課題を示唆しているのかもしれない。養育不調は単一のファミリーホームの問題ではなく、児童相談所やフォスタリング機関を含むチーム全体で共有し、解決すべき課題として捉える必要がある。

2. 「委託前」の丁寧な情報共有と、同居児および補助者を含めた「ファミリーホーム全体」の準備の必要性

インタビュー調査の分析の結果、児童相談所からの子どものアセスメント情報が不足し、マッチング・交流においても、既にファミリーホームで暮らしている子ども達への影響を考慮した慎重なマッチングが行われていない状況がみられた。

一般的な里親家庭が実子との関係性を重要視するのにに対し、ファミリーホームでは「既に委託されている他の児童（同居児）」との関係構築が極めて重要となる。養育不調を予防するためには、児童相談所からの委託前の正確なアセスメントに基づく丁寧な情報共有が不可欠である。

さらに、ファミリーホームの約 4 割が「補助者を雇っている形態」であることから、委託前から養育者だけでなく補助者や同居児童を含めたファミリーホーム全体での事前交流や、トラブル対応へのシミュレーションを行うことが重要である。新たに迎え入れる子どもとどのようなかわりをしていき、予想されるトラブルにホーム全体でどう対応していくかを話し合い、準備性を高めていくことが求められる。

3. 他児への影響を防ぎ、「危機時にこそ機能する」チーム養育体制形成の必要性

委託当初から経過中にかけて顕在化する子どもの暴力、暴言、盗癖、希死念慮・自殺企図等の行動上の問題は、当事者の子どもだけでなく、同居している「他児への影響」が非常に大きいという特徴がある。それらが顕在化しても、支援機関との連携が機能せず、実質的な支援関係が構築されないまま養育者が孤立していく経過が認められた。

複数の子どもが暮らす環境下において、一人の子どもの心身の不調や行動上の問題はファミリーホーム全体の危機に直結しやすい。そのため、他児への影響や自傷他害等の状況が生じた際に、児童相談所や支援機関による迅速な介入、医療や心理的支援の導入等が確実に行われるよう、平時から援助を求めやすい関係性を構築しておく必要がある。養育不調を新たな支援を導入するための「再アセスメントのサイン」として捉え、危機時にこそ機能する初期介入とチーム養育体制の実現が急務である。

4. 委託(措置)解除時のプロセスの適正化と、ホーム全体への移行ケアの必要性

本研究において、委託解除時という重大な場面で、子ども自身に丁寧に状況を説明して思いを聴き取るプロセスが保障されず、唐突な引き離しが行われ、移行ケアが不十分なまま危機管理が優先される傾向が認められた。

唐突な委託解除は、対象となる子ども自身のトラウマとなるだけでなく、その様子を見ている他の入居児にも強い不安と動揺を与える可

能性がある。そのため、児童相談所等の対応にあたっては、子どもの精神症状の悪化や自傷他害等の行動上の問題、あるいは養育者による暴力など、安全確保を最優先すべき「緊急対応」が必要な状況か、それ以外の「計画的な対応」が可能かを慎重に見極めることが求められる。

委託解除が避けられない際には、ショックを和らげる別れのプロセスがチーム全体で協議・実施されなければならない。ファミリーホーム養育者もそのようなプロセスを重視し、児童相談所等と連携していく必要がある。また、解除後も養育を継続しなければならない同居児や養育者自身に対するフォロー体制と心のケアについても、重要な課題として検討していくことが求められる。

5. プロセス図と手引きの活用による今後の展望

本研究の分析結果から得られた「プロセス図」と「養育不調の予防とケアのための手引き」は、児童相談所、フォスタリング機関、そしてファミリーホーム（養育者および補助者）が役割や対応のタイミングを共有するための実践的なツールである。

特にファミリーホームにおいては、これらのツールを活用することで、経験や属人的なスキルに頼るのではなく、共通の枠組みを持った「子ども一人ひとりのチーム」が効果的に機能することが期待される。今後に向けた課題は、本手引きを実際の支援現場へと実装し、個々の子どもの状況に応じた適切な支援体制が構築されるよう、体制整備を推進していくことである。

E. 結論

本研究は、質問紙調査とインタビュー調査により「養育不調」による委託（措置）解除に影響する重要な事象とプロセスを明らかにし、「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成した。

各関係機関および養育者を対象とした調査・分析を通じ、養育不調は突発的な事象ではなく、アセスメントや連携の不足といった「養育不調に影響する事象の連鎖」によって引き起こされることが示唆された。現状の家庭養護の推進のコンテキストにおいては、理念としての「チーム養育体制」は浸透しつつあるものの、実態としては継続的・実質的な伴走支援が十分に機能しておらず、元児童養護施設職員といった専門

的な背景を持つ養育者であっても孤立し疲弊しやすいという課題が存在していると考えられる。

また、委託プロセス全体を通じた支援体制の不足が示唆されている。具体的には、委託前における児童相談所からの正確な情報共有の不足や、同居児童および補助者を含めたファミリーホーム全体での事前交流やシミュレーションの欠如、さらに危機状況下において他児への影響が顕在化しても支援機関による迅速な介入や適切な支援が欠如している実態が挙げられる。加えて、委託解除の局面においても課題は多く、子ども自身に丁寧に状況を説明して思いを聴き取るプロセスが保障されていない。ショックを和らげる別れのプロセスがチーム全体で協議・実施されないことや、唐突な引き離しが行われた後も養育を継続しなければならない同居児やファミリーホーム養育者に対するフォロー体制や心のケアが不十分である実態が示唆されている。

これらの調査結果に基づき、本研究班は「養育不調」を単一のファミリーホームの問題に帰すのではなく、「チーム全体で共有し解決すべき課題」であり、新たな支援を導入するための「再アセスメントのサイン」であると位置づけ、手引きの作成を行った。

本手引きに提示された「プロセス図」と各段階における「予防・ケアのポイント」は、児童相談所、支援機関（フォスタリング機関等）、および各ファミリーホーム（養育者および補助者）が共通の目標と枠組みを持ち、それぞれの役割と対応のタイミングを相互に確認し合うための実践的なツールである。

社会的養護施策において家庭養育優先の原則に基づくファミリーホーム委託が推進される中、より複雑な背景を持つ子どもたちの委託が増加している。複数の配慮が必要な子どもが暮らす環境において、個々の子どものニーズに応じた適切な支援体制を構築するためには、関係機関が専門性を持ち寄り、「子ども一人ひとりのチーム」を効果的に機能させることが不可欠である。

本手引きを全国の支援現場に真に根付かせるためには、これを単なるマニュアルにとどめず、関係者間の「共通言語」として、あるいは支援方針をすり合わせる「対話の土台」として、日常的な実践の中で繰り返し活用していくことが求められる。こうした現場での継続的な取り組みの積み重ねこそが、ファミリーホーム養

育者を孤立させず、子どもたちの最善の利益と健やかな成長を守り抜く社会的養育システムのさらなる充実へと繋がっていくと考えられる。

引用文献

1) Konijn, C., Admiraal, S., Baart, J., van Rooij, F., Stams, G.J., Colles, C., Lindauer, R., Assink, M. Foster care placement instability: A meta-analytic review Children and Youth Services Review, 96, 483-499, 2018.

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
—地域小規模児童養護施設における養育不調による措置解除プロセスの分析と手引きの作成—

研究分担者 塩谷 隼平（東洋学園大学 人間科学部）

研究協力者 藤巻 楽々（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究要旨

本調査では、地域小規模児童養護施設における養育不調による措置解除までの経過と背景的要因の分析を目的に、質問紙調査とインタビュー調査を実施し、最終的には措置変更や措置解除に至るプロセス図の作成と、養育不調による措置解除の予防のための手引きの作成を試みた。まず1年目では、全国の地域小規模児童養護施設に質問紙調査を行い199施設から回答を得た。その結果、回答した施設の36.0%が高校生を中心に養育不調による措置解除を経験していた。次に2～3年目では、養育不調による措置解除を経験している地域小規模児童養護施設の職員8名にインタビュー調査を実施し、11事例についてのデータを得た。その結果をもとにプロセス図を作成したところ、幼少期に入所して思春期を迎えて問題行動が激しくなり児童自立支援施設などに措置変更になるパターンと、中高生で入所するがそれまでの生活スタイルと施設の生活のあいだのギャップが大きくなり、短期間でなし崩し的に家庭復帰していくパターンに分けられた。最後にこれらの結果をもとに手引きを執筆し、養育不調による措置解除の予防のためには、職員が連携して子どもに対応できるチームの構築が重要であることなどをまとめた。

A. 研究目的

現在、わが国では、社会的養護において家庭養育優先の原則に基づく里親委託等が推進されている。だが一方で、委託後に子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題、支援の不足により、養育者が子どもへの対応に困難をきたす「養育不調」が重要な課題となっていることから、本研究では、「養育不調」の要因とプロセスを明らかにすることを目的とした。

初年度には、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児童相談所、フォスティング機関各々への調査を行うため、養育不調の要因を、Konjin ら (2018)¹ の里親委託の不安定性の要因に関するシステムティックレビューを参考に、「委託や委託解除時の状況」、「子どもの心身の特性や行動上の問題」、「養育上の課題」、「支援の課題」の4つに分けて検討を行い、質問項目を作成した。

本研究の1年目では、そのうち全国の地域小規模児童養護施設を対象にオンラインによる質問紙調査を実施し、基礎データを得ることにより、その他の里親、ファミリーホーム、児童相談所、フォスティング機関の調査とともに、統合した社会的養育システムの観点から、適切なアセスメント、養育環境の選択、必要な支援について課題を整理し、改善のあり方について検討を行うことを目的とした。

2年目は、地域小規模児童養護施設において養育不調によって措置解除となった事例について、施設職員の視点から、そのプロセスを明らかにし、養育不調の要因を分析し、その対策を検討することを目的とした。そのため、養育不調による措置解除を経験した施設職員4名にインタビュー調査を行い、6事例についてのデータを得た。

最終年度となる3年目は、まず、養育不調に

至るプロセスや背景要因についての分析をより深化・精緻化するためにインタビュー調査を追加で実施し、施設職員 4 名から 5 事例についてのデータを得た。以上の 11 事例の結果と 1 年目の質問紙調査の結果をもとに、地域小規模児童養護施設における養育不調のプロセス図を作成した。

最終的には、これまでの質問紙調査およびインタビュー調査の統合的な分析結果に基づき、養育不調の未然防止、早期発見・対応、および措置解除後のケアを含めた包括的な支援のあり方を提示し、実効性のある「養育不調の予防および対応に関する手引（ガイドライン）」を作成することを目的とした。

B. 研究方法

1. 1 年目

1) 質問紙調査の質問項目の作成

養育不調の要因に関する調査を行うため、メタアナリシスレビューを行った Konjin ら (2018)¹ の文献に当たり、質問項目を挙げ、さらに、班会議での協議によって、地域小規模児童養護施設への質問項目を作成した。

まず、地域小規模児童養護施設の概要として、回答者の職種、児童養護施設での在籍期間、施設の入所定員数、地域小規模児童養護施設の施設数、本園からの距離についてたずねた。

次に、養育不調による措置解除の経験の有無についてたずね、養育不調による措置解除を経験した施設は措置解除となった子どもを「A さん」として、性別や年齢、措置されたときの施設の他児童や職員の状況、保護の理由、被虐待経験の有無、心身の状況、知能検査と発達検査の結果、行動上の問題、養育状況など可能な範囲で回答を求めた。さらに、児童相談所や本体施設、他の機関による地域小規模児童養護施設への支援の内容や頻度、養育不調を理由とした地域小規模児童養護施設から本体施設への移動の有無とその理由についてたずねた。

2) 調査期間と調査協力者

アンケートは、2021 年 10 月 1 日時点で全国の地域小規模児童養護施設を有する児童養護施設 527 箇所（こども家庭庁家庭福祉課調べ）に回答を依頼した。回答方法はオンラインフォーム（成育 REDCap システム）を使用した。回答期間は 2024 年 2～3 月で、回答数は 199 件（回収率 37.8%）で有効回答数は 171 件

であった。

（倫理面への配慮）

調査回答者、子どもの個人情報収集せず、匿名性を厳密に確保した。国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認（2023-164）を得て実施した。

2. 2 年目

2 年目は、事前質問紙調査とインタビュー調査を行った。

1) 事前質問紙調査

インタビューで尋ねる養育不調によって措置解除となった子どもを「A さん」として、性別、措置時の年齢、国籍、措置解除時の年齢、措置解除後の措置先、保護の理由、虐待被害の状況、医学的診断の状況、知能検査及び発達検査の状況についての質問項目を設けた。次に、A さんの入所していた児童養護施設に関して施設の入所定員数、入所児童数、地域小規模児童養護施設の施設数、入所児童数、職員数、地域小規模児童養護施設の定員数と職員数について回答してもらった。最後に、回答者の職種、児童福祉領域での経験年数をたずねた。

調査方法は、インタビュー協力者の希望に応じて、研究事務局から郵送もしくはメールにて質問紙を配布した。回答した質問紙はインタビュー当日に用意してもらい、インタビューの進行に役立てた。

2) インタビュー調査

インタビューは対面、もしくはオンラインで実施した。場所は調査協力者の施設内の部屋において、希望する日時に実施した。インタビューガイドを用いた半構造化面接を行い、時間は 1 時間から 2 時間ほどを要した。インタビュー内容は、調査協力者の許可を得て、対面の場合は音声 IC レコーダーで録音、オンラインの場合は録画をした。インタビュー終了後、逐語録に起こした。

3) 調査期間と調査協力者

調査期間は 2025 年 1～3 月であった。調査協力者は、地域小規模児童養護施設を有する児童養護施設のうち、2019 年 4 月から 2024 年 3 月末までに地域小規模児童養護施設において養育不調による措置解除があった施設の職員 4 名で、6 名の子どもについてインタビュー

調査を実施した。

4) 分析方法

本調査の目的に照らし、措置前の認識、措置されてから解除になるまでのプロセスを考える上で、措置開始から措置解除までの期間において、養育不調による措置解除の要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出した。時期については、措置前の「入所時点の状況」、地域小規模児童養護施設への入所が始まってから措置解除までの「入所当初」、「入所経過中」、「措置解除につながる問題の発生」、「児童相談所との情報の共有」、「措置解除までの経過」、「措置解除後」と時期を分けて捉えることとした。

（倫理面への配慮）

回答者と研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（承認番号：第202407号）を得て実施した。

3.3 年目

最終年度である3年目は、まずインタビュー調査の追加調査を実施し、今までのデータをもとに、養育不調によって措置解除となった事例がたどったプロセス図の作成と手引きの作成を行った。

1) 追加調査

追加調査も昨年度と同じ方法で、事前質問紙調査とインタビュー調査を実施した。

調査期間は2025年6～7月であった。調査協力者は、2019年4月から2025年3月末までに地域小規模児童養護施設において養育不調による措置解除または措置変更があった児童養護施設の職員4名で、計5名の子どもについてインタビュー調査を実施した。

分析方法も昨年度と同じであった。

2) プロセス図の作成方法

養育不調によって措置解除となった事例がどのような過程を辿ったのか、インタビュー調査で得られた11事例を分析し、統合したプロセス図を作成した。

まず、インタビュー調査で集めた事例について、措置開始から措置解除までの期間において、養育不調による措置解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出し、共通

した事象は集約した。それらを、措置前→措置当初→措置後初期→措置経過中→措置解除までの期間→措置解除時→措置解除後という時間軸に分けて切片化し、事象を四角の枠内に記載して矢印でつないだ。プロセスにおいてより重要だと考えられる事象はオレンジで色を付けた。また、その事象に対して、施設職員や児童相談所などの関係機関からの支援や介入、支援者が抱いた感情などはオレンジ色の矢印で表現した。さらに、明らかとなったプロセスの中で、養育不調の予防とケアのポイントを考えられる箇所について赤丸の数字で示した。

完成したプロセス図について、研究班内で協議を重ね、修正を重ねた。

3) 手引きの作成方法

手引きの作成では、質問紙調査、インタビュー調査の分析による養育不調に影響する事象を整理した。また、養育不調による委託解除のプロセス図から導かれた予防とケアのポイント、委託前から委託解除後までを段階別に整理した。一冊の手引きの中で、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設が横断的に参照できる構成とし、仮案作成後には、インタビュー調査協力者および関係機関から内容の妥当性等について意見聴取を行い、その結果を踏まえて研究班内で加筆修正し、完成稿とした。

（倫理面への配慮）

研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（承認番号：第202407号）を得て実施した。

C. 研究結果

1.1 年目

回答者の職種は保育士38.8%、児童指導員36.7%、自立支援担当職員4.1%、その他（施設長など）20.4%で、施設での在籍期間の平均は15.8年であった（有効回答数141件）。

回答した施設の入所定員数の平均は46.6人、所有する地域小規模児童養護施設の平均は2.0戸（最大7戸）であった。また、本園（本体施設）から地域小規模児童養護施設までの距離は、「徒歩で10分圏内」47.8%、「車で10分圏内」29.9%、「車で10～30分圏内」19.2%、「車で30分以上」3.1%であった（有効回答数148

件)。

2021年4月から2023年12月までに養育不調による措置解除の経験については、「あり」が54件(36.0%)、「なし」が96件(64.0%)で、措置解除になった人数の平均は1.4人であった(有効回答数150件)。

養育不調による措置解除となった54件のうち、回答があった49名について分析したところ、性別は男子15名、女子25名、未記入9名であった。措置解除になった時点での平均年齢は14.92歳で、解除時の学年の内訳は小学生(3～6年)が9名、中学生が7名、高校生が32名、未記入1名であった。施設入所時の平均年齢は10.0歳であった。

措置変更先は他の児童養護施設2名、児童自立支援施設8名、児童心理治療施設4名、自立援助ホーム10名、里親3名、ファミリーホーム1名、家庭復帰による措置解除21名であった。措置継続となった28名の平均年齢は14.3歳で男子10名、女子13名、不明5名であった。家庭復帰による措置解除になった21名の平均年齢は15.7歳で、男子5名、女子12名、不明4名であった。

自由記述で回答してもらった措置変更の理由(全48回答)について、複数の理由が書かれている場合は1件ずつに分けて分類したところ、「施設への不適応(ルールが守れない、生活の乱れなど)」が16件、「職員への暴言・暴力」が11件、「学校への不適応・不登校」が9件、「高校の留年・退学」が7件、「子ども間のトラブル・暴言・暴力」が6件、「性的問題(性的逸脱行動)」が6件、「本人の希望」が6件、「スマホ(SNS)への依存」が5件、「精神症状(うつ、摂食障害、自傷など)」が5件、「非行・虞犯行為」が4件、「発達障害」が2件であった。

措置解除の要因として、「Aさんの情緒不安定、行動上の問題の状況」、「Aさんの実家族の状況」、「養育のあり方」、「児童相談所の対応のあり方」、「入所時における情報やアセスメントが十分でなかったため」、「子ども自身の家庭復帰や他施設等への意向が大きかった」の6項目について「要因として大きくない」(1点)～「要因として大きい」(4点)の4件法で回答してもらったところ、それぞれの平均値は「情緒不安定、行動上の問題の状況」3.83、「実家族の状況」3.08、「養育のあり方」2.64、「児童相談所の対応のあり方」2.11、「入所時における情報やアセスメントが十分でなかったため」

2.09、「子ども自身の家庭復帰や他施設等への意向が大きかった」2.83という結果となった(有効回答数47～48件)。

2.2 年目

2年目に実施したインタビュー調査の結果について以下に記述する。ただし、回答者の具体的な発言については、当該年度の報告書でも報告されており、ここでは省略する。

1) 措置解除となった子どもの概要

6事例の性別は男子4名、女子2名であった。措置時の年齢は、男子4名が就学前で、女子2名が中学生であった。措置解除時の学年は男子4名が中学生か高校生、女子2名が高校生であった。措置変更先は児童自立支援施設2名、24時間体制のグループホーム2名、家庭復帰2名であった。

虐待の有無は、1名が不明で、残りの5名については被虐待経験があった。知能検査の結果は、「61～70」1名、「81～90」2名、「91～100」3名、「121～130」1名であった。医学的診断は「なし」が1名で、残りの5名には「知的障害」「吃音症」「自閉スペクトラム症(ASD)」「注意欠陥多動性障害(ADHD)」「起立性調節障害」「咳喘息」「適応障害」「摂食障害」などの既往があった。

2) 措置までの子どもの状況

就学前に施設入所した4事例では、発達障害や言葉の遅れなど発達上の特性を抱えていた。

中学生で入所した2事例は、状況は全く異なっていたが、入所前までにそれぞれに生活スタイルが確立していたことがうかがえた。

3) 入所時点の実家庭の状況

5事例では、実親の養育能力が低く、ネグレクト的な養育環境であった。残り1事例は、心理的虐待の状況であった。

4) 措置先の選定

地域小規模児童養護施設への入所になった理由として、就学前に入所した4事例では家庭復帰が難しいため家庭的な環境で養育することがあげられた。

一方、中学生で入所した事例では、落ち着いた雰囲気、反社会的な行動が見られないことが理由となっていた。

5) 入所当初の様子

就学前に入所した事例では入所当初から、緊張感や不安が高く、アタッチメントの課題などが顕在化していた。一方、中学生で入所した事例では大きな問題は見られなかった。

6) 入所経過中

就学前に入所した事例では施設内での暴言や暴力などの問題はみられたが、徐々に落ち着いて生活する場面も増えていった。一方、中学生で入所した事例では、入所前から抱えていた課題が顕在化しはじめてきた。

7) 措置解除につながる問題の発生

就学前に入所した事例では、年齢が上がるにつれて、無断外出や万引きなどの課題が現れた。また、思春期が近づくにつれて性的な関心が高まり、下着を盗むなどの問題が現れ、対応に苦慮するようになった。

中学生で入所した事例では、施設内で自殺企図が見られ、医療機関と連携して対応に当たった。

8) 児童相談所との情報の共有

どの事例でも問題が発生したときは児童相談所に報告し、児童福祉司との面接などが実施された。しかし、問題が改善されることは少なかった。

9) 措置解除までの経過

就学前から入所した事例では、施設内での性的加害、万引き、職員への暴力の激化などの問題行動が大きくなり、地域小規模児童養護施設では対応しきれなくなり、他施設への措置変更が検討されるようになった。その結果、2名は児童自立支援施設へ措置変更となった。また残りの2名は24時間体制の障害者のグループホームへと措置変更になった。

一方、中学生で入所した事例では施設のルールや生活スケジュールから逸脱することが増え、実家庭への外泊したまま施設に戻らなくなり、そのまま措置解除になり、なし崩し的に家庭復帰となっていった。

3.3 年目

まず、3年目に追加で実施したインタビュー調査の結果について以下に記述する。回答者の具体的な発言については、当該年度の報告書でも報告されており、ここでは省略する。

1) 措置解除となった子どもの概要

5事例の性別は女子5名、男子1名であった。措置時の年齢は、就学前3名、小学校低学年が1名、高校生1名であった。措置変更先は児童自立支援施設1名、障害児入所施設1名、連携型専門ケア機能モデル事業1名、家庭復帰2名であった。

虐待の有無について、2名はなしで、4名は被虐待経験があった。

知能検査の結果は、「101～110」3名、「71～80」1名、「81～90」1名であった。

医学的診断は、5名がADHDや自閉症スペクトラム障害、軽度の知的障害などの発達障害の特性を抱えていた。

2) 措置までの子どもの状況

就学前および小学校低学年で入所した4事例のうち2名は幼少期に保護され、乳児院から児童養護施設への措置変更であった。その他の2名は就学前の保護であったが、そのまま児童養護施設への措置となっている。残りの1名は高校生になってから保護され、児童養護施設への措置となった。

3) 入所時点の実家庭の状況

乳児院からの措置変更となった2事例は家族との交流はなかった。その他の3事例は、親から心理的虐待、性的虐待などを受けており、また、ネグレクトのような家庭環境であった。

4) 措置先の選定

高校生で入所した1名は、一時保護所で落ち着いた生活を送っていたこともあり、地域小規模児童養護施設への入所となった。

その他の4事例は、家庭復帰が難しいため、家庭的な養育環境で生活するために地域小規模児童養護施設への入所となった。

5) 入所当初の様子

高校生で入所した1名は、入所当初は施設のルールも受け入れ適応的であった。一方、幼少期に入所した事例では、自傷行為や器物破損など、入所当初から不安定な様子がみられた。

6) 入所経過中

高校生で入所した1名は欠席が多くなり、進級が危ぶまれる状況であった。

就学前の1名はケンカやケガが多く、「軽度

の知的遅れ」の診断を受けた。

小学生の3名は、落ちついている場面もある一方で、無断外出、職員への暴力、器物破損などの問題行動が見られた。

7) 措置解除につながる問題の発生

高校生1名は、気分の浮き沈みが激しくなり、自傷行為や希死念慮がみられようになった。

小学生の3名は、深夜の無断外出、不登校による生活リズムの乱れ、地域での器物破損などの問題を繰り返し、地域小規模児童養護施設では対応が難しくなっていた。

また、就学前の1名は周囲への攻撃性が高いままで、体が大きくなるにつれて問題も大きくなっていった。

8) 児童相談所との情報の共有

事件が起きた際には児童相談所に報告し、情報を共有し、児童福祉司による面接なども実施された。なかには面会を拒む子どももあり、行動が改善されることはなかった。

9) 措置解除までの経過

小学生の3事例のうち2名は、深夜の無断外出を繰り返し、警察に保護されることも増え、そのうち1名は、問題行動の改善や重篤化を防ぐことを目的に小学校高学年の2年のあいだ、連携型専門ケア機能モデル事業を利用することになった。また、1名は児童自立支援施設への措置変更となった。もう1名は地域小規模児童養護施設から本体施設へ移動したが、無断外出などの問題行動は改善せず、他の施設への措置変更の検討もされたが、結局、家庭復帰となった。

高校生の1名は、携帯電話に関する施設のルールに反発するようになり、親族宅に無断外泊をして、そのまま措置解除となり、家庭復帰となった。

未就学の1名は幼稚園で他児童に大けがをさせる事件を起こしたこともあり、小学校進学後はトラブルも大きくなることが予想され、小学校入学前に障害児入所施設への措置変更となった。

4. プロセス図の作成

地域小規模児童養護施設での養育不調による措置解除や措置変更のプロセス図は2つのパターンに分けて示した。

1) 中高生で入所したパターン

パターン①は、中高生で入所し、1～2年という短期間で措置解除に至る事例をまとめた。このパターンの子どもは入所前に、不健康ながらも自分なりの生活スタイルが確立しており、施設での生活とのギャップが大きくなっていくことが不調の大きな要因となっていた。また、入所前には反社会的な行動が見られず、雰囲気も落ち着いているため、地域小規模児童養護施設への措置となり、入所当初は施設の生活に過剰に適応する。しかし、措置前から抱えていた心理的症状などが顕在化し、自殺企図や無断外泊など地域小規模児童養護施設という小さな集団では抱えきれない行動に発展していく。そして、子どもが施設での生活に限界を感じて無断で帰宅や外泊をしてしまい、その状況を実親などが受け入れることで、「なし崩し的に家庭復帰」がなされ、措置解除に至っていた。

2) 幼児期に入所したパターン

パターン②は、就学前の幼児期に入所し、思春期以降に行動が激化して、他の児童福祉施設に措置変更になる事例をまとめた。このパターンの子どもは知的障害や発達障害を抱えていることが多く、入所当初から不安緊張が高く、その後もさまざまなトラブルが発生するが、地域小規模児童養護施設という小集団のなかでうまく対応されていく。しかし、思春期を迎えて衝動性が高まり、暴力行動が激化したり、性的加害を起こしたりすることで、児童養護施設という枠では抱えきれなくなり、児童自立支援施設や児童心理治療施設などへ措置変更となっていた。地域小規模児童養護施設で対応できなくなった際に、生活の場を同じ施設内の本体施設に移動することで落ち着くこともあった。また、低年齢のときに障害児入所施設に措置変更することで大きな問題を起こすことを未然に予防した事例も加えた。

2) 養育不調の予防とケアのポイント

養育不調の予防とケアのポイントとして、以下の8項目を挙げた。

ポイント1: 地域小規模児童養護施設への入所理由を把握しているか。

ポイント2: 入所前の子どもの生活の様子について丁寧にアセスメントできているか。

ポイント3: 地域小規模児童養護施設で抱えられないトラブルにどう対応するか。

ポイント4: 施設内で子どもの生活環境を変更

することでトラブルに対応できるか。
ポイント 5: なし崩し的に家庭復帰し措置解除に至る経過にどう対応するか。
ポイント 6: 職員の抱える葛藤（「もっと施設でみたかった」vs「仕方がなかった」）を理解しているか。
ポイント 7: 子どもの特性にあった養育環境をもつ施設への措置変更になっているか。
ポイント 8: トラブルが大きくなる前に、子どもの特性にあった施設への措置変更は可能か。

5. 手引きの作成

手引きにおいて、地域小規模児童養護施設に関する内容として、「3-1-6.地域小規模児童養護施設の理念と環境のアセスメント」「3-2-6.本体施設か地域小規模かー子どものニーズに応じた入所とアセスメント」「3-3-6.地域小規模児童養護施設への入所に向けた子どもへの説明と安心できる環境の準備」「4-1-6.入所当初に地域小規模児童養護施設が検討すべき事項」「4-2-6.地域小規模児童養護施設における日々の生活の積み重ねと他機関との連携」「4-3-6.地域小規模児童養護施設での養育不調への対応とその予防」「5-1-6.地域小規模児童養護施設における措置変更の判断と職員のケア」「5-2-6.地域小規模児童養護施設における措置解除時の対応とアフターケア」「5-3-6.地域小規模児童養護施設における客観的な視点の活用と安全なチーム作り」について執筆した。

また、内容について、児童養護施設の職員 2 名に意見聴取を行い、内容は概ね妥当であるという評価を得た。

D. 考察

1. 質問紙調査

回答した施設の 36.0%が過去 3 年間に地域小規模児童養護施設における養育不調による措置解除を経験しており、大きな課題となっている可能性がうかがえた。

措置解除になった子どもの 65.3%が高校生を含む高年齢児で、措置変更の理由をみると、高校への不適応から不登校・退学となり、スマホや SNS の使用方法をはじめとして施設のルールが守れずに生活が乱れ、職員への暴言・暴力が見られ、措置変更に至る状況がうかがえた。また、措置解除の要因としては、子ども自身の「情緒不安定、行動上の問題の状況」が最も大きい要因であるという回答となった。

思春期になり問題の表出が激しくなり、施設生活への不適応を起こした子どもを地域小規模施設という小さなグループでは抱えきれなくなり、措置変更せざるを得なくなると考えられた。また、措置変更先は「家庭復帰による措置解除」が 42.9%と最も多く、施設で不適応をおこし、無断外泊を繰り返し、そのまま家庭に戻るというように、なし崩し的に家庭復帰となっていくパターンも多いのではないかと推測された。

地域小規模児童養護施設には、丁寧で家庭的な養育が提供でき、子どもへの個別的な関わりを増やすことができるというメリットがある。その一方で、思春期になって子どもが表出される問題が大きくなり施設生活の枠からはみ出してしまうと、小さなグループの中で抱えきれなくなり、措置変更や措置解除に至ると考えられた。

2. インタビュー調査

2 年間の調査で合計 11 事例のデータを得ることができた。そのうち 7 事例では、就学前に入所して、もともと不安定な面もあったが、思春期になって問題が大きくなり、無断外出や性的問題などを起こして中高生のときに措置変更に至るパターン①となった。また、3 事例は、中学生以上の入所で、措置前に確立していた生活スタイルを変えることができず、なし崩し的に家庭復帰となっていくパターン②の 2 つにわけて報告した。

また、小学校入学前に措置解除になった事例は前者のパターン①に近いが、小学校就学前に障害児入所施設に措置変更することで、問題行動の影響が大きくなることを未然に防いでいた。

すべての事例が保護前は、過酷な家庭環境にあり、被虐待歴がある子どもも多く、小児期の逆境体験がその後の問題の大きな要因になっていると考えられた。施設側には、その虐待による心の傷へのケアも求められたが、子どもがおこす問題が大きすぎて、地域小規模児童養護施設という枠組みのなかで守ることができなかった。また、子どもの対応における職員の専門性やスキルに不足も指摘されたが、そもそも職員の人数が足りていないという状況も養育不調における要因の 1 つになっていると考えられた。

3. プロセス図と手引きの考察

地域小規模児童養護施設のプロセス図は、中高生以降に入所して短期間で措置解除に至る事例と、幼少期に入所して、思春期以降に措置変更や措置解除に至る事例では、そのプロセスが大きく異なり、2パターンに分けざるをえなかった。

短期間で措置解除に至る事例では、職員との信頼関係が構築される前に、さまざまなトラブルが発生し、対応しきれないなかで「なし崩し的に家庭復帰」になっていた。高年齢での入所では、不健康ながらもそれまでの生活スタイルが確立しており、施設での集団生活とのギャップが養育不調の要因となっていた。その際、職員側が、子どもがそのような生活に至った背景について想像して、子どもの価値観を尊重する姿勢も重要であると考えられた。子どもの話を丁寧に聞いていくことで、彼らの本来のニーズが明らかになり、そのニーズに合わせた柔軟な対応も大切になると思われた。本体施設に比べれば、子どもの人数が少ない地域小規模児童養護施設では、個々のニーズに合わせて生活のスケジュールやルールを柔軟に変更できる可能性もあると考察された。

幼少期に入所した子どもの養育不調の事例では、児童期後期以降に問題行動が激しくなり、児童自立支援施設や障害児入所施設などの他の施設に措置変更となることが多かった。また、措置変更の際、職員たちには「この施設でもっとみたい」という思いと「もう限界である」という思いで葛藤を抱えることも明らかになった。しかし、子どもは措置変更に納得してスムーズに移行することも多く、その子どもの特性にあった生活環境を準備するという視点も重要になると考えられた。

今回の調査において、地域小規模児童養護施設では、夜間の無断外出や無断外泊など子どもたちが施設外に出ていってしまう行動への対応で苦慮していることが明らかになった。地域小規模児童養護施設では1人で勤務する時間もあり、その際に子どもが帰って来ないなどのトラブルが生じると、対応しきれなくなってしまう。それが施設での生活の限界を超えてしまう大きな要因となっていた。また、施設内で生じる問題行動はなんとか対応できても、学校や地域での問題行動が大きくなると施設では抱えきれなくなってしまう措置変更に至ってしまうと考えられた。

養育不調の対応にはチームでの対応が大前提となる。地域小規模児童養護施設には複数の

職員が配属されており、また、本体施設にはバックアップ職員をはじめ、ファミリーソーシャルワーカーや心理職などの他の専門職も複数いることも多い。しかし、メンバーが揃っているだけではチームとは呼べず、よりよいチームとして機能するための工夫やサポート体制の構築が必要である。また、養育不調が起きてから対応するのでは遅く、養育不調の予防のためにも、日頃からよりよいチームとして機能することが重要である。

E. 結論

本調査では、3年間の質問紙調査とインタビュー調査を通して、地域小規模児童養護施設における養育不調によって措置変更や措置解除に至るプロセスについて検討をおこなった。その結果、幼少期から入所して思春期以降に措置解除となるパターンと、中高生以降に入所して短期間でなし崩し的に家庭復帰による措置解除となるパターンの2つのプロセスが見いだされた。

また、それらのデータをもとに養育不調の予防のための手引きの作成をおこない、改めて、職員同士が連携してチームとして対応することの重要性についてまとめた。手引きについて施設職員への意見聴取を行い、概ね妥当な内容であるという評価を得ることができ、一定の成果をあげたと考えられる。

しかし、インタビュー調査を中心に、地域小規模児童養護施設での措置変更や措置解除の事例で子どもがみせる問題行動が非常に大きく、その問題行動への対応の限界についての語りが多く、その背後にある要因を考慮にいたれた対応まで十分に考察できなかった。このあたりが今後の課題として残されたと言える。

引用文献

1) Konijin, C., Admiraal, S., Baart, J., van Rooij, F., Stams, G.J., Colles, C., Lindau, R., Assink, M. Foster care placement instability: A meta-analytic review Children and Youth Services Review, 96, 483-499, 2018.

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

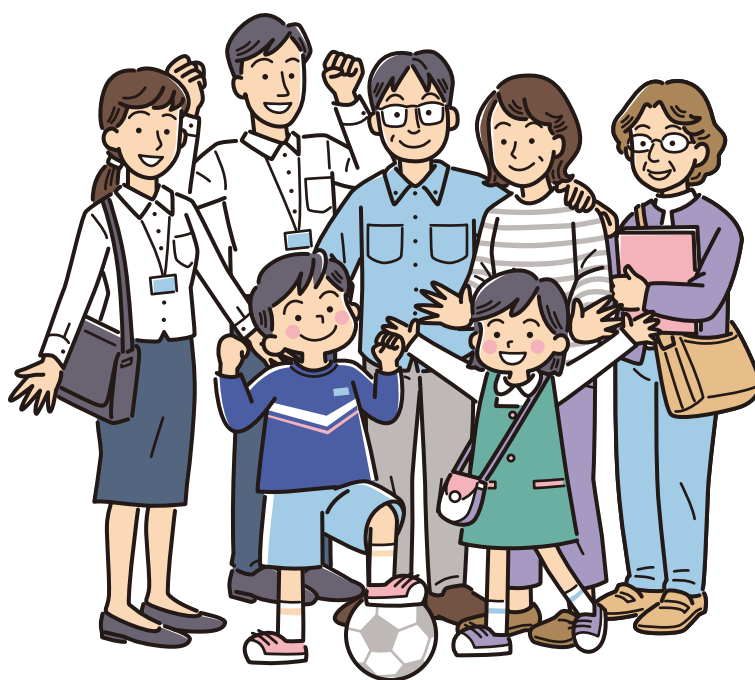
3. その他

なし

養育不調の予防とケアのための手引き

ー里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設とともに

「子ども一人ひとりのチーム」を作るためにー



令和 7 年度こども家庭科学研究費補助金
成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
研究代表者 引土達雄

養育不調の予防とケアのための手引き

—里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設とともに

「子ども一人ひとりのチーム」を作るために—

令和 7 年度こども家庭科学研究費補助金
成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究

研究代表者 引土達雄

目次

目次.....	1
手引き早見表	5
1. はじめに	6
1-1. 社会的養護の現状と養育不調の課題	6
1-2. 手引きの目的	8
1-3. 養育不調の定義	10
2. 養育不調による委託（措置）解除事例のプロセス	11
2-1. 児童相談所への調査から得られた養育不調による委託解除のプロセス図	12
2-2. フォスタリング機関への調査から得られた 養育不調による委託解除のプロセス図	14
2-3. 里親への調査から得られた養育不調による委託解除のプロセス図	16
2-4. ファミリーホームへの調査から得られた養育不調による委託解除のプロセス図	18
2-5. 地域小規模児童養護施設への調査から得られた 養育不調による措置解除のプロセス図	20

3. 委託（措置）前に求められる対応 22

3-1. アセスメント 22

3-1-1. 総論 22

3-1-2. 児童相談所がアセスメントにおいて気を付けること 23

3-1-3. アセスメントにおけるフォスタリング機関および
里親支援センターの支援上のポイント... 25

3-1-4. 里親家庭全員の合意と役割分担の確認について 27

3-1-5. 新たな委託に向けたファミリーホーム全体の合意形成と受け入れ体制の確認 29

3-1-6. 地域小規模児童養護施設の理念の理解と組織のアセスメント 30

3-2. マッチング・交流に求められる対応 32

3-2-1. 総論 32

3-2-2. 児童相談所が気を付けるリスクの高いマッチングと交流の考え方 33

3-2-3. マッチング・交流におけるフォスタリング機関および
里親支援センターの支援上のポイント... 35

3-2-4. 里親がマッチングと交流に際し準備すること 37

3-2-5. ファミリーホームがマッチングと交流に際し準備すること 38

3-2-6. 本体施設か地域小規模か—子どものニーズに応じた入所とアセスメント— 39

3-3. 子ども・養育者への説明、情報共有に求められる対応 40

3-3-1. 総論 40

3-3-2. 児童相談所における里親・ファミリーホーム・子どもへの情報提供 41

3-3-3. 子ども・養育者への説明、情報共有におけるフォスタリング機関および
里親支援センターの支援上のポイント... 42

3-3-4. 里親が子どもの説明に際し検討すべき事項 43

3-3-5. ファミリーホームの養育者が子どもの説明に際し検討すべき事項 44

3-3-6. 地域小規模児童養護施設への入所に向けた
子どもへの説明と安心できる環境の準備 . 46

4. 委託（措置）後に考えられるリスクと求められる支援体制 47

4-1. 委託（措置）当初の対応 47

- 4-1-1. 総論 47
- 4-1-2. 児童相談所が委託当初に気を付けること 48
- 4-1-3. 委託当初におけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント 50
- 4-1-4. 委託当初に里親が検討すべき事項 51
- 4-1-5. 委託当初にファミリーホーム養育者が検討すべき事項 53
- 4-1-6. 入所当初に地域小規模児童養護施設が検討すべき事項 55

4-2. 委託（措置）中に求められる対応や支援 56

- 4-2-1. 総論 56
- 4-2-2. 児童相談所に求められる委託中に必要な支援 57
- 4-2-3. 委託中におけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント ... 59
- 4-2-4. 里親への委託中に求められる対応と理解 61
- 4-2-5. ファミリーホームへの委託中に求められる対応と理解 63
- 4-2-6. 地域小規模児童養護施設における日々の生活の積み重ねと他機関との連携 65

4-3. 養育不調が起きたときの対応 67

- 4-3-1. 総論 67
- 4-3-2. 児童相談所が養育不調に気づく重要性 68
- 4-3-3. 養育不調が起きた際のフォスタリング機関および
里親支援センターの支援上のポイント... 69
- 4-3-4. 里親家庭における養育不調が起きた時に行う対応 70
- 4-3-5. ファミリーホームにおける養育不調が起きた時に行う対応 72
- 4-3-6. 地域小規模児童養護施設での養育不調への対応とその予防 74

5. 委託（措置）解除のときに求められる対応 76

5-1. 委託（措置）解除時の対応、子ども・養育者への説明 76

5-1-1. 総論 76

5-1-2. 委託解除の際に必要な児童相談所の支援 77

5-1-3. 委託解除時におけるフォスタリング機関および
里親支援センターの支援上のポイント... 78

5-1-4. 里親家庭における委託解除時の対応 79

5-1-5. ファミリーホームにおける委託解除時の対応 80

5-1-6. 地域小規模児童養護施設における措置変更の判断と職員のケア 81

5-2. 委託（措置）解除後に求められる支援や対応 82

5-2-1. 総論 82

5-2-2. 委託解除後に児童相談所が行う必要のあること 83

5-2-3. 委託解除後におけるフォスタリング機関および
里親支援センターの支援上のポイント... 84

5-2-4. 里親が委託解除時に抱える主な感情とケア 85

5-2-5. ファミリーホームにおける解除後の対応と振り返り 86

5-2-6. 地域小規模児童養護施設における措置解除時の対応とアフターケア 88

5-3. 委託（措置）解除の対応の振り返り—今後に経験を活かすために— 89

5-3-1. 総論 89

5-3-2. 児童相談所における振り返りの重要な点 90

5-3-3. 委託解除時の対応の振り返りにおけるフォスタリング機関および
里親支援センターの留意点... 91

5-3-4. 里親家庭における委託解除の対応の振り返り—今後に経験を活かすために— 92

5-3-5. ファミリーホームにおける委託解除の対応の振り返り
—今後に経験を活かすために— ... 93

5-3-6. 地域小規模児童養護施設における客観的な視点の活用と安全なチーム作り 94

6. おわりに 95

手引き早見表

支援者および養育者ごとに手引きの対応ページを示しています。 pdf 版ではページ番号をクリックすることで該当ページへジャンプします。 ご活用ください。		児童相談所	フォostering 機関	里親	ファミリー ホーム	児童養護施設 地域小規模
1 はじめに						
1-1. 社会的養護の現状と養育不調の課題				6		
1-2. 手引きの目的				8		
1-3. 養育不調の定義				10		
2 養育不調による委託(措置)解除事例のプロセス						
2-1.～2-5. 各プロセス図		12	14	16	18	20
3 委託(措置)前に求められる対応						
3-1-1. アセスメント -総論-				22		
3-1-2. ～ 3-1-6. 各論		23	25	27	29	30
3-2-1. マッチング・交流に求められる対応 -総論-				32		
3-2-2. ～ 3-2-6. 各論		33	35	37	38	39
3-3-1. 子ども・養育者への説明、情報共有に求められる対応 -総論-				40		
3-3-2. ～ 3-3-6. 各論		41	42	43	44	46
4 委託(措置)後に考えられるリスクと求められる支援体制						
4-1-1. 委託(措置)当初の対応 -総論-				47		
4-1-2. ～ 4-1-6. 各論		48	50	51	53	55
4-2-1. 委託(措置)中に求められる対応や支援 -総論-				56		
4-2-2. ～ 4-2-6. 各論		57	59	61	63	65
4-3-1. 養育不調が起きたときの対応 -総論-				67		
4-3-2. ～ 4-3-6. 各論		68	69	70	72	74
5 委託(措置)解除のときに求められる対応						
5-1-1. 委託(措置)解除時の対応、子ども・養育者への説明 -総論-				76		
5-1-2. ～ 5-1-6. 各論		77	78	79	80	81
5-2-1. 委託(措置)解除後に求められる支援や対応 -総論-				82		
5-2-2. ～ 5-2-6. 各論		83	84	85	86	88
5-3-1. 委託(措置)解除の対応の振り返り -総論-				89		
5-3-2. ～ 5-3-6. 各論		90	91	92	93	94
6 おわりに				95		

1. はじめに

1-1. 社会的養護の現状と養育不調の課題

本邦の社会的養護は、子ども達の最善の利益を保障し、その健全な成長と発達を支えることを目的としています。平成 28 年改正児童福祉法では、児童を家庭および当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置を行うこととし、それが適当でない場合には「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとされました（「家庭養育優先原則」）。以来、社会的養護において里親家庭やファミリーホームへの委託や、児童養護施設への措置の場合は、地域小規模児童養護施設を中心に、可能な限り家庭と同様の環境における養育が強く推進されています。

社会的養護の現場では、全ての関係者がそれぞれの立場で、真摯に取り組んでいます。「里親支援センター及びその業務に関する ガイドライン」（こども家庭庁，2023）において、「里親支援センター」を中核としたフォスタリング業務の実施方法と、関係機関との連携による「チーム養育」の重要性が規定されています。里親が孤立せず、児童相談所や地域と協働できる環境を整備することで、子ども一人ひとりのニーズに応じた質の高い家庭的な養育の実現を目指すものです。しかし、今回の調査を通して強く感じたのは、「チーム養育」という言葉は知っていても、「チーム」になることは容易ではないということです。その難しさを改めて確認し、困難を乗り越えるために、子ども達の最善の利益となる生活に必要なことを言葉にして共有し、意見を統合して、子ども達それぞれのための「チーム」を築く一助として、「養育不調の予防とケアのための手引きー里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設とともに「子ども一人ひとりのチーム」を作るためにー」（以下、「手引き」という）を活用していただければと思います。手引きは、こども家庭庁 こども家庭科学研究費補助金 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業 による『児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究』にて、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設への養育不調による委託（措置）解除となった事例に関する質問紙調査とインタビュー調査を行い、それらの内容から養育不調による委託（措置）解除を予防することや、委託（措置）解除が発生した際のどのようにケアしたら良いかを検討し作成しました（手引きにおいて事例についての記述はインタビュー調査の内容が反映されています）。

家庭養護の推進には乗り越えるべき課題があります。社会的養護のもとで暮らす子ども達の多くは、虐待や多くの人たちとの分離といった逆境的な体験をしています。それらの影響から、精神的な症状や心と体の成長の遅れが見られることがあります。また、児童相談所の保護や里親等への委託による環境の変化に伴い、言葉にならない不安や恐怖を行動といった形で表現することがあります。

そのような行動化から、養育者が子どもとの信頼関係を築くことが難しいと感じた際、対応に戸惑いや困難を感じる養育不調（PIO 養育不調の定義参照）という状況が生じます。チーム養育の体制が確立していない状況で、この養育不調により対応が困難になると、里親やファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の養育者は「どのように子どもにかかわればよいか」「何を誰にどのように相談したらよいか」が分からなくなります。児童相談所や支援機関（里親支援センター・フォスターリング機関）も「養育の状況がわからずなぜそのような問題になっているのか」「どのように支援したらいいのか」が分からなくなり、対応ができない状態に陥ると考えられます。このような状況が続くことで養育者は養育継続が難しいと感じ、最終的に委託（措置）解除へつながっていくこととなります。子どもにとっての委託（措置）解除は、再びアタッチメント対象を喪失する大きな出来事です。それは「自分は愛されないもの」という認識による自己肯定感の更なる低下、人間関係への深い不信感といった、心に深い傷を残す可能性があります。また、養育者にとっても、大きな挫折感や心理的な負担を伴い、今後の養育活動への意欲喪失につながりかねません。支援者側も、支援しながらも養育不調による委託（措置）解除を見守ることしかできない無力感を抱えることがあります。こうしたことをなかつたことにせず、経験としてどのように積み重ね、共有し、今後の子どもの最善の利益に活かしていくかが、社会的養護に関わる我々一人ひとりがそれぞれの立場で取り組むべき課題となります。

チームとして準備をしていれば防げる養育不調を未然に防ぎ、養育不調が起きた時には、チームで検討し、対応することが求められます。「チーム」を築くことは、共通の目標に向かってそれぞれの専門性や経験を分かち合い、互いに尊重し、補完し合うプロセスです。子ども達一人ひとりの「チーム」ができることの最大のメリットは、多角的な視点からその子どものニーズを深く理解し、一貫したかわりの中で、子どもが安心できる養育環境を提供できることです。この手引きは、「チーム」を築くための第一歩として、関係者全員が子ども達の声に耳を傾け、その成長を支えるための具体的な指針を示します。チーム養育体制が整うことで、子どもや養育者は「自分は一人じゃない」「見守ってくれている人がいる」という安心感につながり、自己肯定感を育み、未来を切り拓く力になります。この手引きが、それぞれの現場で「チーム」を結成し、子ども達の笑顔と健やかな成長を育むための礎となることを願っています。

1-2. 手引きの目的

手引きでは、養育不調という困難な状況を、子ども達に安定した養育環境を提供するためのアセスメントや支援の再検討の機会と捉えています。そのため手引きは、チームを構成する養育者や支援者が自身の役割を認識し、チームで養育不調に取り組むための指針とすることを目的としています。

手引きは、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児童相談所、フォスティング機関への調査結果に基づき作成されています。なお、児童相談所やフォスティング機関への調査においては里親やファミリーホームの養育不調による委託解除事例を対象としており、児童相談所やフォスティング機関に求められる対応についての箇所は、主に里親・ファミリーホームへの委託を念頭に記述しています。なお、児童相談所による地域小規模児童養護施設の措置の際の対応については、児童相談所による地域小規模児童養護施設への直接措置の事例が少ないことから、手引きでは限定的な記述にとどまっています。

本手引きは以下の3つの側面から養育不調の予防と課題の分析と対応について検討できるよう構成されています。

1) 養育不調のプロセスとリスクの可視化:

養育不調がどのようにして起きるのかというプロセスを、多角的な視点から分析します。児童相談所、フォスティング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設といった各機関・養育形態における養育不調のプロセスを、インタビュー調査の結果に基づいて整理し、それぞれの立場から見たリスクを可視化します。委託（措置）前に行うべきことについて考え、問題の要因がどこにあるのかを特定し、効果的な対策を講じるための第一歩とします。

2) 検討すべき点の提示:

手引きでは、養育不調を未然に防ぐための「アセスメント」「マッチング」「情報共有」といった委託前段階の対応から、委託後の「チーム養育」や「支援ネットワーク体制」、そして養育不調が起きた際の「介入」「振り返り」といった委託解除後の支援に至るまで検討すべきことを提示します。「問題ない」と考えられる場合でも、各段階でどのような留意点があり、どのような支援が求められるのかを立ち止まり考えることで、養育者と子ども、そして支援者が協働関係を築くために話し合うべき事項を提示します。

3) チームになるためにお互いの検討すべきことを知る:

手引きは、「チーム養育」を実現するための土台作りと、相互の役割理解を重要視しています。特に、以下の3つの機能が有機的に結びつくための準備に焦点を当てています。

・児童相談所:交流やマッチング、委託(措置)の決定、全体調整、子どもや養育者への支援を担う機能。

・支援機関(里親支援センター・フォスタリング機関):児童相談所の委託を受けての交流やマッチング、委託決定後の養育者への専門的な助言や子どもへの直接支援等、日常的な伴走支援を行う機能。

・養育者(里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設):子どもの生活を支える養育実践を担う機能。

手引きでは、それぞれのタイミング(委託前、委託中、委託解除時等)で、これらの機関や養育者が「何を考え、何を準備し、何を行うべきか」がポイントを絞って示されています。記載順序は、児童相談所 → 支援機関(里親支援センター・フォスタリング機関) → 養育者(里親 → ファミリーホーム → 地域小規模児童養護施設)の順で構成されています。この手引きを効果的に活用するためには、委託(措置)等をめぐりご自身の立場の項目だけでなく、関わるお互いの立場の項目についても読み進めることが重要です。これにより、相手の準備状況や検討事項を理解することができ、より実効性の高い「チーム養育」や「支援ネットワーク体制」を築くための共通言語となります。

1-3. 養育不調の定義

手引きにおける養育不調とは、「子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題により、養育者が子どもへの対応に困難を感じる状況」を指します。養育不調は、それ自体が委託（措置）解除を意味するものではなく、再アセスメントを通じて新たな支援を検討し、養育環境の改善を図るべきタイミングを示す概念として位置づけます。

この定義には、以下の5つの観点が反映されています。

1) 委託（措置）解除との切り分け

養育不調は、あくまで「養育がうまくいっていない状況」を指し、最終的な委託（措置）解除とは切り離して考えます。養育不調は結果ではなく、取り組み、改善を図るためのタイミングであることを共通意識としていくことが求められます。

2) 再アセスメントが必要であることのサイン

養育不調は、支援のニーズが高まっているサインであり、子どもと養育者の状況を再アセスメントし、新たな支援を導入する重要な時期として捉えます。

3) 里親養育に限定しない概念

養育不調という概念は、先行研究では里親養育に多く用いられてきましたが、手引きでは、施設養護を含む社会的養護全般に適用可能な概念として捉え、全ての子どもに最善の利益をもたらすための視点を提供します。

4) 養育者の事情も包含した概念

養育者の家庭や個人的な事情も養育不調に含めます。引っ越し、病気、離婚等、養育者のやむを得ない事情による養育の困難も、子どもの養育環境に影響を与えるためです。これらの事情を委託（措置）前に確認しておくことで未然に防げる養育不調もあります。また、こうした事情による委託（措置）解除は、子どもの意思が反映されにくい状況を生み出します。そのため、再アセスメントを丁寧に行い子どもにとって最適な支援を検討し、養育環境の安定を図ることが求められます。

5) 養育不調はチームで取り組むべき課題

「養育不調」という言葉が、養育者個人の責任を問うようなニュアンスで捉えられがちですが、そうした認識は適切ではありません。社会的養護における養育は、養育者、児童相談所、支援機関等複数の関係者が関わる「チーム養育」の中で検討され営まれるものであり、その困難もまたチーム全体で共有し、解決すべき課題として捉えます。養育者だけに責任を押し付けるような概念にならないよう、手引きではこの点を明確にしています。

手引きは、これらの視点から養育不調を検討し、予防の段階から介入しなければならないポイントを捉え、養育不調の状況を言葉にして共有し、対応を検討することに活用できると考えられます。養育不調は誰にでも起こりうる事象であるという認識のもと、全ての子どもが安心して育つことのできる家庭養護の実現を目指します。

2. 養育不調による委託（措置）解除事例のプロセス

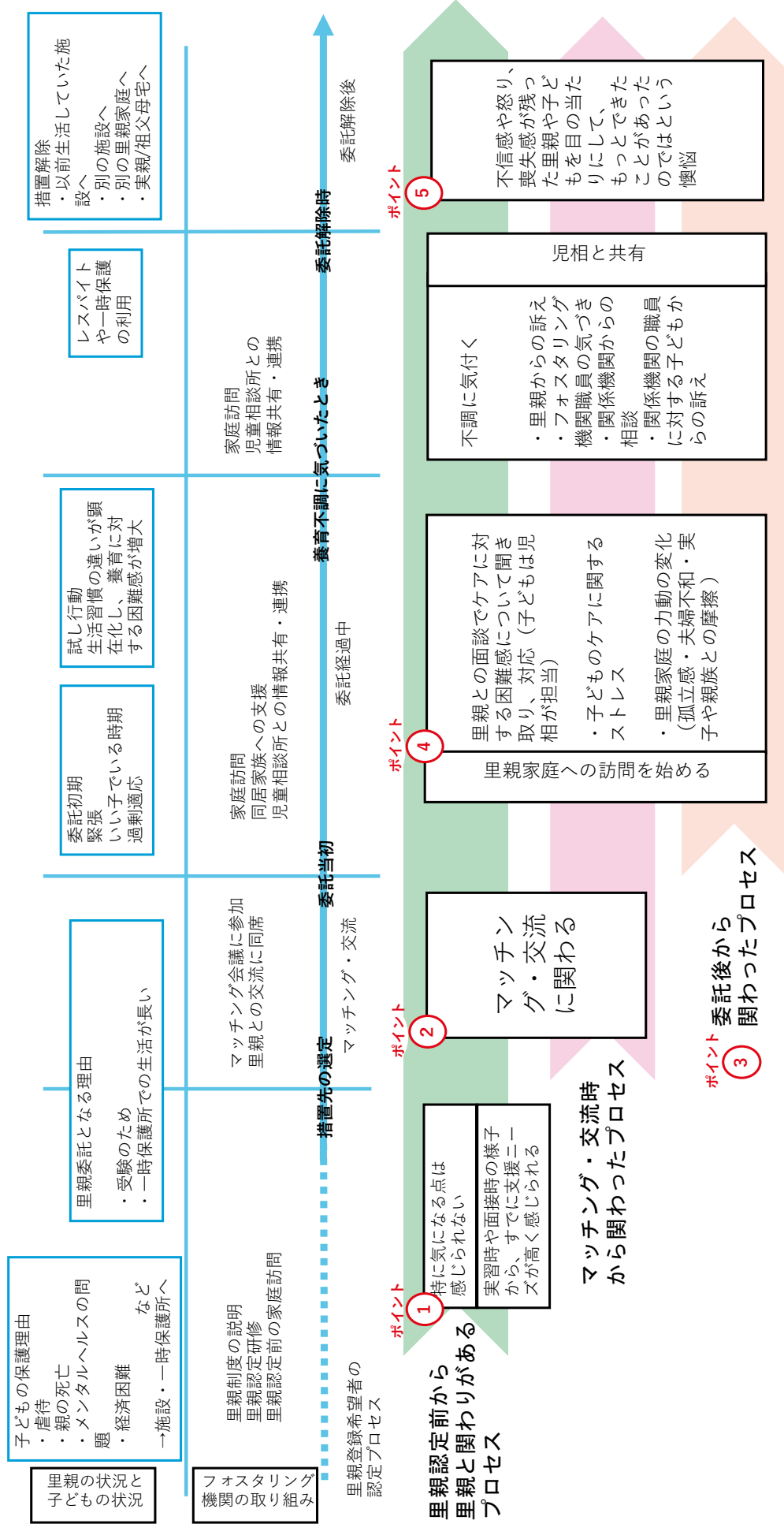
インタビュー調査で得られた養育不調によって委託（措置）解除となった事例がどのような過程を辿ったのか、児童相談所、フォスティング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設それぞれの視点から図式化しました。プロセス図は調査で得られた事例を基に作成しており、このプロセスに当てはまらない事例もあると考えられます。しかし、調査から導き出された予防とケアのポイントは、どの事例にも当てはまる重要な点であり、検討する必要があります。

プロセス図は、共通の時間軸【委託（措置）前→委託（措置）当初→委託（措置）中→委託（措置）解除時】の中でどの段階でどのような状況だったのか、それぞれの視点から示しています。明らかとなったプロセスの中で、予防とケアのポイントと考えられる箇所について赤丸の数字で示しています。予防とケアのポイントは手引きと対応しており、プロセス図から手引きへ、手引きからプロセス図へと、双方向に参照することができます。

次ページより、上のページにプロセス図、下のページの左側に予防とケアのポイントの説明と手引き内での対応ページ、右側にプロセスの解説を示しています。見開きでご参照ください。

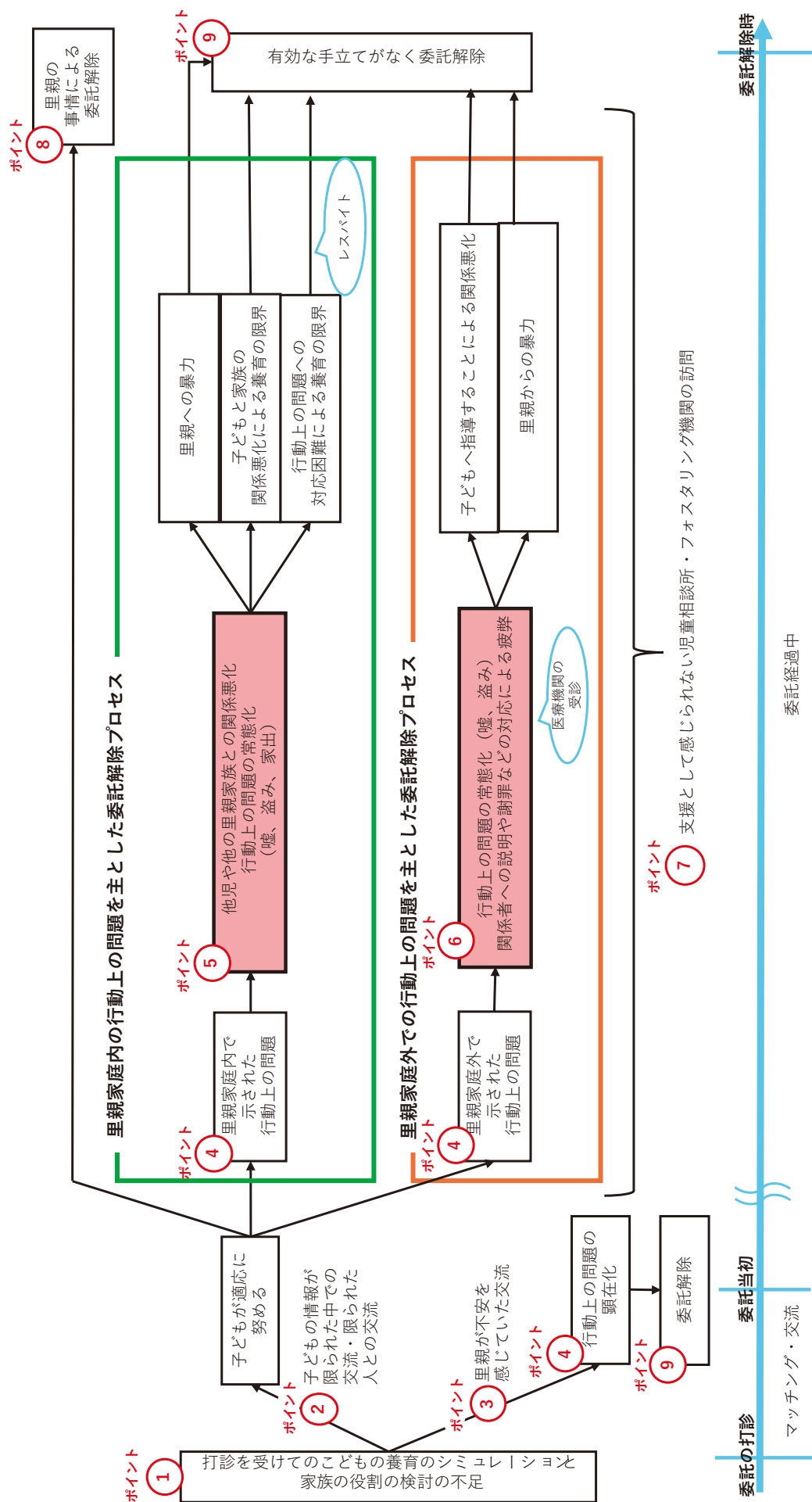
【予防とケアのポイントと手引き内での対応箇所】	【プロセス図の解説】
ポイント 1: 児童相談所が気を付けたいリスクの高いマッチングを避け、措置の複数の選択肢の中、子どもの最善の利益を考え選ぶことができるか (P23)。 ポイント 2: 交流の時に何を重視するべきかについて (P33)、子どものアセスメントから養育者にかかわりのポイントを伝え、交流を振り返り養育者候補からの相談を受けられる関係を築けるか (P41)。 ポイント 3: 児童相談所に求められる委託中の支援はできているか (P41、P48、P57)。 ポイント 4: 関係機関 (他所の児童相談所、フォスタリング機関、施設、学校、保育園等) と連携、情報共有はできているか (P48、P57、P90)。 ポイント 5: 措置解除になるときに大切なのは何か。措置解除になるときに求められる対応をすることができているか (P77)。 ポイント 6: 子ども、里親等養育者への振り返りのフォローをできているか。次の委託 (措置) 先への手続きを検討できているか (P83、P90)。	児童相談所から見た里親家庭が措置解除に至るプロセスです。調査では、全ての家庭が「何らかの虐待経験・発達障害等がある子ども」を委託されていました。委託のマッチング時には、「一時保護所がいっぱい」、もしくは「学校に行く必要がある」「措置の「緊急性が高い」場合と「緊急性が低い」場合の二つに分かれました。次に交流については、「交流に時間をかけて」慎重に交流した場合と1、2回の面会交流等「交流が少ない」場合があります。このことから、交流の頻度や期間というよりは、交流の時にどのようなことを重視するべきかが重要なように思われました。 委託が開始されると、「嘘」や「性的問題」「だらしなさ」「盗み」「気になる態度」等の子どもの表出が徐々に見られるようになります。それに伴い、里親の「不満」がきかれたり、もしくは児童相談所から見ても、里親が少し「気になる養育」と思われるかかわりが見られたりします。この時期は、「家庭訪問」や「電話」等で里親や子どもの話を寄り添って聴いたり、関係機関との連携が必要になります。 しかし、なかなかそれが機能しない場合、子ども、もしくは主に養育していた里親からの「拒否感」が出てしまいます。あるいは、里親家庭の実子や、片方の里親からの「拒否感」が出ることによって、「主に養育している里親が間に挟まれ養育が継続困難」になってしまいます。そうすると「子どもからの訴え」「子どもの家出」「里親からの訴え」等が出され、そこで初めて、児童相談所職員が気付く場合があります。そのときにあって、児童相談所も「里親・子どもからの訴えを聴く」「両者の思いを伝えるカンファレンス」「一時保護目的のレスパイト」等を行います。すぐに時が遅く、そのまま措置解除となるという帰結を辿ります。 ただし、措置解除となっても、子どもの戸惑いや悲しみ、また里親のなぜ措置解除になってしまったのか、という両者の喪失感を受け止め、セレモニー的機会を設けたり、里親家庭での生活の振り返りをしたりする等、子どもと里親のフォローを行うことが重要になります。

2-2. フォスタリング機関への調査から得られた養育不調による委託解除のプロセス図



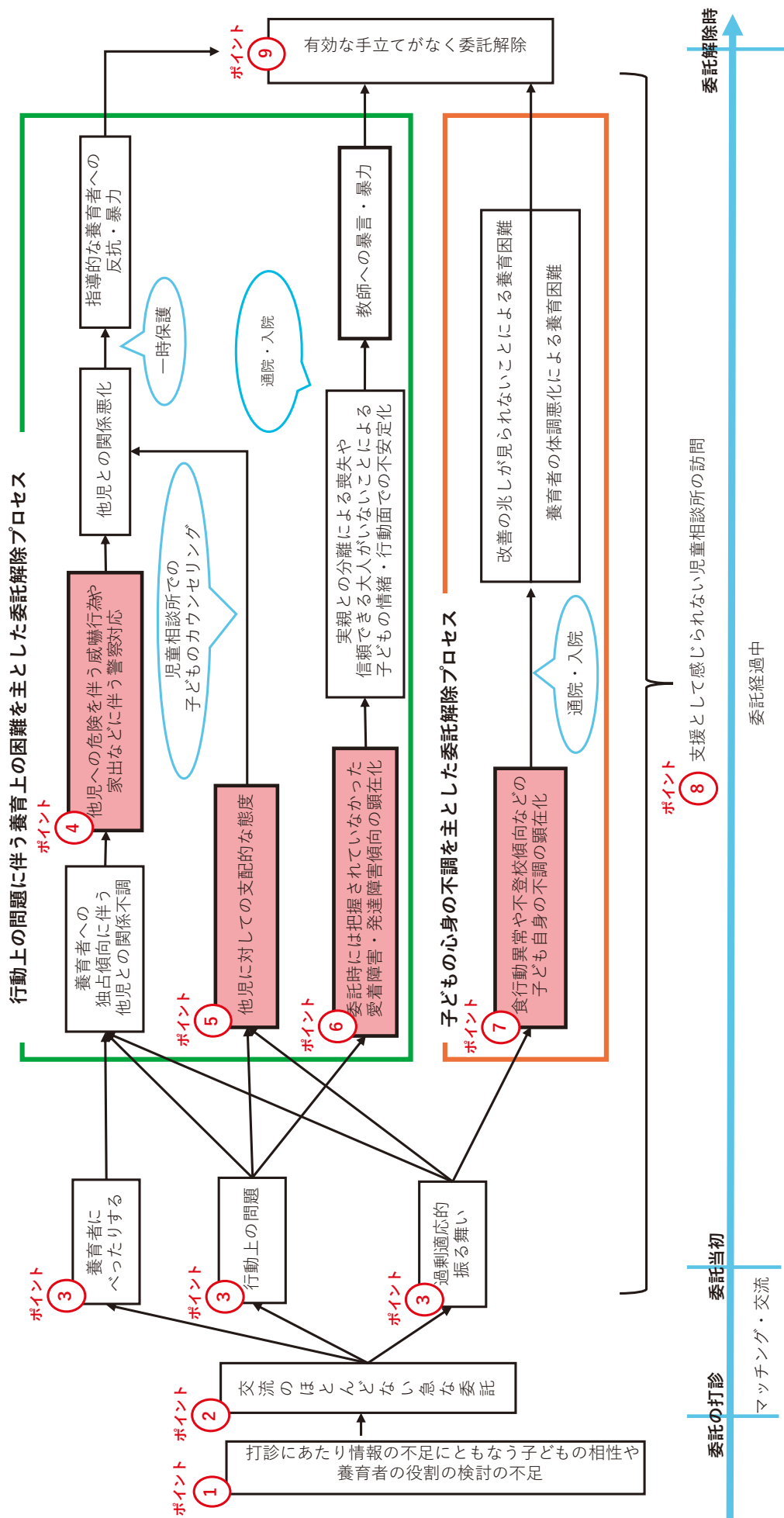
【予防とケアのポイントと 手引き内での対応箇所】	【プロセス図の解説】
ポイント1：里親・ファミリーホーム家庭全体を視野に入れたアセスメントができていくか(P25)。 ポイント2：交流時に、委託される子どもと里親家庭双方の様子を十分に把握できているか(P35、P42)。 ポイント3：委託後の支援体制や役割分担を、事前に具体的に検討できているか(P42、P50、P59)。 ポイント4：里親・同居家族・委託された子どもそれぞれの状況と支援ニーズを丁寧に整理できているか(P50、P59、P69、P78)。 ポイント5：里親・ファミリーホームの養育者の気持ちに寄り添い、受け止められているか(P84、P91)。	里親は、里親制度の説明や里親認定研修、認定前の家庭訪問等を経て認定されます。この段階から、実習時や面接時の様子を通して、すでに支援ニーズが高いと感じられる場合もあれば、特に気になる点が見られない場合もあります。フォスタリング機関は、里親認定前から関わる場合、マッチング・交流時から関わる場合、委託後から関わる場合等、事例によって関与の開始時期が異なりながら、里親の状況を把握していきます。一方、子どもは、虐待や親の死亡、保護者のメンタルヘルスの問題、経済的困難等を背景として保護され、施設や一時保護所での生活を経て里親等委託に至ります。里親等委託となる理由には、一時保護所での生活が長期化していることや、受験等の事情から、早期に安定した生活環境が求められること等があります。 マッチング・交流の段階では、里親との交流が設定されますが、フォスタリング機関が関わる場合と関わらない場合があります。この段階において、十分なアセスメントが行われなまま里親等への委託が決定されることがあります。 委託開始直後は、子どもにとっても里親にとっても負担が大きい時期です。環境の変化により、子どもが不安定になり、夜泣きや情緒の揺れ、登園・登校のしづり等が見られることがあります。また、「いい子でいようとすると」といった過剰適応の状態が生じることもあり、この時期は大きな問題が表面化しにくく、周囲からは順調に見える場合もあります。その後、子どもの試し行動が現われたり、生活習慣や価値観の違いが明らかになったりする中で、里親の養育に対する困難感が次第に増大していきます。里親側には、子どものケアに関するストレスに加え、家庭内の関係性の変化や孤立感、夫婦関係や実子・親族との摩擦等が生じることもあります。こうした状況の中で、里親からの訴え、フォスタリング機関職員の気づき、学校等関係機関からの相談、あるいは子ども自身からの訴えをきっかけとして、養育不調への気づきが生じます。フォスタリング機関は、これらの情報を児童相談所と共有し、状況の整理を行います。 養育不調に気づいた後は、里親家庭への訪問やレスパイトや一時保護の利用を検討しながら、養育の継続が可能かどうかを見極めます。それでも改善が難しい場合には、措置解除を含めた検討が行われ、以前生活していた施設や別の施設、別の里親家庭、実親や祖父母宅等が措置先として選定されます。措置解除後には、里親や子どもにも不信感や怒り、喪失感が残ることも多く、支援者側にも「もってこえたことがあったのではないか」という葛藤が生じます。

2-3. 里親への調査から得られた養育不調による委託解除のプロセス図



【予防とケアのポイントと手引き内での対応箇所】	【プロセス図の解説】
ポイント1: 打診にあたり、子どもの養育のシミュレーションと家族の役割を検討しているか (P27、P37)。 ポイント2: 委託を打診された子どもの必要な情報を確認し、家族全員との交流が行えているか (P37、P43)。 ポイント3: 委託を断ることができないかと思っていないか。不安な点を確認し委託を受けているか (P37、P43)。 ポイント4: チーム養育の体制を築き、委託後に予測される行動上の問題に対応することができるか (P51、P61)。 ポイント5: チーム養育の体制の中で迅速に対応を検討できるか。また、支援者による家族への介入を受け入れられるか (P70)。 ポイント6: 支援機関の具体的役割についてチームで協議し、子どもに働きかけることができるか (P70)。 ポイント7: 支援と感じられる支援者を見つけ、関わるることができるか (P43、P51、P62、P70、P79)。 ポイント8: やむを得ない委託解除に際して、子どもへのショックを和らげられるためのケアをすることができるか (P79)。 ポイント9: 子どもへの説明を行うための協議を児童相談所や支援機関とできるか。子どもへのショックを和らげられるためのケアをすることができるか (P79)。	児童相談所から委託の打診があった際、「打診を受けた際の子どもの養育のシミュレーションと家族の役割の検討の不足」があるままだと、委託当初に子どもがいわゆる「試し行動」を示した際に、里親家庭は戸惑い、対応の難しさを感じやすくなります。 また、委託前の交流期間中はお互い緊張している中で、「子どもは適応に努める」とことなるため本来の姿が見えにくい時期です。その交流が「子どもの情報も限られた中での交流・限られた人との交流」であると、里親が子どもの背景情報を十分に把握できず、家族全員との交流を経ないまま委託が進んでしまうことになります。 これらのことは、委託後の子どもの行動上の問題に対する里親家族の混乱や関係悪化を引き起こしやすい背景となります。今回の調査では里親登録を一人で行っている里母等が夫やその他の家族に頼りにくい状況にある場合、これらにより養育不調の改善が困難になっている傾向が認められました。 委託された子どもが適応に努めて委託が開始された後、里親家庭内で「行動上の問題（嘘、盗み、家出）」が示されるようになると、他の子どもやその他の里親家族との関係悪化が認められるようになります。こうした行動上の問題は、深刻化すると「里親への暴力」へと発展し、「子どもと家族の関係悪化による養育の限界」や「行動上の問題への対応困難による養育の限界」を迎えることで、最終的に「有効な手立てがなく委託解除」に至ります。 また、家庭外での「行動上の問題の常態化（嘘、盗み）」が認められる場合、里親は「関係者への説明や謝罪等の対応による疲弊」を感じることとなります。更に「子どもへ指導することによる関係悪化」や、改善しない子どもの行動上の問題に対して「里親からの暴力」が認められる事態が生じることがあり、これらにより、「有効な手立てがなく委託解除」に至ります。 このような状況下で、児童相談所やフォスタリング機関は里親家庭を支援していたとしても、そのかわりを里親は「支援として感じられない児童相談所・フォスタリング機関の訪問」と捉えており、結果として支援者に相談して養育不調を改善させることができない状況に陥っています。

2-4. ファミリーホームへの調査から得られた養育不調による委託解除のプロセス図



【予防とケアのポイントと手引き内での対応箇所】

ポイント1：必要な情報を児童相談所に問い合わせ、ファミリーホーム内で養育上の役割を決めシミュレーションができるか(P29、P38、P44)。

ポイント2：養育者全員、ファミリーホームにすでに委託されている子ども達も含め、交流を行えるか。委託当初の課題等を整理し、児童相談所や支援機関と検討できるか(P38、P44)。

ポイント3：チーム養育体制を形成し、子どもの理解や新たな支援について検討していけるか(P53、P63)。

ポイント4：自傷他害の可能性があり、警察対応が必要である際の対応を迅速に行うことができるか。その後の対応をチーム養育体制の中で検討しているか(P72)。

ポイント5：他児との関係を調整するために何が必要かをチーム養育の中で共有し検討できるか(P72)。

ポイント6：委託前に把握されていなかった愛着障害や発達障害など等の傾向、委託後の行動上の問題について、チーム養育体制の中で共有し対応を検討できるか(P72)。

ポイント7：子どもの心身の不調に対して、専門的な支援や日々のかかわりをどのようにしていくかチーム養育体制の中で検討しているか(P72)。

ポイント8：里親支援センター他、子どもに必要な支援者を探することができるか(P53、P72、P80)。

ポイント9：子どもへの説明を行うための協議を児童相談所や支援機関とできるか。子どもへのショックを和らげられるためのケアをすることができるか(P80)。

【プロセス図の解説】

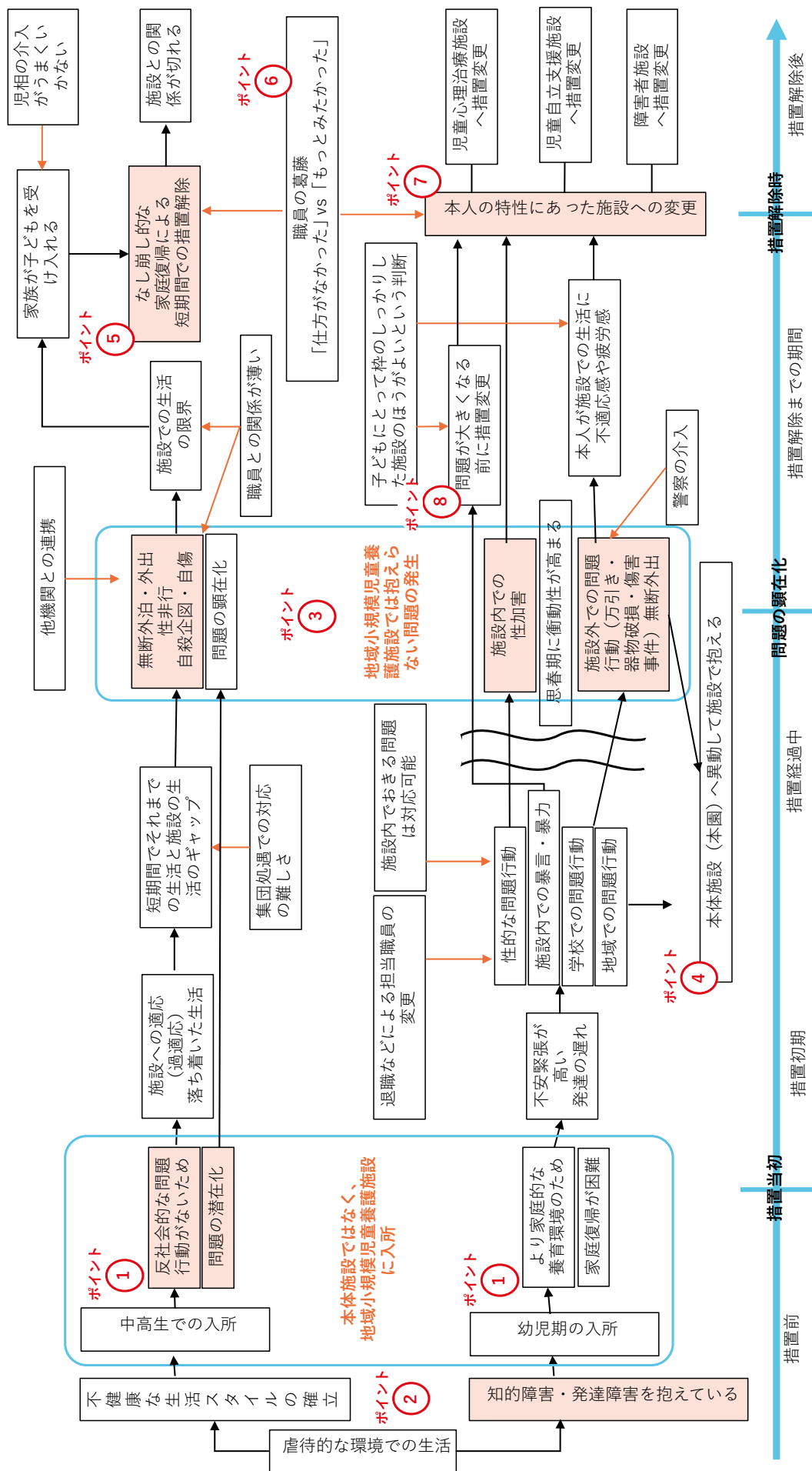
ファミリーホームでは、「打診にあたり情報の不足」にともなう子どもとの相性や養育者の役割に関する検討の不足や「交流のほとんどない急な委託」により、既にファミリーホームで暮らしている子ども達との関係を含めた検討が不十分なまま委託が進むことがあります。これを背景に、調査では主に2つの委託解除プロセスが認められました。

まず、「行動上の問題に伴う養育上の困難を主とした委託解除プロセス」です。子どもは委託当初、「養育者にべったりする」様子が見られ、これが「養育者への独占傾向に伴う他児との関係不調」となり、「他児への危険を伴う威嚇行為や家出等に伴う警察対応」へと発展します。その後一時保護等となっても「指導的な養育者への反抗・暴力」が認められ、最終的に「有効な手立てがなく委託解除」となります。「行動上の問題」から、前述の「養育者への独占傾向に伴う他児との関係不調」や「他児に対しての支配的な態度」を経て委託解除に至ります。その他、「委託時には把握されていなかった愛着障害・発達障害傾向の顕在化」や、「実親との分離による喪失や信頼できる大人がいまいことによる子どもの情緒・行動面での不安定化」が重なり、「教師への暴言・暴力」を経て「有効な手立てがなく委託解除」に至ることも認められました。また、「過剰適応的振舞い」が認められる場合も、「他児に対しての支配的な態度」や「他児との関係悪化」が生じ、その後「指導的な養育者への反抗・暴力」を経て「有効な手立てがなく委託解除」に至っています。

次に、「子ども自身の不調を主とした委託解除プロセス」です。委託当初に子どもは「過剰適応的な振る舞いふるまい」示しますが、後に「食行動異常や不登校傾向など等の子ども自身の不調の顕在化」が認められ、「改善の兆し」が認められないことによる養育困難や「養育者の体調悪化による養育困難」で「有効な手立てがなく委託解除」となることが認められました。

児童相談所に相談し、児童相談所が訪問をしていることがありますが、ファミリーホームの養育者は、「支援として感じられない児童相談所の訪問」ととらえており、結果として、相談しても養育不調を改善させることができない状況にあります。

2-5. 地域小規模児童養護施設への調査から得られた養育不調による措置解除のプロセス図



【予防とケアのポイントと手引き内での対応箇所】	【プロセス図の解説】
ポイント1：地域小規模児童養護施設への入所理由を把握しているか(P30)。 ポイント2：入所前の子どもの生活の様子について丁寧にアセスメントできているか(P39)。 ポイント3：地域小規模児童養護施設で抱えられないトラブルにどう対応するか(P74)。 ポイント4：施設内で子どもの生活環境を変更することでトラブルに対応できるか(P75)。 ポイント5：なし崩し的に家庭復帰し措置解除に至る経過にどう対応するか(P74)。 ポイント6：職員の抱える葛藤(「もっと施設で見たかった」vs「仕方なかった」)を理解しているか(P81)。 ポイント7：子どもの特性にあった養育環境をもつ施設への措置変更になっているか(P81、P88)。 ポイント8：トラブルが大きくなる前に、子どもの特性にあった施設への措置変更は可能か(P81)。	地域小規模児童養護施設での養育不調による措置解除や措置変更のプロセス図は2つのパターンに分かれました。 パターン①(上のプロセス)は、中高生で入所し、1～2年という短期間で措置解除に至る事例です。このパターンの子どもは入所前に自分なりの生活スタイルが確立しており、施設での生活とのギャップが大きくなっていくことが不調の大きな要因となります。また、入所前には反社会的な行動が見られず落ち着いた雰囲気のため、地域小規模児童養護施設への入所となり、入所当初は施設の生活に過剰適応します。しかし、措置前から抱えていた心理的症状等が顕在化し、無断外泊等、地域小規模児童養護施設という小さな集団では抱えきれないトラブルに発展します。子どもが施設での生活に限界を感じて無断で帰宅してしまい、その状況を実親が受け入れることで、「なし崩し的に家庭復帰」がなされ、措置解除に至ってしまいます。 パターン②(下のプロセス)は、就学前の幼児期に入所し、思春期以降に行動が激化してしまい、他の児童福祉施設に措置変更になる事例です。このパターンの子どもは知的障害や発達障害を抱えていることが多く、入所当時から不安緊張が高く、その後もさまざまなトラブルが発生しますが、地域小規模児童養護施設という小集団のなかでうまく対応されます。しかし、思春期を迎えて衝動性が高まり、暴力行動が激化したり、性加害を起こしたりすることで、児童養護施設という枠では抱えきれなくなり、児童自立支援施設や児童心理治療施設等へ措置変更となっていきます。このパターンの子どもは、地域小規模児童養護施設で対応できなくなるときに、同じ施設内の本体施設に子どもが移動して生活環境が変わることで落ち着くこともあります。また、低年齢のときに障害児施設に措置変更することで大きなトラブルに発展することを未然に予防することもあります。

3. 委託（措置）前に求められる対応

委託（措置）の前には、「アセスメント」「マッチング・交流」「委託（措置）開始前の養育者と子どもへの対応」の3つの段階があります。手引きでは、それぞれの段階は養育不調の予防の要であると考えます。各段階において、養育者および支援者がチームとして意識すべき目標がなにか、その目標を達成するために意識すべきポイントを養育者と支援者別に示します。

3-1. アセスメント

3-1-1. 総論

社会的養護は、保護した子どもに安定的な養育環境を提供することが大切です。そのために、子どもにどのような特徴・背景があるのか、また、子どもの育ちの基盤となるアタッチメント、パーマネンシー、子どもの権利が保障されているかについて、アセスメントを忘れてはいけません。これに加え、養育者側のアセスメントも適切に行う必要があります。子どものアセスメントを受けて、養育者側がその子どものニーズを満たすことができる状況なのかという検討に最善を尽くすことで、養育不調の予防の一助となります。これは従来の、支援者による養育者のアセスメントに加えて、養育者自身も自分自身や、取り巻く環境を見定めることも含まれています。児童相談所から子どもの委託（措置）の打診があった際に、一緒に生活する人の中に抵抗がある人がいないか等、改めて委託（措置）を受けて安定的な養育環境を提供することができるのかを自己評価する視点を持つ必要があります。確認できない要素がある場合は、それについて養育者側で話し合うことも、委託（措置）を引き受ける準備となります。

アセスメントでの目標

- ・子どものニーズ、養育者側の養育への理解度を把握し、委託（措置）後の安定的な養育の可能性を推し量ること。
- ・現状では安定的な養育が難しいと考えられる場合は、それが可能と判断できるまで委託（措置）先の受け入れ態勢を整えること。

3-1-2. 児童相談所がアセスメントにおいて気を付けること

認定時のアセスメントにおける面接

認定時の里親や実子のアセスメントにおける面接については、「アセスメントにおけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント」(P25)に記載されています。そちらを併せてお読みください。フォスタリング機関、里親支援センターと連携・協働し、多角的重層的な視点からのアセスメントが有効です。

継続したアセスメント(P12 図内 ポイント1)

今回の調査で明確になったことの一つに、養育不調を防ぐためには、アセスメントが「要」である、ということがあります。子どもや里親家庭の状況や気持ち、そしてファミリーホームにおける子ども同士の関係性や集団の状況は、時間経過と共に変化していきます。そのため、委託前の時期だけではなく、委託中も常に耳を傾け、刻々と変化していく子どもと里親家庭、ファミリーホームの状況を継続して再アセスメントし続ける必要があります。

子どもを措置する児童福祉司と里親担当の児童福祉司の共通認識(P12 図内 ポイント1)

里親家庭だけでなく、子どものアセスメントも十二分に行う必要があります。

しかし、そもそも、子どもを措置する児童福祉司と里親担当の児童福祉司では、里親家庭への委託にあたり、重視する点がずれている場合があります。里親担当児童福祉司が、十分にアセスメントが必要だと考える内容について、子どもを措置する児童福祉司がアセスメントできていない場合、結果として養育不調につながることもあります。

もし、まだアセスメントについて話し合えていないようであれば、それぞれのアセスメントの内容について話し合う機会を設定します。子どもを措置する児童福祉司と里親担当の児童福祉司の間で、アセスメントに関する共通認識を構築するのはとても大切なことです。

里親家庭の希望の尊重

里親家庭に、子どもについての希望を聴き取ることもアセスメントの一環ですが、里親家庭は、自分の家庭の状況と照らし合わせて、どのような子どもが良いかを希望していることがあります。そのため、里親家庭の希望も十分考慮に入れた上で、児童相談所が里親家庭をアセスメントした結果、児童相談所としてはどのように考えているのかを里親家庭に伝え、里親家庭の希望とすり合わせていく必要があります。

里親家庭の希望とは合わない子どもを委託する場合には、里親家庭が事前に全く想像もしていなかったような委託となることがないように注意する必要があります。そのために、里親家庭とも事前に十分話し合いをもったり、追加で研修や受け入れに向けた準備等を行ったりする中で、どのような委

託がありうるのか、委託されたときに何が起こりうるのかを事前にイメージできるようにしておく必要があります。

ファミリーホームにおいては、すでに委託されている子どもとの関係性も重要になります。すでに委託されている子ども、これから委託する予定の子どもそれぞれの年齢、性別、特性等をよく考慮する必要があります。

同居の実子や里父、別居の実子

今回の調査では、里親家庭の実子や里父と委託されている子どもの関係性の悪化により、里母に多大な負担がかかったために、措置解除となった事例もありました。そのことから、同居の家族のアセスメントや理解が必要であることが裏付けられました。

更に、成人した実子と子どもとの関係、もしくは実子の里親養育に関する認識不足が不調による措置解除の要因となった事例もありました。事例の中には、実子が同居していた場合と、別居していた場合があります。同居の実子については、児童相談所としても、従来から、ある程度配慮していたかもしれません。しかし、別居している実子に対しては、了解の有無について、ごく簡単に意思確認をしている程度にとどまっているのが現状です。成人していたとしても、実子にも社会的養護を受ける子どもについて、自分の親が里親になることについて理解を得ることが望ましいと思います。

3-1-3. アセスメントにおけるフォスタリング機関および

里親支援センターの支援上のポイント

認定時のアセスメントにおける面接（PI4 図内 ポイント1）

委託前に求められる対応として、認定時のアセスメントが挙げられます。認定時のアセスメントでは、里親登録希望者自身の生活歴や性格、価値観、子どもの代替ケアに関する理解、子どものケアに対する姿勢といった点を確認する段階であると言えます。そして、この時点で「里親になって子どもを委託する場合の支援ニーズ」を検討していく過程でもあります。里親登録希望者のことを知り、理解を深めていく機会は幾度かあります。フォスタリング機関や里親支援センターの事務所での面接であったり、研修等のグループの一人として、また、家庭訪問調査であったりします。場面や状況が変わると、その人の異なった一面に出会うこともあるので、一面的なとらえ方にならないよう、様々な場面でアセスメントをしていくことが重要です。

今回調査した事例の中には、委託後に実子と委託児の関係性が悪化し、里親が板挟みになることで、結果として委託が解除される事例がありました。この関係性の悪化には、実子が未成年で同居している場合もあれば、成人して実家を離れている場合もあり、いずれも委託児との関係が悪化し、最終的に委託を中断するに至った事例でした。

このことから、認定時のアセスメントの際には複数回の家庭訪問を行い、里親登録希望者の家族全員に対して面接を行うことが求められます。たとえ幼い子どもであっても、子どもの年齢や発達状況に応じた質問を考え、気持ちや考えを表現してもらうことが必要です。また、面接については、実子や他の同居者の面接も個別に設定すること、そして、夫婦で里親登録を希望している事例では、それぞれ個別に面接の機会を設けることも重要です。

多くの場合、登録希望者が申請前に実子や同居者と話し合う機会を設けていますが、子どもや同居している成人は里親委託について「なんとなく理解している」という段階にとどまっていることが多く、実際に委託後に生じ得る状況を知るにつれ、子どもの言動等に対する疑問や懸念が表面化してくる考えられます。特に実子については、同居していない場合（成人して家を出ている等）であっても、支援機関等が面接を行うことで理解を求めることが重要です。

アセスメントにおいては、例えば 次のようなことが求められます。

- その家庭が子どもの発達状況についてどの程度理解しているか
- 子どもの考えや気持ちに対する敏感さ
- 子どもの声を傾聴する姿勢

また、自分の家に他の子どもを迎え入れることについて、実子や同居者、登録希望者自身が考えをめぐらす時間が必要な場合には、里親登録の申請時期の延期を検討することも必要です。

里親家族の理解

次に、里親登録希望者の家族に対する研修の必要性が挙げられます。家庭という私的領域で公的なケアを行うことになる里親委託ですが、子どものケアに関しては、里親として登録を希望する者には研修受講が義務付けられている一方、その家族成員には義務付けられていません。しかし、今回の調査では、登録した本人以外の成員が委託児のケアに関心を示さず、結果として里親がバーンアウトに至る事例も確認されました。

こうした状況を踏まえると、同居、別居に関わらず、登録希望者以外の家族にも、委託される子どもをケアする目的をきちんと理解してもらう必要があります。例えば、里親家庭・養子縁組家庭となるにあたっての心構え、新たに受け入れる子どもが家庭に与える可能性のある影響、そして家族成員としてどのような役割が求められるのかといった点について理解してもらうことが求められます。また、研修を受講した際には、参加した際の様子も、認定時のアセスメントの一環として位置付けていくことが重要です。

3-1-4. 里親家庭全員の合意と役割分担の確認について

里親委託に関する家族の合意の確認（P16 図内 ポイント1）

里親家庭には、夫婦で登録する場合、夫婦の一方が登録する場合、また単身で登録する場合等、様々な形態があります。実子がいる家庭もあれば、いない家庭、そして既に他の子どもを委託され養育している家庭もあります。

新たに子どもを迎え入れるにあたっては、家族全員がそのことを理解し、受け入れているかを確認することが大切です。特に、配偶者・実子・既に委託されている子ども等、それぞれの立場で感じ方が異なることを前提に、丁寧に話し合うことが求められます。

既に委託されている子どもがいる場合、その子どもにとって「新しい子どもが来る」という出来事は、家族の中での自分の位置づけや関係性への不安を引き起こすことがあります。年齢や発達段階に応じて、分かりやすい言葉で説明し、可能な限り意見を聴くことで「あなたの意見を大事にしている」「一緒に考えていきたい」という姿勢を示すこととなり、子どもの安心につながります。

また、家族の中で誰か一人でも新たな委託に迷いや抵抗を感じている場合には、なぜそのように感じるのかを率直に話し合い、理解を深める時間を持つことが必要です。十分な合意が得られないまま委託を進めると、養育中に意見の対立や孤立感が生じ、結果的に養育不調のリスクが高まる場合があります。委託を焦らず、家庭の準備が整うまで話し合いを重ねることのプロセスこそが、家族全員が「受け入れる力」を育てる大切なステップとなります。

希望する子どもの年齢・性別と家庭内での役割分担（P16 図内 ポイント1）

委託を希望する子どもの年齢や性別をふまえて、里親と養育にかかわる家族で話し合い、生活の中でどのようにかわるかを具体的にイメージしておくことが必要です。例えば、食事、着替え、お風呂、起床、就寝のケアについては子どもの発達段階によって声掛けやサポートの仕方は異なります。年齢に応じ、以下のものを考えてイメージを持つこともよいと思われます。例えば、

- 就学前の子ども：保育園や幼稚園への送り迎えや身の回りの世話を誰が行うか
- 小学生の子ども：宿題や学校行事のサポートを誰が行うか
- 中高生の子ども：悩みや進路等、話にくいテーマを誰が聴き手になるか

等といった点を、日常生活のタイムスケジュールの中に落とし込みながら考えます。こうした具体的な生活イメージを持つことで、家族の中での役割が整理され、無理のない協力体制を築くことができます。家庭全体で「どのように支え合っていくか」を共有しておくことが、安定した養育を続けるための基盤になります。

それら発達段階に応じた生活に必要な事柄でも、子どもの状況によっては困難な場合があります。就学前の子どもであれば幼稚園等に行きたがらないこと、小学生であれば宿題をやりたがらないこと、中高生であれば悩みを里親に話してくれない等です。うまくいかないことが継続したときに、家庭内でどのように対応するか、またどの段階で児童相談所やフォスティング機関へ相談するかを事前にシミュレーションしておくことが大切です。

実子や既に委託されている子どもとの話し合いと意向の確認 ([P16 図内 ポイント1](#))

新たに子どもを迎えることは、家庭の生活リズムや人間関係に少なからず変化をもたらします。実子や既に委託されている子どもがいる場合には、新しく迎え入れる子どもとどんなことをして楽しみたいかを話し合うことから始め、①どのような生活の変化があるか、②どのようなことに協力してもらいたい、③家族の中でどんなルールを作るか等についても話し合い、必要に応じて丁寧に説明し、子ども達の理解と同意を得ることが大切です。子ども達が「自分も家族の一員として迎える準備に参加している」と感じられるようにすることで、家庭内の安心感が高まり、関係性の安定につながります。

3-1-5. 新たな委託に向けたファミリーホーム全体の

合意形成と受け入れ体制の確認

委託に関する養育者間の合意 (P18 図内 ポイント1)

ファミリーホームには、夫婦で運営する形態の他、家族以外の養育者と協働し、養育補助者を雇用して運営する形もあります。多くの場合、既に複数の子どもが暮らしており、それぞれに異なる養育体制や特徴があります。新たに子どもを迎える際には、ホームに関わる全ての養育者（主たる養育者・養育補助者・家族等）が、その受け入れについて理解し、養育体制を確認しておくことが大切です。養育補助者や実子、既に暮らしている子ども等、立場によって受け止め方が異なるため、事前に役割やかかわり方を共有しておくことで安心です。また、既に暮らしている子ども達にとって「新しく子どもが来る」ことは、居場所や関係性への不安が生じることもあります。年齢や発達段階に応じて説明し、気持ちを聴く時間をもつことが、子どもの安心につながります。養育者同士が合意形成を図り、養育体制と子どもの気持ちの両面を整えることが「受け入れる力」を高め、安定した養育の基盤となります。

希望する子どもの年齢・性別とホーム内での役割分担 (P18 図内 ポイント1)

ファミリーホームでは既に複数の子どもを養育していることが多く、調査でも里親家庭に比べて行動面や情緒面で専門的な支援を要する子どもを受け入れている傾向が示されています。新たな委託を受ける際には、既に暮らしている子ども達との調和を意識し、主な養育者や養育補助者等の関係する大人で、子どもの年齢や性別に応じたかかわり方を話し合っておくことが大切です。日常のケア（食事、着替え、入浴、起床、就寝等）は、子どもの発達段階や特性によって方法が異なります。事前に役割を整理し、具体的な生活イメージを共有しておくことで、無理のない協力体制を築くことができます。また、子ども同士のトラブル等、生活の中で行動上の問題が継続して起こることもあります。こうした際は、ファミリーホーム内での対応や、どの段階で児童相談所やフォostリング機関へ相談するかをシミュレーションしておくことが重要です。どれほど経験豊富な養育者であっても、支援を積極的に活用し、子どもと向き合い続ける姿勢が、養育不調の予防と安定したチーム養育の鍵となります。

委託されている子ども達への確認

新たに子どもを迎えることは、家庭の生活リズムや人間関係に少なからず変化をもたらします。既に委託されている子ども達に、新たに迎え入れる子どもとどんなことをしてみたいかを話し合うことから始め、①どのような生活の変化があるか、②どのようなことに協力してもらいたいのか、③どんなルールを作るか等についても話し合い、必要に応じて丁寧に説明し、子ども達の理解と同意を得ることが大切です。子ども達が「自分もファミリーホームの一員として迎える準備に参加している」と感じられるようにすることで、ホーム内の安心感が高まり、子ども達の生活の安定につながります。

3-1-6. 地域小規模児童養護施設の理念の理解と組織のアセスメント

児童養護施設における家庭的養護の推進

2017年に発表された「新しい社会的養育ビジョン」を契機に、児童養護施設でも家庭的な養育を目指して、地域小規模児童養護施設の設置が増加しています。多くの子どもが生活し、多くの職員が配属され、その施設で中心的な機能を担う本体施設（以下、本体施設とする）と比べると、子どもと職員も少人数で構成され、地域にある一軒家のような建物も多く、外から見える形は一般家庭の養育環境に近づきました。しかし、形だけつくれば、家庭的な養育が提供できるわけではありません。地域小規模児童養護施設の特徴を生かして安定した養育をしていくためには、以下の点に留意する必要があります。

地域小規模児童養護施設の理念を確認する（P20 図内 ポイント1）

まず、施設職員が施設全体の理念や地域小規模児童養護施設の設置の目的を改めて理解する必要があります。何のために本体施設から離れた地域の小さな環境のなかで子育てをするのでしょうか。家庭復帰の可能性が低い子どもがより家庭的な環境を体験するために地域小規模児童養護施設を設置したかもしれません。その反対に、家庭復帰の可能性が高い子どもが実親との交流がしやすくなるように、本体施設よりもアクセスのよい場所に地域小規模児童養護施設を設置する場合もあるでしょう。施設ごとに地域小規模児童養護施設を設置した際の理念や目的があります。あらためて、それらを職員間でしっかりと共有することがチームでの養育の土台になります。

地域小規模児童養護施設における養育の特徴を理解する（P20 図内 ポイント1）

次に、自分たちの地域小規模児童養護施設の長所や短所を含めた特徴を知ることも重要です。今回の調査では、職員や子どもの入れ替えが少ないことで家庭的な雰囲気が醸成され、外出先で本当の親子だと勘違いされたというエピソードや、年末年始になるとその地域小規模児童養護施設で育った人たちがまるで実家に帰省するように集まってくるという話を聴くことができました。このように地域小規模児童養護施設では、家庭的な関係のなかで子どもが成長していく環境をつくることができる長所があります。

その一方で、職員との密な関係が苦しくなってしまう、逃げ場のない地域小規模施設から抜け出すために無断外泊のような行動につながってしまう子どももいます。無断外泊や無断外出が発生した際に、勤務している職員数の多い本体施設では、職員同士がカバーしあって対応できますが、1人での勤務体制になることがある地域小規模児童養護施設では対応しきれなくなってしまう場合もあります。

そのため、本体施設には地域小規模児童養護施設をサポートするためのバックアップ職員を準備するなどのシステムを整えておく必要があります。そして、その職員はトラブルが生じたときだけ介入するのではなく、日頃から地域小規模児童養護施設とかかわりをもつことで、地域小規模児童養護施設の風通しがよくなり、本体施設との連携がスムーズになります。

その他、地域小規模児童養護施設を取り巻く地域の特徴を理解しておくことも重要です。大きな敷地を構える本体施設では気にならなかった子どもの行動も、地域小規模児童養護施設では目立ってしまうこともあります。地域小規模児童養護施設のある地域の環境や雰囲気を理解し、近隣住民とよい関係をつくっておくことも大切です。

以上のように、子どものアセスメントの前に、地域小規模児童養護施設という組織についてのアセスメントをしっかりしておくことが、子どもとのマッチングを考える上でも大切です。

3-2. マッチング・交流に求められる対応

3-2-1. 総論

アセスメントの次に行われるのは子どもと養育者のマッチングと交流です。マッチングは、子どものニーズを最も満たせる委託（措置）先はどこか、児童相談所が検討します。里親とファミリーホームの場合は、可能な限りフォスタリング機関と連携してマッチングを行うことが求められます。一方で、地域小規模児童養護施設の場合は、児童相談所と措置先の児童養護施設職員の協議を重ねた上で決める必要があります。どちらの場合も、適切にアセスメントが行われた上で、子どもの情報と養育者の情報を支援者間で適切に共有すれば、マッチングの適合性を高めることができると考えられます。

交流は、養育者だけでなく、一緒に生活を共にする人（実子、他の委託児童、ファミリーホーム補助者等）全員との交流が求められます。また、子どもと交流してみて、それぞれどう思ったかを養育者側は確認し把握しておく必要があります。それぞれが交流で感じた子どものコミュニケーションや振る舞いの特徴について話し合い、児童相談所やフォスタリング機関に共有し、必要な支援体制を構築する等、支援者と養育者が一丸となって措置後の見通しを立てる必要があります。このように、交流は、子ども・養育者・支援者の三者が初めて一堂に会する場面であり、単なる相性チェック以上に、委託（措置）前から既にチーム養育の体制づくりが始まっているということを意味しています。

地域小規模児童養護施設の場合は、子どものアセスメントについて職員間でしっかりと共有することが大切です。そして、そのアセスメントに基づいて地域小規模児童養護施設への入所が適当かを検討する必要があります。また、想定されるトラブルについても話し合い、子どもを受け入れる体制を整えておくことと入所後の支援がスムーズになると考えられます。

マッチング・交流での目標

- ・子どもと養育環境の適合性を高めるための共通理解を作ること。
- ・交流を通して委託（措置）後も現状共有をしやすい関係性をチーム内で構築すること。

3-2-2. 児童相談所が気を付けるリスクの高いマッチングと交流の考え方

マッチング・交流のプロセスの中での具体的な留意事項については、「マッチング・交流におけるフォostリング機関および里親支援センターの支援上のポイント」（P34）に記載されています。そちらを併せてお読みください。

マッチング・交流においても、フォostリング機関、里親支援センターとの連携・協働は欠かせません。マッチングに際しては、お互いのアセスメントから、当該のマッチングでは子どもが委託されることで、里親家庭にどのようなことをもたらすのか、子どもにはどのようなことをもたらすのか、先の見通しをたてます。そして交流においては、子どもと里親家庭の両方を支えつつ、見守ります。同居する人がいた場合（実子等）には、交流の場と一緒に参加してもらうことが重要です。里親に成人した別居の実子がいた場合にも、可能であれば、交流に参加してもらうよう促すことで、機会を確保できると有効です。

他に行くところがない…ためのマッチング（P12 図内 ポイント2）

中高生の場合、「できるだけ早く学校に行かせてあげたい」、「進路先の選択や受験を控えている」といった、本人の希望や状況が、交流を急がせることにもなることがわかりました。また、「他に行くところがない」ために、「とにかく何とかこの子どものための住まいと居場所を整えてあげたい」という切羽詰まった思いから委託先を選定していることもありました。

また、ファミリーホームでは、ホームにいる他の子どもの年齢や性別を含め、子ども同士の相性も大切になってきます。ファミリーホームは里親家庭よりも委託経験が豊富にあるために、子ども同士の相性やファミリーホームの現況を考慮されずに委託を進められてしまう場合があります。

アセスメントやマッチングの重要性が認識されつつも、「とりあえず里親・ファミリーホーム」となってしまうことの危険性は、里親等委託が推進される一方で、養育先の選択肢が限られている現状では常に生じる可能性があると考えていいのかもしれませんが。当調査における委託解除となった事例では、このような背景がある場合、里親やファミリーホームへの委託において、いずれも早い段階で養育不調が生じ、措置解除となっていました。

「できるだけ早く学校に行かせてあげたい」、「進路の選択や受験を控えている」、「他に行くところがない」、といった理由での里親家庭の選定は、里親家庭に「空き」があれば、「空いているからこの里親家庭でよい」、「この里親家庭でしか委託ができない」という差し迫った事情による委託となり、確実に養育不調のリスクを高めます。里親家庭が「家庭」である以上、病院のように「他の診療科であっても、ベッドが空いていればなんとか入院できる」というように安易に里親家庭を選択することは望ましくないことを意味します。ベッドにではなく、里親家庭という「人やその家族を含めた家庭」に子どもを委託するのですから、アセスメントを基盤にして、当該の子どもに「最も望ましいファミリーホーム、

または里親家庭」を選定し、十分でなければ最大限の支援体制を構築することを忘れてはなりません。

中高生の委託時における交流 ([PI2 図内 ポイント2](#))

措置解除となった事例に関するインタビュー調査では、半年や7～8か月等、段階を踏んで慎重に交流を重ねていく事例が約半数ほどあった一方で、1～2回の顔合わせ、あるいは外出・外泊を2回程度行うことで、マッチングと交流を終える事例も約半数ほどありました。特にわずかな交流を経て委託となる場合は、今回の調査においては中高生が主でした。(そして、上記でも述べているように、「他に行くところがない」ために委託先が選定され、少ない交流で里親家庭に委託されたのち、いずれも早い段階で養育不調が生じ、措置解除となっています。)

中高生は、里親が日常的に養育に関して手をかけることが少ない(身辺自立している等)ことから、短い交流でも「大丈夫」と思われるのかもしれませんが。あるいは、子どもが自分の意見を相手に伝えられることも可能であるため、中高生自身の意思表示を受けて、すぐに次の段階(委託)に進むこともあるのかもしれません。

しかしながら、中高生は、乳幼児以上に長い人生を生きてきています。里親家庭で里親との生活を始めるときに、乳幼児以上にお互いの生活習慣の違いやこれまでの生活経験から摩擦が起こりやすい状況にあります。このように考えると、中高生の委託においては、子どもが実際の生活を想定できるような交流や、生活習慣や考え方の違いがあったときに、それを子どもと里親が話し合えるような関係性づくりを行う必要があります。

3-2-3. マッチング・交流におけるフォスタリング機関および

里親支援センターの支援上のポイント

マッチング・交流の段階において留意すべき点として、子どもと養育者が安心できるように一定の時間をかけて慎重に進めることが挙げられます。委託前のマッチングや交流は、子どもの様子や委託候補の里親・ファミリーホームの養育者のかかわり方を確認しながら進められるため、交流期間の長さや交流内容等に個別性があります。子どもと里親家庭等が段階的に関係を築いた事例がある一方、時間的制約から急いで行わざるを得なかった事例も見られました。

マッチング（PI4 図内 ポイント2）

マッチングは、子どもに最も望ましい里親・ファミリーホームを選定するプロセスであり、子どもの健やかな育ちや養育の継続性を左右するため極めて重要です。子どもと、里親・ファミリーホーム双方へのアセスメントを踏まえ、子どもの発達や特性、実家庭の状況、委託期間等、子どものニーズに応じて最も適した里親家庭・ファミリーホームを選定します。

フォスタリング機関や里親支援センターは、子どもの発達状況、特性、健康状態、保護者との関係性、社会的養護下にいた期間や養育環境の変遷、委託予定期間（長期か短期か）等、これまで以上に、子どもに関する十分な情報を児童相談所の担当者から得ることが求められます。しかし、現状では、これらの情報が断片的に共有されたり、児童相談所ごとに共有される情報の内容や詳細に差異がみられる場合もあります。その結果、フォスタリング機関および里親支援センターによるアセスメントや、里親・ファミリーホームへの事前説明に影響が生じる可能性があります。

そのため、十分な情報提供がなされたうえで、里親家庭・ファミリーホームで予想される子どもの行動や気持ちの変化等について丁寧にアセスメントを行うことが重要です。

委託先の候補となる養育者を検討する際には、里親家庭に関する認定時のアセスメント情報や、登録後のかかわりの中で得られた情報を用います。里親やファミリーホームの養育者の年齢、実子の養育経験の有無、これまでの受託経験やその内容、当該の子どもの特性に理解を示したり、一緒に対応や検討ができるかどうか、子どもに対して応答的なかわり（子どもが発する様々なサインに対して、養育者が敏感に察知し、共感的・肯定的に答えること）ができるか、実親やこれまでの養育環境への理解と対応が可能か、養育環境の些細な変化や戸惑いといったマイナス感情についても支援機関と円滑なコミュニケーションが取れるか等、里親・ファミリーホームの強みや持ち味、委託を受け入れる際の養育環境（実子や他の委託されている子ども等）を考慮し、児童相談所の担当児童福祉司や児童心理司、里親担当者等と連携しながらマッチングを進めることが求められます。

今回の調査では、フォスタリング機関がマッチングに関与する機会が得られなかった事例が一部

存在することが明らかになりました。これは、フォスタリング機関の専門性が十分に活かされていないという課題を示すものです。こうした課題については、児童相談所と協力しながら解決を図っていく必要があります。

交流（P14 図内 ポイント2）

里親・ファミリーホームに子どもを委託する際には、子どもと里親・ファミリーホームの交流や関係調整を十分にを行い、その上で委託の適否を判断する必要があります。そのためには一定の交流期間や交流内容の検討が必要となります。

面会・交流後には振り返りを行い、里親やファミリーホームの養育者が感じたこと、子どもの行動の理解、心配している点等を確認し、助言等の支援を行います。外泊時には、里親家庭やファミリーホームの成員が子どもにどのようにかかわっているかを、家庭訪問を通じて把握することも求められます。

面会や外泊を通じて、フォスタリング機関は、里親・ファミリーホームの養育者や、里親家庭・ファミリーホームの成員が子どもにどのように接しているか、子どもとの距離感が適切か、子どものペースに配慮できているか、どのような声かけをしているか等を確認します。

併せて、交流中の子どもの様子や表情、反応、言動についても丁寧に観察・記録し、交流前後の子どもの状態について、施設職員や一時保護委託中の養育者（施設職員等）から情報を得ます。

これらの確認や情報収集は、子どもにとって安心できる養育環境が形成されうるかを関係者で振り返り、必要な支援や調整につなげることを目的としています。

そのため、フォスタリング機関や里親支援センターには、こうした確認の意図や意味を里親・ファミリーホームに丁寧に説明し、養育者自身が気づきを言語化し理解を深められるよう支援するとともに、得られた情報を整理した上で担当児童福祉司と共有する役割が求められます。

今回の調査では、短期間での交流や急な委託となった事例も散見されました。これらの事例では、十分な関係構築の時間が確保されないまま委託が開始されたため、養育者と子どもの関係性の構築に課題が見られました。詳細については前述の「児童相談所が気を付けるリスクの高いマッチングと交流の考え方」（P33）に記載されていますのでそちらを併せてお読みください。このことから、マッチングや交流は慎重に進めていく必要があるといえます。

3-2-4. 里親がマッチングと交流に際し準備すること

委託の打診について（P16 図内 ポイント1）

委託の打診がある子どもは、必ずしも事前に児童相談所へ伝えていた希望年齢や性別と一致しない場合があります。そのような場合、自分たちがなぜその希望を伝えていたのかを改めて振り返り、実際に打診のあった子どもを家庭に迎えることが可能かどうかを、家族で丁寧に話し合うことが大切です。また、子どもの養育を検討する際には、家庭内での役割分担を明確にし、実子や既に委託されている子どもとの関係性や相性についても意識して考えることが必要です。

交流についての留意点（P16 図内 ポイント2）

新たに子どもを迎え入れることは、頭では理解していても、実際に子どもと会ってみなければ分からない面が多くあります。調査では、「事前に交流を通して（実子もしくはすでに委託されている）子どもとの交流を通じた関係性や、やりとりを確認しておけばよかった」と感じた里親も少なくありませんでした。交流は、子どもと里親本人だけでなく、その家庭で暮らす全ての家族が参加することが重要です。実際、調査では交流を行わなかった家族との相性の不一致が、関係の悪化や養育不調につながった事例も認められました。子どもが実際に家庭に泊まり、短期間でも共に生活してみることが、双方にとって日常生活のリズムや人との距離感を確かめる貴重な機会となります。こうした実践的な交流の時間を通じて、生活の具体的な準備と心の準備を整えていくことが大切です。

委託予定の子どもと生活を送るにあたっての気になる点の整理（P16 図内 ポイント2）

交流中の子どもの行動やコミュニケーションで気になる点について里父母で整理し、児童相談所やフォスティング機関とも共有することが重要です。楽しく過ごすことが交流の目的となりますが、交流の後に子どもとのやり取りについて里親家庭の中で振り返ることが必要です。

児童相談所と確認していくこと（P16 図内 ポイント3）

調査では委託前の交流の時点の不安等について、児童相談所の児童福祉司やフォスティング機関の支援者に話にくく、尋ねたり不安を共有したりできないことで、後々の支援につながらず、養育不調につながることを示唆されました。不安や懸念について何も話をしないと、児童相談所は問題がないと思うかもしれません。児童相談所や支援者と共通意識を持つことを念頭に、話を重ねていくことが望まれます。交流中の子どもの成育歴、障害があるかどうか、知能・発達検査等の結果を確認し、生活の中でどのように養育を行っていくかについて予め児童相談所職員やフォスティング機関の支援者と話し合い、委託開始時点での養育の目標について確認していくことが必要です。

3-2-5. ファミリーホームがマッチングと交流に際し準備すること

委託の打診について(P18 図内 ポイント1)

実際に打診される子どもは想定していた年齢や性別とは異なることもあります。打診を受けた際には、改めて現在のホームの状況や養育体制の中で、その子を受け入れることが可能かどうかを養育者と養育補助者等の子どもとかかわる人で丁寧に話し合うことが大切です。また、既に暮らしている子ども達の年齢や特性、関係性を踏まえ、新たな子どもの受け入れが全体の生活にどのような影響を与えるかを検討することも必要です。養育者同士の役割分担や支援機関との連携体制を確認し、養育者と子ども達が安心して受け入れられる環境を整えることが、安定した養育の出発点となります。

交流の必要性について(P18 図内 ポイント2)

児童相談所から委託の打診を受けた後、十分な事前交流を行わずに受け入れに至る事例が調査で認められました。また、新たに迎える子どもと、既に暮らしている子どもとの関係づくりがうまくいかず、生活上のトラブルや不調につながった事例も見られました。本来、交流は子どもと主たる養育者だけでなく、ファミリーホームにかかわる全ての養育者や、既に暮らしている子ども達も含めて行うことが望ましいものです。実際に顔を合わせ、可能であればファミリーホームで過ごす機会を設けることで、日常生活のリズムや人との距離感を事前に確かめることができます。こうした交流の時間は、養育者、共に生活を送る子ども達双方にとって安心して生活を始めるための大切な準備となります。

委託予定の子どもの生活と不安な点の整理(P18 図内 ポイント2)

交流の場で見られた子どもの行動やコミュニケーションの様子について、ファミリーホームの養育者と養育補助者が感じたことや気づいた点を整理し、共有しておくことが重要です。楽しく過ごすことが交流の目的ですが、交流後には、ホーム内で「どのような場面で不安や戸惑いを感じたか」「受け入れに向けて何を準備すべきか」を振り返り、必要に応じて児童相談所やフォスティング機関等と情報を共有し、共通意識を持てるようコミュニケーションを取っていくことが求められます。行動面で課題のある子どもを受け入れる際、事前のこうした確認と相談が、安定した養育環境を整える上での大切な一歩となります。

児童相談所と確認していくこと(P18 図内 ポイント1、2)

調査では、ファミリーホームでは児童相談所からの打診に迅速に対応する事例が見られました。こうした柔軟さは強みではありますが、安定した養育のためには受託前の情報確認と準備が欠かせません。打診の段階で感じた不安や疑問は遠慮せず児童福祉司らに伝え、成育歴や障害・必要な医療的ケア、知能・発達検査等の情報の共有と子どもへの配慮していくべきポイントを児童相談所と確認していくことが求められます。

3-2-6. 本体施設か地域小規模か

—子どものニーズに応じた入所とアセスメント—

児童養護施設におけるマッチングで最も大きな留意事項は、入所する子どもの生活場所を本体施設にするか、それとも地域小規模児童養護施設にするかの判断です。そして、そのためには子どもへの丁寧なアセスメントが重要となります。

施設入所前の子どもの成育歴を理解する (P20 図内 ポイント2)

調査では、子どもの生活場所を地域小規模児童養護施設にする理由として、幼児期に入所した子どもをより家庭的な環境で育てるため、また、暴力や非行等の反社会的な問題行動がみられないため、というような点が挙げられました。しかし、施設への措置が必要になるような過酷な家庭環境で育ってきた子どもが心身にダメージを受けていないことは少なく、施設入所の直前の生活が落ち着いていても、それはダメージの影響が一時的に潜在化しているだけであると考えられます。そのため、入所時には、子どもの現在の状態だけではなく、過去に受けたダメージの影響が入所後にどのように顕在化するかについてアセスメントする必要があります。子どもが施設に措置されるまでの成育歴や養育環境を丁寧に把握することはそのアセスメントに大いに役立ちます。成育歴に誰も把握できていない部分があれば、それは後に大きなリスクになる可能性があることを理解しておくことも重要です。そして、アセスメントの内容をその子どものケアを担当する職員間で共有しておくことが大切です。

委託（措置）前に求められる対応

長期的な視点からのアセスメント

子どもに知的障害や発達障害がある場合、幼いときはトラブルを起こしても職員らが協力して子どもへのケアや対応にあたることができ、大きな事件に発展しないですむかもしれません。しかし、学童期、そして思春期と成長していくなかで、衝動性が高まり、トラブルが地域小規模児童養護施設内でおさまらなくなり、学校や地域での大きな事件になってしまうこともあるかもしれません。そのため、子どもの思春期の状態を予想するような発達段階を考慮した長期的な視点からのアセスメントも重要です。また、子どもの成長発達段階ごとに再アセスメントを行い、子どもが安全に生活するための環境を整えていく必要があります。

地域小規模児童養護施設ですでに生活している子どもとの関係

すでにその地域小規模児童養護施設で生活している子どもの性別や年齢、特徴、そして、子ども同士の関係性も、その後にかかるトラブルの可能性を考える上で重要なアセスメント材料になります。そのため、入所してくる子どものアセスメントだけでなく、すでに施設で生活している子ども達について改めてアセスメントすることも、地域小規模児童養護施設とマッチングするうえで重要です。

3-3. 子ども・養育者への説明、情報共有に求められる対応

3-3-1. 総論

交流を終え、いよいよ子どもを委託（措置）するという段階に差し掛かった際、交流の延長のように委託（措置）を開始するのではなく、子どもに対して意見を聴き、委託（措置）の説明を欠かすことなく行います。いつまでの委託（措置）になりそうなのか、実家庭の様子はどうか見通しを伝え、新しい環境に適応せねばならない子どもの不安を軽減することに努める必要があります。

養育者と支援者間でも、改めて委託（措置）の目的や養育上の懸念点を確認することが後の養育不調を予防する一番の手立てです。委託（措置）の目的は何なのか、何をもって委託（措置）先として選ばれたのか、委託（措置）先として何を期待しているのか、また、その実現のためにどのような支援が必要かをチーム内で明確にし、子どもにとっての最善を尽くすことを目指さねばなりません。

また、交流時の子どもの様子が必ずしもその子どもの全てではないことは、支援者も養育者も念頭に置いておくことが大切です。社会的養護下の子どもはアタッチメントの問題を抱えていることが多く、交流という一時的な時間では、養育者にいい印象を与えようと多かれ少なかれ無理をしていることは容易に考えられます。そのほころびが正式な委託（措置）後に出始めるかもしれないといった、マイナスにとらえられがちな事柄であっても、先の見通しや可能性を十分にすり合わせることで支援者と養育者双方に求められます。アタッチメントの課題といった、支援者側だからこそ考えることができる視点をこの段階でしっかり養育者に伝えることは、養育者側の準備性を高める上でも大切です。そのような話し合いを通して、子どもについて共通の青写真を共に描くという過程を踏むことで、子どもと養育者に必要な支援は何かを委託（措置）初期の段階で対策を講じることができ、子どもへのケアと養育不調の予防につながります。

措置開始前の子どもと養育者への対応の目標

- ・子どもと養育者に対して意見を聴き、委託（措置）の見通しについて説明すること。
- ・チーム内で、「委託（措置）の目的」「懸念点」「委託中に予測される子どもの変化」等を明確にし、必要な支援や体制を整えること。

3-3-2. 児童相談所における里親・ファミリーホーム・子どもへの情報提供

里親・ファミリーホームへの情報提供 (P12 図内 ポイント2、3)

今回の調査で明らかになった重要な点として、マッチング・交流時に十分な情報を里親に伝えられていなかったことがありました。児童相談所が、子ども・里親家庭双方のアセスメントを十分に行い、更に、なぜその子どもを委託するのか、また子どもの情報、養育期間の見通し等を里親家庭に伝えることは、その後の委託が順調に進むために必須の要件となります。里親家庭が、児童相談所のもたらした情報から子どもの育ちに必要なことを読み取っていくことができるよう手助けすることも大切です。

子どもが幼い場合には、里親が子どもの育ての親であること、やむを得ない事情により、子どもは里親委託を受けることになったこと等を子どもに説明する真実告知等の取り組みについても、この時期から里親と打ち合わせを始めていくとよいでしょう。

また、ファミリーホームでは、行動面や情緒面について様々な配慮を要する子どもを委託されることが多くあります。そのため、ファミリーホームが子どもを理解して適切なケアにつなげるため、ファミリーホームへの情報提供も必ず忘れてはならない点です。

子どもへの情報提供 (P12 図内 ポイント2、3)

この時点で、子どもにも十分な情報提供が必要です。子どもへの情報提供については、里親委託される場合のみならず、ファミリーホームへの委託、地域小規模児童養護施設への入所措置の場合、いずれの場合にも大変重要なポイントになります。どのくらいの期間委託(措置)されるところに暮らすことになりそうなのかという見通しを伝えるとともに、実家庭の様子についても改めて情報を提供することで、子どもが理解して新しい場所での暮らし(生活)を始められるように手助けしましょう。また、これから里親家庭での暮らしが始まり、生活環境が大きく変化する子どもの不安を十分に聴き取ることも大切になります。

3-3-3. 子ども・養育者への説明、情報共有における

フォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント

(PI4 図内 ポイント2、3)

マッチングや交流にフォスタリング機関や里親支援センターがかかわっている場合には、担当職員らが委託予定の子どもについて養育者に説明を行う場への同席や、どのような情報を伝えるのかを事前に共有できていることがあります。

里親およびファミリーホームとしてケアを行う前には、委託される子ども自身のこと、これまでの養育環境、なぜ里親等の家庭養育を必要としているのかといった点について、里親・ファミリーホームの養育者に説明することになります。虐待やネグレクト、マルトリートメント（不適切な養育）が認められる事例では、里親らがその背景を理解し、子どもが安心できるよう望ましい対応を行うことが求められます。実親、家族に対する子どもの思いや、子どもと実親・実家族との関係性、養育期間の見通し等、委託される子どもの状況を把握することで、どのように子どもとかかわっていくのかを検討していくことになります。

子どもに関する情報提供は、個人情報保護の観点から、委託までのどの段階でどのような情報を伝えるのかを児童相談所とともに慎重に検討することが求められますが、里親がその子どもの養育を引き受けるかどうか判断するために必要な情報は提供する必要があります。

フォスタリング機関や里親支援センターの職員は、里親家庭の状況や実子、受託中の他の子どもがいればその様子を確認し、説明の段階で里親が困っていることや疑問に感じている点を丁寧に聴き取り、必要に応じて児童相談所と連携しながら支援を行うことが求められます。

3-3-4. 里親が子どもの説明に際し検討すべき事項

保護から委託までの経緯がどこまでわかっているかの確認 (P16 図内 ポイント2)

新たに迎え入れる予定の子どもの心身の状態を理解する上で、児童相談所によって保護される前にどのような生活をしていたのか、どのような理由で児童相談所に保護されたのかの経緯について里親も知る必要があります。また、委託される予定の子どもにとっては、実親の意向や家族状況は最も大事な情報です。実親への気持ちをどのように抱えているかを含め、児童相談所がどのように実親のことを説明しているのかを確認する必要があります。

委託までの経緯を子どもにどのように説明するか (P16 図内 ポイント2、3)

例えば、実親が行方不明になっている等、実親の状況によっては児童相談所が調査してもわからないこともあります。わからないことがある場合であっても、委託までの経緯がどのように子どもに説明されているかは、その時点で子どもの心の状況を理解するために、不可欠な情報です。これまでの経緯をどのように児童相談所が説明しているか、もしくは説明する予定なのかについて、児童相談所の児童福祉司等関係者に確認する必要があります。また、説明がなされていないのであれば、いつ、誰がどのように説明するのかを確認することが求められます。

委託の目的と見通しを確認することの重要性 (P16 図内 ポイント2、3)

里親委託の目的と今後の見通しを確認していくことが必要です。そのことについて子どもにどう説明され、理解されているかが、里親家庭と委託される子どもとの関係性を左右する重要な要素となります。委託される予定の子どもと実親の家族関係再構築や家族再統合等、実親等との交流について児童相談所がどのように考えているかについて確認し、支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関）も含めて共有していくことが求められます。その上で子どもへの里親委託の説明を児童相談所の児童福祉司に子どもが理解できるように説明してもらうことが肝要です。里親はその内容を理解し、日々のかかわりで子どもを支え、その後も見通しについて話をしていくことが望まれます。

委託後どのような頻度で児童相談所、支援機関と状況共有するかの確認 (P16 図内 ポイント7)

委託される予定の子どもの保護される前の生活や保護された経緯、今後の実親との再統合の見通しや里親委託の目的について確認出来たら、委託開始時点の子どもの心身の状態から、どのような養育目標を立てられるかを児童相談所の児童福祉司、支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関）の職員らと検討していくことが望まれます。検討に際しては、里親から機会の提供を求めたり、里親の意見を伝えたりすることが重要です。

3-3-5. ファミリーホームの養育者が子どもの説明に際し検討すべき事項

保護から委託までの経緯をどこまでわかっているかの確認 (P18 図内 ポイント 1、2)

新たに迎え入れる予定の子どもの心身の状態を理解するためには、保護前にどのような生活を送り、どのような理由で児童相談所の保護に至ったのかを把握しておくことが重要です。ファミリーホームでは、行動面や情緒面について様々な配慮を要する子どもが委託されることも多く、その背景を理解することが安定した養育の基礎となります。また、子どもにとって実親の意向や家族状況はとても重要な情報です。児童相談所がどのように実親のことを説明しているのか、また子どもが実親や家族への思いをどのように抱えているのかについても確認しておく必要があります。これらの情報は、主たる養育者だけでなく、養育補助者を含む関係者全員で共有し、子どもの行動や感情の理解するための手がかりや、子どもへのかかわり方の検討に役立てることが大切です。

委託までの経緯を子どもにどのように説明するか (P18 図内 ポイント 1、2)

実親の状況によっては、行方が分からない等詳細が把握できないこともあります。その場合でも、児童相談所が子どもにどのように委託までの経緯を説明しているか、または今後どのように説明する予定かを確認しておくことが重要です。この情報は子どもの心の状態を理解し、日々のかかわり方を考える上で欠かせません。ファミリーホームでは複数の養育者がかかわるため、児童相談所の説明内容をホーム内で共有し、子どもへの言葉かけや対応について共通認識を持つことが大切です。説明がまだ行われていない場合は、誰がいつ、どのように説明するのかを児童相談所と確認し、共通理解をもって子どもに向き合うことが求められます。

委託の目的と見通しを確認することの重要性 (P18 図内 ポイント 1、2)

ファミリーホームでは、委託の目的と今後の見通しを児童相談所と共有しておくことが大切です。そのことについて子どもにどう説明され、理解されているかが、ファミリーホームで共に暮らす養育者とその他の子ども達の関係性を左右する重要な要素となります。委託が一時的なものなのか、長期的な生活の場としての委託なのかを明確にすることは、安定した養育を行う上で欠かせません。また、実親との家族関係再構築や家族再統合（実親との生活の安全性が確認され、再び一緒に暮らすこと）等、実親との交流についての可能性を児童相談所がどのように考えているかについて確認し、支援機関も含めて共有していくことが求められます。説明は基本的に児童相談所が担い、ファミリーホームの養育者はその内容を理解し、日々のかかわりで子どもを支え、その後も見通しについて話をしていくことが望まれます。

委託後にどのような頻度で児童相談所・支援機関と状況を共有するかの確認

(P18 図内 ポイント1、2)

子どもの保護前の生活や保護の経緯、実親との再統合の見通し、委託の目的を確認した上で、委託開始時点の心身の状態からどのような養育目標を立てるかを、養育者は児童相談所の児童福祉司や里親支援センター等の支援機関の担当者と一緒に検討していくことが重要です。ファミリーホームでは複数の子どもを養育しているため、それぞれの担当者が児童相談所・支援機関（里親支援センター・フォスティング機関）にいます。委託後の状況をどのような頻度と方法で児童相談所・支援機関の子どもの担当者と共有していくかをあらかじめ確認しておくことが望まれます。

3-3-6. 地域小規模児童養護施設への入所に向けた

子どもへの説明と安心できる環境の準備

子どもへの丁寧な説明

施設への措置が決まった場合、施設職員は、子どもに対して児童養護施設はどんな場所なのか、どんな大人や子どもがいるのか、どんな生活が待っているのか等、できるかぎり丁寧な説明を試みます。しかし、子どもの年齢にもよりますが、子どもはこれまでに経験したことのない施設での生活を全く想像できていないと考えておくべきです。また、頭ではわかったつもりでいても、施設での集団生活という未知の環境で起こることは想像の範囲を大きく超えます。

子どものニーズをしっかりと聴きとる姿勢

施設職員ができることは、子ども達の不安を受け止めて寄り添うことです。全く知らない複数の大人やすでに関係ができている子ども集団に入って、一緒に生活することは非常にストレスフルな状況です。そのため、少しでも子どもが安心できる環境を準備することも大切です。

そのためには、入所前に施設職員が子どもに一方的に説明するだけでなく、子どものニーズを聴き出すことも大切です。どんなことが好きなのか、何をしているときが楽しいのか、どんな状況で落ち着くのか、そして、施設でどんな生活を送りたいのか等、子どもの希望を聴いておくことで、子どもが安心できる環境づくりのヒントを得ることができます。子どものニーズの全てには応えられないかもしれませんが、子どもが望んでいることを知れば、異なった形で応えることができるかもしれません。職員たちは協力して子どもが安心して生活できる環境を整えていきますが、その環境は施設が一方的に準備するのではなく、入所する子どもと一緒につくっていくという姿勢が重要です。

4. 委託（措置）後に考えられるリスクと求められる支援体制

4-1. 委託（措置）当初の対応

4-1-1. 総論

社会的養護において、子どもが新たな養育環境へ移行する委託（措置）当初は、その後の安定的な生活の基盤を築くための重要な期間です。この時期のチーム支援は、以下の目標を掲げて推進されます。

委託（措置）当初は、子どもは新しい生活環境に適応するために緊張し頑張っている時期とも言えます。そのため、最も大切なのは、子どもの適応の過程を養育者と支援者が一体となったチームで、丁寧にかつ多角的に見守ることです。この見守りを通じて、アセスメントやマッチングの段階で立てた「見立て」（子どものニーズと養育者が提供する養育環境に関する事前予測）が、実際の生活の中で合致しているかを検証します。子どもの日々の行動、感情や気持ちの表現、養育者とのかかわり等を観察し、必要に応じて見立てを修正することで、より現実に対応した安定的な養育の基盤を築くことを目指します。

この段階で、支援者は養育者が困っているときだけ支援するという立ち位置ではなく、うまくいっているときこそ共に喜び、労い、予期せぬ困難が生じたときはどうすればよいかを一緒に考えることができるという、情報共有が当たり前であるサポートティブな伴走者として機能することが大切です。そのことによって、養育上の課題が生じた際にそれを養育の失敗として捉えるのではなく、「順調にいかなくてもリカバーできる」という安全な関係基盤を確立し、養育不調に陥ったとしても立て直す力となります。これは、子どもと養育者のアタッチメント形成を支援するとともに、養育者と支援者との間の強固な信頼関係を指します。養育者が「困ったらいつでも相談できる」「失敗を非難されない」と感じられる環境を提供することで、養育者が自信をもって子どもと向き合い続けることを可能にします。

委託（措置）後に考えられる
リスクと求められる支援体制

委託（措置）当初の目標

- ・子どもの適応の過程をチームで見守り、アセスメントやマッチング段階での見立てを実際の生活の中で確かめ、安定的な養育の基盤を築くこと。
- ・「順調にいかなくてもリカバーできる」という養育者と支援者の関係基盤を作ること。

4-1-2. 児童相談所が委託当初に気を付けること

委託前から、里親家庭を支援する体制を構築・整備しておくことは里親委託の必須条件となります。この委託前からの支援体制の構築・整備についての具体的な留意事項については、「委託等当初段階におけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント」(P50)に記載されています。そちらを併せてお読みください。特に、アセスメントからマッチング、委託当初までのかかわりについては、チームであるフォスタリング機関、里親支援センターと協力・役割分担の中で、里親家庭と子どもを支えていく体制が必要です([P12 図内 ポイント4](#))。

中高生は里親家庭で生活する上でのルールを決める([P12 図内 ポイント3](#))

中高生の里親委託については、マッチング・交流(P33)でも記載しましたが、注意深く委託を進めていく必要があります。今回の調査では、委託当初の対応として、交流の状況や一時保護施設での状況から、あらかじめ、枠組みを決めておくことが提案されました。

それまで一緒に住んだことのない里親家庭の人たちと、中高生の委託児が一緒に住むことになるので、児童福祉司等、フォスタリング機関・里親支援センター、里親家庭、委託される子ども本人で話し合い、里親家庭と子どもに合った形で、里親家庭で暮らす上でのルール作りをしておく、その後の生活にスムーズに移行していくことができます。

このようなルール作りは、里親家庭での生活が始まった後からでは、あまり意味をなしません。既にやれていたことに制限を設けても子どもは聞く耳を持たないからです。ある程度の枠組み、ルールをあらかじめ決めておき、里親家庭での生活を始める際に里親と子ども、そして児童相談所を含めて確認することが、子どもにとっても里親にとっても効果的である可能性は高いと考えます。

なお、ファミリーホームにおいては、子どもの年代ごとにルールを決めていく必要があります(詳細については「委託当初にファミリーホーム養育者が検討すべき事項」(P53)を参照ください)。とくに中高生の場合は、児童相談所の担当福祉司と一緒にルールを確認することで、子どもがルールを守ろうと思えたり、ファミリーホームでの生活を担当福祉司と共有している気持ちになることができます。ファミリーホームにとっても心強く感じられると考えられます。

委託当初のアセスメント([P12 図内 ポイント3](#))

委託当初は、チーム養育でのアセスメントを重ねていくことになります。アセスメントを重ねた結果、児童相談所がリスクを予測できれば、リスクの回避や乗り越えるための支援を準備できます。つまり、委託当初からアセスメントを継続し、委託の経過を予想していくことが必要です。

委託当初の状況（P12 図内 ポイント3）

今回の調査では、委託当初から試し行動や、子どもがそのままの自分を出したことで里親が想定以上に養育上の負担を感じてしまった事例や、児童相談所側が里親の養育に不安を感じるような事例もありました。委託当初の里親の負担感の軽減と里親子の関係性をスムーズに築くために、委託当初の頻繁な家庭訪問等は重要です。頻繁な家庭訪問に里親が負担感を感じないためには、フォスタリング機関・里親支援センターと児童相談所の間でだれがどのように訪問するか等の役割分担を決めておくことも必要です。

4-1-3. 委託当初におけるフォスタリング機関および

里親支援センターの支援上のポイント

委託前に養育チームで状況確認と情報共有を行う(P14 図内 ポイント3、4)

今回の調査では、フォスタリング機関や里親支援センター等の支援機関が認定時のアセスメントを実施しマッチングにも関わっていたにもかかわらず、養育不調となった事例がありました。これらの事例の中には、認定時に、里親・ファミリーホームの養育者の対人関係の傾向やコミュニケーションの特徴、子どものケアに対する考え方や姿勢について把握できていたものも含まれていました。このような事例では、事前アセスメントにおいて課題を把握していたにもかかわらず、委託後に想定されるリスクの検討や、その課題に対応するための支援体制の構築が十分ではなかったこと、あるいは委託前には予測できなかった課題に直面したことが背景にあると考えられます。そのため、委託前の段階からチーム養育における支援体制について検討しておくことが重要になります。

委託に至るまでには、面会や外出、外泊等の交流の機会があります。これらに伴い、フォスタリング機関や里親支援センターは、外泊時の家庭訪問等を通して子どもと里親の状況把握に努めることが必要です。子どもの気持ちに寄り添い、安心して過ごせるよう支援しつつ、里親と委託児との適合を丁寧に調整し、委託後の支援について計画していくことが求められます。

また、子どもの養育を行う中では、生活状況の変化に伴ってさまざまな課題が生じます。これらに対応するためには、現在利用している社会資源（医療機関や発達支援もかかわる機関、学校・教育機関、放課後等の居場所等）に加え、将来活用できる社会資源についても把握し、収集した情報を分析・予測しておく必要があります。養育不調による委託解除を防ぎ、子どもの安心・安全なケアを保障するためにも、委託前から丁寧なアセスメントに基づき支援体制を整えることが重要です。

さらに、子どもを委託する際には、多くの児童相談所で「里親応援ミーティング」が行われるようになっていきます。里親・ファミリーホームの養育者は、日々の生活のなかで子どもと向き合うこととなります。そのため、赤ちゃん返りや試し行動への対応でストレスを感じ、戸惑いを抱くこともあります。こうした委託後に起こりうる出来事や基本的な対応の仕方を事前に伝えつつ、養育者が不安や疑問を率直に話せるよう丁寧に聴き取ること、また、受託前に夫婦や同居家族、別居家族等の協力体制を再確認することが求められます。里親家庭やファミリーホームの成員は、新たな子どもの受け入れに際しささまざまな思いを抱えています。里親家庭の子どもや同居者に対しても、綿密な準備とサポートを行うことが重要であり、これが不十分である場合、委託後に課題に直面する可能性が高まります。

また、フォスタリング機関がマッチングに関わっていない事例も存在することが調査で明らかになりました。そのため、応援ミーティングに先立って、児童相談所が子どもや里親・ファミリーホームの養育者へどのように説明したのかを整理し、説明の場に同席できない場合でも丁寧な情報共有を行う必要があります。

4-1-4. 委託当初に里親が検討すべき事項

委託後に生起する行動上の問題を理解するために（P16 図内 ポイント4）

多くの子どもは、虐待やネグレクト等の逆境的体験を経ており、その過程で何度も別れや環境の変化を経験しています。そのため、保護や委託という出来事を「安全で続くもの」として実感することが難しい場合があります。子どもの成育歴や保護に至る経緯を丁寧に確認し、子どもの心の状態や感じ方を想像する姿勢を持つことが大切です。その上で、関係を築くためにどのような接し方や言葉かけが必要かを考えていくことが求められます。これまでの別れの経験は、子どもにとって私たち大人が想像する以上の耐え難い悲しみや苦しみ、そして怒りを感じさせることがあります。そうした経験があるからこそ、里親の温かい愛情や優しさに触れるほど、「また耐え難い別れが来るのではないか」という不安や恐れを抱く子どもがいます。そのような時、子どもは無意識のうちにどれだけ自分が受け入れられるかを確かめようとする行動—いわゆる試し行動—を示すことがあります。これは反抗ではなく、安心を求めるサインとして理解することが大切です。こうした行動が見られた際には、里父母間での役割分担や対応の仕方を確認し、家庭内の実子や他の委託児への影響についても配慮する必要があります。子どもへのかかわりに困難を感じる場面ほど、児童相談所や支援機関（里親支援センター・フォスティング機関）と連携し、チームとして子どもを支える視点をもって対応を検討することが望まれます。

家族の約束やルールの確認（P16 図内 ポイント4）

就学前、小学生、中学生、高校生と年齢によって日常生活のスケジュールは変わってくるため、子どもそれぞれのスケジュールの確認が必要です。また、食事、入浴、ゲーム、スマートフォンの扱い等のルールは各里親家庭において様々です。既に里親家庭に暮らしている子どもと共有している約束やルールをそのまま守ってもらうことが、通常取られることとなっていますが、年齢や子どもの心身の発達の状況も考え、話し合ったり、これまでの約束やルールを見直したりその子に合わせた対応が求められます。迷うことがあれば、児童相談所やフォスティング機関の支援者と一緒に検討していくことが必要です。

支援体制の構築（P16 図内 ポイント7）

委託後の生活が始まってからの最初の時期は、その後の養育関係の安定を左右する極めて重要な期間です。まずは、どのような頻度で児童相談所や支援機関と状況を共有するかをしっかりと確認し、些細なことでも相談できる体制を作っておくことが必要です。委託当初に特に問題なく、子どもが

楽しく暮らせていると里親が感じたとしても、子どもの状況に合わせた養育についてチームで検討することで客観性が高まり、より適切な養育を考えることにつながります。

調査では交流の時と実際に委託されてからの子どもの様子が異なることに戸惑われていた里親家庭がありました。生活の約束やルールが守れない場合は、約束やルールをめぐってのかかわり方や生活のルールが子どもにとって適当なのか等、児童相談所や支援者と共有し、かかわりについて振り返り考えていくことが求められます。

4-1-5. 委託当初にファミリーホーム養育者が検討すべき事項

委託後に生起する行動上の問題を理解するために（P18 図内 ポイント3）

委託される子どもの多くは、虐待やネグレクト等の逆境的な体験を経ており、その過程で何度も別れや環境の変化を経験しています。そのため、ファミリーホームへの委託という出来事を、すぐには「安全で続くもの」として実感することが難しい場合があります。子どもの成育歴や保護に至る経緯をチーム全員で丁寧に確認し、子どもの心の状態や感じ方を想像する姿勢を持つことが大切です。これまでの別れの経験は、子どもにとって私たち大人が想像する以上の耐え難い悲しみや苦しみ、そして怒りを感じさせることがあります。養育者の温かい愛情や優しさに触れるほど、「また耐え難い別れが来るのではないか」という不安から、無意識のうちに自分がどれだけ受け入れられるかを確かめようとする行動—いわゆる「試し行動」—を示すことがあります。ファミリーホームのような多人数の子どもがいる生活においては、この行動が特徴的な形で現れることがあります。例えば、特定の養育者を独占しようとして他の子どもを遠ざける、暴言や暴力として表れることや、大人に対しては「過剰適応的な良い子」として振る舞う一方で、見えないところで弱い立場の子どもを支配しようとする姿、あるいは嘘や盗み、反抗的な態度等として示されることもあります。これらは、安心を求めているサインや、過去の過酷な環境を生き抜くために身についた振る舞いとして理解し、子どものペースで再学習を促すことが大切です。こうした行動が見られた際には、養育者間で「誰がその子を受け止め、誰が他の子ども達をケアするか」といった役割分担を明確にし、対応を統一することが重要です。また、影響を受ける他の子ども達の不安や不満にも目を向け、ケアを行う必要があります。対応が困難な場面ほど、ファミリーホーム内だけで抱え込まず、児童相談所や里親支援センター等と連携し、チームとして子どもを支える視点を持って対応を検討することが望まれます。

委託（措置）後に考えられる
リスクと求められる支援体制

ファミリーホームの約束やルールの確認（P18 図内 ポイント3）

就学前、小学生、中学生、高校生と年齢によって日常生活のスケジュールは変わってきます。子どもにそれぞれのスケジュールの確認が必要です。また、食事、お風呂、ゲーム、スマートフォンの扱い等のルールは各ファミリーホームにおいて様々です。既にファミリーホームで暮らしている子どもと共有している約束やルールをそのまま守ってもらうことが通常取られることとなっていますが、年齢や子どもの心身の発達の状況も考え、話し合ったり、これまでの約束やルールを見直したり、その子に合わせた対応が求められます。迷うことがあれば、児童相談所や里親支援センター等の支援者と一緒に検討していくことが必要です。

支援体制の構築（P18 図内 ポイント3、8）

委託後の生活が始まってからの最初の時期は、その後の養育関係の安定を左右する極めて重要

な期間です。まずは、どのような頻度で児童相談所や支援機関と状況を共有するかをしっかりと確認し、些細なことでも相談できる体制を作っておくことが必要です。委託当初に特に問題なく、子どもが他の子ども達とも楽しく過ごせていると養育者が感じたとしても、子どもの状況に合わせた養育についてチームで考えることが客観性を与え、より適切な養育を検討するために必要となります。生活の約束やルールが守れない場合は、約束やルールをめぐってのかかわり方や、何かしらの行動上の問題や生活のルールが子どもにとって適当なのか等を児童相談所や里親支援センター等の支援者と共有し、かかわりについて振り返り考えていくことが求められます。

4-1-6. 入所当初に地域小規模児童養護施設が検討すべき事項

調査を通して、地域小規模児童養護施設の養育不調による措置解除のプロセス図は、①中高生で入所して、それまでの生活と施設での生活とのギャップが大きくなってニーズのずれが生じ、なし崩し的に家庭復帰していくパターンと、②もともと知的障害や発達障害を抱えている子どもが幼少期に入所し、思春期になって衝動性が高まっていくなかで激しい暴力や性加害等のトラブルが起きて、本人の特性にあった施設へ措置変更していくという2つのパターンに分けられました。

それまでの生活スタイルに思いをはせる

中高生で措置される子どもの多くは、入所前に既に自分の生活スタイルを確立しています。インターネット依存による昼夜逆転の生活等、不健康ではありながら本人なりには安定した生活を送っており、その生活スタイルを大きく変えて、地域小規模児童養護施設での生活のルールに従い、集団生活に適應することは簡単ではありません。そのような状況に関わらず、多くの子どもは、入所当初、職員や他の子どもとの関係も良好に見え、落ち着いた様子を見せます。しかし、それは過剰に適應しているだけで、しばらくすると、それまでの生活スタイルと地域小規模児童養護施設での生活スタイルとのギャップが広がり、周囲との軋轢が生じ、子どもと職員のストレスが日に日に大きくなっていきます。

その際、職員は子どもがそのような生活を送るしかなかった家庭環境や成育歴に思いをはせる必要があります。集団で生活している児童養護施設、特に本体施設では、個々の子どもに合わせて施設のルールや生活スケジュールを変更することは簡単ではありません。しかし、地域小規模児童養護施設であれば、子どもの本来のニーズをくみ取りながら、ルールの変更等も検討できるかもしれません。その際にも施設全体の理念やルールの意味を職員がしっかりと理解していることが重要で、職員の共通理解のもとで子どもの生活スタイルを調整していくことが大切です。

委託（措置）後に考えられる
リスクと求められる支援体制

幼少期にアタッチメントを安定させる

今回の調査では、小学校入学前に入所して思春期以降に措置解除に至る子どもは、知的障害や発達障害等を抱えていることも少なくありませんでした。さらに、実親が重度の精神疾患を抱えていたり、服役していたりと過酷な家庭環境を背負っており、早期の家庭復帰が難しいことも多く、より家庭的な環境での養育を体験するために地域小規模児童養護施設に措置されていました。

そのような子どもは入所当初から発達の遅れがみられ、不安や緊張が高いこともあり、施設での生活のなかで様々なトラブルも生じます。しかし、子どもが不安を感じ困っているときこそ、職員と子どもの間に安定したアタッチメントを構築する機会でもあります。子どもと職員の人数が少ない地域小規模児童養護施設では、同じ職員が継続的に子どもに対応しやすく、子どもに寄り添い安心感を提供することで、子どもにとって安定したアタッチメント対象になることができると考えられます。

4-2. 委託（措置）中に求められる対応や支援

4-2-1. 総論

委託（措置）期間中の目標は、一時的な安定にとどまらず、子どもが抱えた傷からの「回復」と、未来に向けた「成長」の両方を可能にする養育環境を、持続的に提供し続けることです。これは、安定的な養育関係と支援体制を継続することが最も重要であることを示しています。

「回復」とは、子どもがそれまでの生活で経験した虐待等の逆境的体験によって生じたアタッチメントの課題やトラウマ等の心の傷から、段階的に癒され、立ち直るプロセスを指します。養育者との関係を通じて、「自分は大切にされている」「ここにいて安全だ」という感覚を確立し安心感を取り戻す、過去の体験によって引き起こされていた過度な不安、怒り、無力感等の不安定な情動が鎮静化し、自分自身の感情をコントロールする力を取り戻すようになることです。回復は、ただ対応に苦慮する行動がなくなるのではなく、養育者との安定した関係の中で、子ども自身の内面に安心感が育まれる過程です。

「成長」とは、子どもの年齢や発達段階に応じた課題を着実に達成し、社会の中で生きていくための能力や資質を育むことを意味します。例えば、基本的な生活習慣や社会生活に必要なスキルを習得していくこと、他者とのコミュニケーションや、共感性、他者の意図を理解する力を身につけ、健全な対人関係を構築できるようになること、興味のあることに挑戦し、将来の進路や職業選択に向けた基盤となる学力や強みとなる能力を培っていくことです。回復によって心の基盤が安定することで、子どもは初めてエネルギーを「成長」に振り向けることができるようになります。

これを可能にするためには、「回復と成長を積み重ねることができる養育環境を持続していくこと」が不可欠です。そのために養育者と支援者は委託（措置）当初の見立てを維持していくのではなく、子どもは常に変化していく存在であることを念頭にアセスメントをし続けていくことが大切です。定期的なアセスメントを通じて、課題に早期に対応することで、安定した養育の質を維持し続けることができます。回復と成長は直線的に進むプロセスではなく、停滞や後退があっても、支援チーム全体でその環境を支え続けることが、子どもの一番の安心につながります。

委託（措置）中の目標

- ・子どもが安心して回復や成長を積み重ねることができる養育環境を持続していくこと。

4-2-2. 児童相談所に求められる委託中に必要な支援

試し行動や、実子への支援についての具体的な留意事項については、「委託中におけるフォスティング機関および里親支援センターの支援上のポイント」(P59)を併せてお読みください。

里親に子どもの養育に専念してもらうために (P12 図内 ポイント 3、4)

委託経過中、里親家庭には様々なことが起きえます。そうした中で、里親に子どもの養育にフォーカスしてもらえるような環境づくりが必要となります。つまり、里親に子どもの養育に専念してもらうために、子どもの養育以外の事柄については、里親が思い悩む必要がないくらいサポートすることが理想的です。

例えば、子どもの住民票や銀行での口座開設等、煩雑な手続きや余計な手間がかかるものについては、児童相談所かフォスティング機関・里親支援センターが同行、もしくは事前に一報入れる等の工夫ができます。

里親自身の親の介護や里親の家族の入院、実子の習い事の送り迎え等、里親家族の個別事情については、これまで里親家族のプライベートな問題として語られることが多く、それをサポートしていくことの重要性についてはあまり触れられてきませんでした。しかしながら、そのような状況が重なると、里親が委託された子どもの養育に専念できないだけでなく、子どもの養育が大きな負担となって里親にのしかかります。

このような場合に、例えば、里親の親の介護や里親の家族の入院については、里親を支援する機関が必要なサービスと連携することで里親の負担を軽減できます。里親に子どもの養育に重点を置く生活を送ってもらうための環境づくりは重要であり、周囲の環境調整によって里親の時間的な制約や精神的な負担を解消し、里親養育を継続できるよう働きかけることが大切です。

中高生への支援 (P12 図内 ポイント 3、4)

今回の調査では、委託された中高生への資源の少なさが示されました。幼少期であれば、療育や子育てサービス、小学生であれば放課後児童クラブや放課後等デイサービス等がありますが、中高生になると、利用できるサービスが減少します。部活動に所属しない子どもや不登校の状態になる子ども等、日中もずっと里親家庭やファミリーホームにいて、子どもも里親・ファミリーホームの養育者も精神的に疲弊することが考えられます。特に中高生になってから委託が開始された場合には、その状況は短期間で出現すると考えられるため、子どもと里親・ファミリーホーム養育者もお互いに一息つける居場所等の場が必要となります。一般的に、中高生が利用できる資源が少ないことを考えると、地域での社会活動、人と出会えるような場や居場所、塾を含めた習い事等、中高生が活用で

きる資源はもっと必要であると考えられます。本人の興味や関心のあることをどのように引き出すかを里親らと一緒に考えておくこと、また地域にどのようなコミュニティがあるか市や里親・ファミリーホーム養育者同士のネットワークで情報収集しておくこと、そして、子ども自身が同年代の仲間に入りにくい状況をどのように間接的にサポートするか等をあらかじめ考えておくこと等もとても重要ポイントになります。

発達特性等の理解を促す研修の工夫

里親には、社会的養護や子どもの発達特性に関する知識も必要です。子どもの委託前にそうした情報のすり合わせを行うことは大切なことです。また、子どもの理解については、里親に登録する前の段階で、個別面談や研修で里親により子どもの発達に関する理解を深めておいてもらうことが期待されます。

しかし、それだけでなく、里親登録後、もしくは委託直前、または委託中に、児童相談所職員からの情報共有だけでなく、委託される（されている）子どもの状況、特性等に合わせた研修を受けられることが有効です。研修等で事前に学んだとしても、すぐに実践しないと、人間は忘れてしまうものです。実際に委託される（されている）子どものことは、すぐに身につけ実践に活かせる可能性が高くなります。必ずしも対面研修である必要はなく、オンデマンド型のオンライン研修を用意しておく、場合によっては対面での個別研修を行う、等さまざまなやり方の工夫が考えられます。

その他のサポート（PI2 図内 ポイント3、4）

委託当初だけでなく、委託経過中も、アセスメントを重ねていくことは重要なポイントになります。アセスメントはかかわりがある限り継続して行っていくこと、何度も見直し、その時々のアセスメントによって支援目標や支援内容を軌道修正していくことが大切です。

また、今回の調査においても、従来から指摘されている、里親やファミリーホームの養育者等に寄り添うような伴走型支援が重要であることが明確になりました。

もちろん、委託されている子どもについて、里親家庭をサポートしてもらえよう、保育園や、学校、里親会等地域にあるさまざまな機関とのつながりは必須です。里親に委託されている子どもが直接かかわる資源との連携は欠かせないものとなります。

ファミリーホームは、行動面や情緒面で配慮を要する子どもが多く委託されています。そうした養育環境を鑑みると、ファミリーホームとファミリーホームにいる子どもにも当然支援が必要であり、地域の状況によっては、児童相談所、フォスティング機関や里親支援センター等が積極的にサポートすることが重要です。

4-2-3. 委託中におけるフォスティング機関および

里親支援センターの支援上のポイント

諸手続きのサポート、必要な情報の提供 (P14 図内 ポイント 3、4)

子どもを迎える里親・ファミリーホームの養育者は、さまざまな手続きを行う必要があります。例えば、住民票等の移動(転出・転入・転居に関する届出や世帯主変更届等)、小中学校の転入手続、保育所を利用する場合の契約手続等が挙げられます。また、子どものケアにおいて病院を受診する際や、眼鏡を作成する際にも手続きが必要となります。こうした子どものケアに関する諸手続きについて、必要な情報を提供するとともに、手続きのサポートを行うことが求められます。

里親がケアを行う上での支援 (P14 図内 ポイント 3、4)

子どものケアを行う上で、里親・ファミリーホームの養育者が直面する困難として、第一に生活習慣の違いが挙げられます。虐待やネグレクトの経験をもつ子どもの一般的な心理的課題として、他者への基本的信頼感や安心感が十分に形成されていないこと、乳幼児期における安定したアタッチメントが未形成または不安定であること、感情の調整が難しいこと、衝動的な行動や過度な警戒心を示すこと、対人関係において過剰に距離を取る、あるいは過度に密着しようとする傾向がみられること等が挙げられます。さらに、心的外傷体験を抱えている場合も多く、それらを安心して表出し、癒すことのできる場が家庭内に十分に確保されていなかったことも少なくありません。

里親・ファミリーホームの養育者は、自身の家庭において委託された子どものケアを行い、親密な相互作用を通して安定したアタッチメント形成を支え、基本的信頼感を育てていきます。更に、年齢相応の発達段階に応じた能力の獲得を支援していくことが求められます。この過程はいわゆる「育ちなおし」と呼ばれ、家庭養護の重要な役割とされています。

一方で、子どもはこれまでの生活の中で形成された行動パターンや他者に対する表象モデルを有していると考えられます。また、里親家庭にも独自の生活習慣があるため、そのすり合わせが必要になります。子どもは里親家庭に適応するまでの過程でさまざまな行動を示すことがあり、里親・ファミリーホームの養育者が子どもへの声かけや伝え方等に困難を感じる要因となっています。

とくに被虐待経験をもつ子どもは大人への信頼感を失っていることも多く、「本当に受け入れてもらえるのか」「また見捨てられるのではないか」といった不安を抱えています。そのため、「試し行動」として、里親が困るような行動、例えば大声を出す、暴れる、物を壊すといった行動を示す場合があります。これらは多くの場合、主要なケア提供者である里親らに向けられます。

今回の調査でも、里親は、子どもが自分の部屋の片づけをしない、頻回に学校を休む、里親や家族に暴力や無理難題を言う、必要性を理解しているにも関わらず家庭内のルールを守らないといっ

た行動に悩んでいました。フォスタリング機関や里親支援センターの職員は、こうした日常の子どもへの行動を理解しがたい等の「しんどさ」に丁寧に耳を傾けることが求められます。

試し行動の時期は里親らにとっても非常に負担が大きいため、「子どもにかかわるのがつらい」「かわいと思えない」「もう無理かもしれない」といった、なかなか児童相談所には打ち明けられないような心情を受け止める必要があります。その上で、里親自身が子どものどのような行動に戸惑っているのか、どのようなことで孤立や責任を感じる等して困っているのか、今後は、里親とフォスタリング機関や里親支援センターとともに、どのように対応していけるのかについて、具体的な提案を行うことが求められます。

また、子どもが様々な行動を示していることの意味や、里親がそれに対応しようと努力している点を肯定的に丁寧に伝え、里親が孤立感や無力感を抱かないように支え、前向きにかかわれるよう後押しすることが重要です。里親自身が被害感や行き詰まりを感じている場合もあるため、誠実に時間をかけて気持ちを聴き取り、子ども自身が「大切にされている」と実感できるかがわかりが求められます。

レスパイトケアについては、精神的な余裕をもって子どもと向き合うとの観点から、いずれの里親も利用できることが望ましいにもかかわらず、責任感から利用をためらう里親も少なくありません。そのため、委託前から支援や休息を求めることの重要性を伝えるとともに、レスパイトの趣旨や期間、過ごし方等について子どもへの説明を行い、不安や誤解を生じさせないように十分に配慮したうえで、積極的な利用を促す声かけを行う必要があります。

さらに、委託後の支援では、認定時のアセスメントやマッチング時のアセスメントにおいて、里親が「里親になって、子どもを養育すること」をどれほど具体的にイメージできていたか、家庭内の関係性や役割分担、家族成員同士のかかわり方、成育歴等を十分に把握できていたかが問われます。

加えて、フォスタリング機関がマッチングや交流に関わっていなかった事例では、委託初期に家庭訪問ができず、初期状況を把握できなかったことが支援上の課題となっていました。このような場合、児童相談所との連携が一層重要となります。

実子への心配りや支援（[PI4 図内 ポイント3、4](#)）

委託が始まると、里親家庭の生活は大きく変化します。生活習慣の違いが顕在化し、実子が委託児童の行動に悩む場面も少なくありません。フォスタリング機関や里親支援センターの職員は、必要に応じて実子や同居家族ともそれぞれに個別面談を行い、子どもが委託されたことで感じている良かったと思うことやプラスに感じる点等に加えて、難しさやモヤモヤとする気持ち、どうすればよいのか分からないこと等を丁寧に聴き取ることが重要です。

まずは、こうした実子の気持ちや意向について、実子のプライバシーに配慮しながら里親や関係機関と共有し、家庭内での理解や調整につなげていきます。その上で、必要に応じて具体的な支援について検討し、実子が安心して生活できる環境を整えることが求められます。

4-2-4. 里親への委託中に求められる対応と理解

子どもの振る舞いや行動の背景的要因を考えること (P16 図内 ポイント4)

里親は、生活の中で、一見すると子どものわがままな行動や、大人にとって感じの良いふるまいが増える等、委託前の想定と異なるふるまいにしばしば出会います。これらの行動やふるまいの背景を考えていくことが重要です。里親がいつどこで、どんな声かけをして、子どもはどう反応して自分や家族はどう感じたのか、また、一緒にいたその他の人や子どもはどう受け止めたかを短いメモや日記に残し、定期的に支援者と共有して見立てを更新していくことが求められます。

子どもの回復に必要なこと (P16 図内 ポイント4)

回復に向けた対応では、子どもにとって生活が安全で予測できるものと感じられるように環境を整えていきます。起床・食事・学習・就寝等の日課常生活のルーティーンを子どもの心身の発達に合わせ、できる範囲で一定に保ち、約束は明確にします。その際、里親は支援的に応答し、子どもが家庭内で作り上げてきた習慣や約束を守れるよう働きかけます。子どもの不安や怒りを「できごと・気持ち・望み」の順に言葉を添えて受け止め、深呼吸や短時間のクールダウン、安心できる居場所等気持ちを整える方法を子どもと一緒に用意します。行動上の問題については罰ではなく約束やルールを強調しつつ、安心感についても配慮を行い、その具体的ななかかわり方についてはチームで検討を重ねていきます。子どもの情緒的な揺れが強い時期は、支援者と具体的ななかかわりについて検討し、短期の支援プラン（児童相談所や支援機関〔里親支援センター・フォスタリング機関〕による養育支援・子どものカウンセリングのための訪問・学校生活における課題への対応についての連携・医療相談の要否等）について検討し、養育負担を里親だけで抱え込まない体制を保つため、里親は積極的に支援者とコミュニケーションを取ることが望まれます。

子どもの成長に必要なこと (P16 図内 ポイント4)

成長に向けた対応では、子どもの年齢・発達に応じて目標を具体化し、達成への手がかりを具体的に示していきます。身支度や時間管理等の生活スキルや学習や安定した通学の見通しに加え、挨拶や相手への依頼、上手な断り方といった他者と関わるためのスキルについても小さな段階に分け、うまくいった点を言葉にして成功体験を積み重ねていきます。子どもが興味や関心を示す遊び、部活動、お祭り等地域の活動を取り入れ、「楽しみ」や「得意なこと」を増やすことは、学びや進路の意欲につながります。回復によりできる感覚が育まれてくると、目標に向けてエネルギーを振り向けやすくなります。

子どもの回復と成長を実現するためのチーム養育（PI6 図内 ポイント4、7）

これらを支えるのが「チーム養育」や「支援ネットワーク体制」による継続的なアセスメントと対応の検討です。里親の日々の記録やメモから見えてきた子どものニーズのサインを整理し、「子どもの理解→かかわり→子どもの変化を見て見直し」を繰り返します。うまくいかないことがあっても、見立てを更新し続けること自体が、チームによって里親家庭とともに養育に責任を持つこととなり、それらがもたらす安心感と養育への自信が養育不調を未然に防ぎ、回復から成長への移行を後押しします。「安全で予測可能な日常」×「気持ちの言語化と情動調整」×「小さく達成できる成長目標」×「チームでの見立ての更新」が揃い、お互いに相乗効果があるほど、子どもの安心感と安全感は増し、回復と成長が積み重ねられます。里親と支援者が同じ目標を見て、考え続け、かかわり続けることが、子どもの健全な心身の成長を育みます。

4-2-5. ファミリーホームへの委託中に求められる対応と理解

子どもの振る舞いや行動の背景的要因を考えること（P18 図内 ポイント3）

生活の中で、子どもが養育者にべったりかかわりを求めること、わがままな行動、大人にとって感じの悪いふるまいが増える等、委託前の想定と異なるふるまいにしばしば出会います。これらの行動やふるまいの背景を考えていくことが重要です。養育者がいつ、どこで、どんな声かけをして、子どもはどう反応して、自分やその他の養育者はどう感じたのか、一緒にいたその他の人や子どもはどう受け止めたかを記録に残し、定期的に支援者と共有して見立てを更新していくことが求められます。

子どもの回復に必要なこと（P18 図内 ポイント3）

回復に向けた対応では、ファミリーホームの生活を子どもにとって安全で予測できるものと感じられるように環境を整えていきます。起床・食事・学習・就寝等の日課を子どもの心身の発達に合わせ、できる範囲で一定に保ち、約束は明確にします。その際、養育者は子どもが家庭内で作り上げてきた習慣や約束を守れるよう支援的に応答し、子どもが約束やルールを守れるよう働きかけます。養育者が変わってもそのような応答の一貫性が保たれるようにします。子どもの不安や怒りが表出される場面では、「できごと・気持ち・望み」の順に言葉を添えて受け止め、深呼吸や短時間のクールダウン、安心のできる居場所等気持ちを整える方法を子どもと一緒に用意します。暴言や暴力等生活の中で許されない行動については、罰ではなく約束やルールを強調しつつ、安心感についても配慮を行い、その具体的なかかわり方についてはチームで検討を重ねていきます。子どもの情緒的な揺れが強い時期は、短期の支援プラン（児童相談所やフォスタリング機関の養育支援・子どものカウンセリングのための訪問・学校生活の問題への対応についての連携・医療相談の要否等を明確にしたもの）を立て運用します。複数の子どもが委託されている生活環境においては、一人の不安が他児に波及し、お互いに影響してトラブルになっていることもあります。当該児へのケアと並行して、周囲の子どもへも同じように、合わせてチームで検討し、対応が求められます。

子どもの成長に必要なこと（P18 図内 ポイント3）

成長に向けた対応では、子どもの年齢・発達に応じて目標を具体化し、達成への手がかりを具体的に示していきます。身支度や時間管理等の生活スキルや学習、安定した通学の見通しに加え、挨拶や相手への依頼、上手な断り方といった他者と関わるためのスキルについても小さな段階に分け、うまくいった点を言葉にして成功体験を積み重ねていきます。

子どもが興味や関心を示す遊び、部活動、お祭り等地域の活動を取り入れ、「楽しみ」や「得意なこと」を増やすことは、学びや進路の意欲につながります。特にファミリーホームでは委託されている子ども達に共通の楽しみや目標があることが、子ども同士の絆を作り、関係性の維持や改善に役立

ちます。回復によりできる感覚が育まれてくると、楽しみや目標に向けてエネルギーを振り向けやすくなります。

子どもの回復と成長を実現するためのチーム養育（[P18 図内 ポイント3](#)）

これらを支えるのが「チーム養育」や「支援ネットワーク体制」による継続的なアセスメントと対応の検討です。日々の記録から見えてきた子どものニーズのサインを整理し、「子どもの理解→かかわり→子どもの変化を見て見直し」を繰り返します。うまくいかないことがあっても、見立てを更新し続けること自体が、チームがファミリーホームとともに養育に責任を持つこととなり、それらがもたらす安心感と養育への自信が養育不調を未然に防ぎ、回復から成長への移行を後押しします。「安全で予測可能な日常」×「気持ちの言語化と情動調整」×「小さく達成できる成長目標」×「チームでの見立ての更新」が揃い、お互いに相乗効果があるほど、子どもの安心感と安全感は増し、回復と成長が積み重ねられます。ファミリーホームと支援者が同じ目標を見て、考え続け、かかわり続けることが、子どもの健全な心身の成長を育みます。

4-2-6. 地域小規模児童養護施設における

日々の生活の積み重ねと他機関との連携

安定した日常生活の積み重ね

総論にあるように子どもの傷ついた心の回復には「自分が大切にされている」という感覚を抱き、「ここにいて安全だ」という安心感を確立することが必要です。そのために施設職員にできることは、健康的で予測可能な日常生活を丁寧に積み重ねていくことです。それは簡単ではありません。そのような生活や人間関係の経験が乏しい子どもはそのような安心した関係をどこか信じられずに破壊しようとするすることがあり、それが「試し行動」と言われることもあります。地域小規模児童養護施設の利点は、そのような行動を複数の職員で協力して受け止められることです。職員がバラバラに対応しては、子どもも安心できません。子どもに関する情報とケアの目的を職員同士できちんと共有し、足並みを揃えた対応を継続することが大切です。

また、複数の子どもが生活していることも地域小規模児童養護施設の特徴で、それが子どもの回復に役立つこともあります。詳しいことはわからなくても、おそらくは自分と同じような過酷な状況で育ってきた子ども達が安定した生活を送っている姿を見ることは、新たに入所した子どもにとって健康的なモデルになります。

どんな職員であれ、過酷な成育歴を抱えた子ども達の気持ちを完全に理解するということは難しいかもしれません。その際に、子どもが「この職員は自分のことをわかろうとしてくれている」という気持ちを持てることが大切です。どのような状況でも子どもを理解しようと考え続けることが、安定したアタッチメントの構築にも役立ちます。

本体施設や他機関と連携して対応する

中高生で入所してから短期間で措置解除になっていく子どもは、無断外出や無断外泊、激しい暴力や暴言、自傷行為や自殺企図等、職員が対応に苦慮する行動が現れことも少なくありません。それらは、子どもがそれまでの生活で経験した虐待等の逆境的体験によって抱えた心の傷が顕在化されていると考えられ、このような状態のときに子どもの気持ちや価値観を受け止めて大切にし、施設側の価値観とすり合わせるような対応をすることで、子どもは安全感や安心感を取り戻すことができます。

しかし、入所してからの日が浅いため、職員と子どもとの信頼関係が構築できていないことも多く、地域小規模児童養護施設の職員だけでは子どもを抱えることは簡単ではありません。そこで大切になるのが、施設内のバックアップです。地域小規模児童養護施設の職員だけで対応しきれないとき

に、施設内の本体施設等からサポートを受けられるシステムを整えておく必要があります。

さらに児童相談所をはじめ、医療機関、教育機関等の他機関としっかりと連携をとって対応にあたることも重要になります。地域小規模児童養護施設だけで抱え込まずに、様々な支援に開かれることは、子どもにとっても職員にとっても安全な環境を構築することに役立ちます。

4-3. 養育不調が起きたときの対応

4-3-1. 総論

社会的養護において「養育不調」は、養育者や子どもの努力不足ではなく、「養育環境と支援体制」の構造的な問題を示す重要なサインとして捉えるべきです。養育不調の兆候を察知した際の目標は、これを持続的な養育の質を高める機会と捉え、チーム全体で速やかに対応を講じることです。また、この養育不調のサインを有効に扱うためには、「3-1.アセスメント」から「4-1.委託（措置）当初の対応」までの間でチームでの連携の基盤が築けていたかが最も重要になります。

チーム養育の中で養育不調を認識した場合、できるだけ早くチームの全ての関係者間でその情報を正確に共有することが第一歩です。この初期段階では、養育不調の原因を追及するのではなく、現状の危機レベルと共有すべき懸念事項を明確にします。チーム全体で「このままでは養育が継続困難になる可能性がある」という危機意識を統一し、問題を個人や家庭の問題として捉えるのではなく、チーム全体の課題として認識することが重要です。

共有された養育不調のサインに基づき、速やかに「再アセスメント」を実施します。これは、委託（措置）当初のアセスメントを見直すだけでなく、現時点での子どもと養育者の状況を再評価するプロセスです。①子ども：過去のトラウマや発達段階により、当初予期しなかった新たなニーズが生じていないか。②養育者：養育者のストレスレベル、家族等生活を共にする人同士の協調性、物理的・時間的リソースが現状のニーズに対応できているか。③支援体制の機能不全：支援頻度、支援内容、情報伝達の経路等、チームの支援が効果的に機能しているか。この再アセスメントの結果に基づき、新たなニーズが生じていれば新たに支援を加える、養育者が対応できていない場合は対応できるような調整が必要になります。

この一連の対応を通じて、養育不調を「失敗」ではなく「養育環境と支援体制の見直しを行うサイン」として建設的に捉えることで、養育者と支援チームとの間の信頼関係を強固なものに再構築します。しかし、これを可能にするためには、委託（措置）前から委託（措置）当初に至るまでの間で、チーム内の関係作りが必要不可欠です。関係が出来上がっているからこそ迅速かつ適切な対応を可能にし、「困難な時にこそ支えてもらえる」という養育者の安心感を高め、結果的に「順調にいかなくてもリカバーできる」基盤を強めます。

養育不調に気付いたときの対応の目標

- ・チーム全体で養育不調を「養育環境と支援体制の見直しを行うサイン」として捉え、持続的な養育のために各所で最善を尽くし再アセスメントと調整を行うこと。
- ・できるだけ早く共有し、対応をチームで共に考える。

4-3-2. 児童相談所が養育不調に気づく重要性

児童相談所職員が、養育不調に気付いた場合には、子どもや里親・ファミリーホームへの対応に少しの時間的猶予が生まれるが、児童相談所職員が事態に全く気付かず、里親からの訴えがあつて知った場合には、既に支援を行うには時が遅く、訴えがそのまま措置解除の要求となってしまう状況が多々ありました。

児童相談所は、里親家庭にいろいろな提案をしますが、里親家庭は、委託された子どもとはこれ以上は一緒にいられないと既に決めていました。こうした事態を回避するために、児童相談所職員の気づきによって養育不調のリスクを予想できれば、時間的な猶予が生まれ、支援の検討や必要な対応を準備することもできます。児童相談所だけでなく、フォスタリング機関や里親支援センター等の機関とも連携し、実際に子どもに会い、里親家庭・ファミリーホームと子どもの状況をアセスメントし、養育不調の兆しに少しでも早く気付くことが重要です。気づいた時点で、できる限り早く、フォスタリング機関・里親支援センターを含めたチームで再アセスメントと調整を行っていくことが大切になります。

4-3-3. 養育不調が起きた際のフォスタリング機関および

里親支援センターの支援上のポイント

(P14 図内 ポイント4)

丁寧な準備や継続的な支援を行っていても、里親家庭・ファミリーホームではさまざまな出来事が起こり得ます。また、委託前のアセスメントでは明らかでなかった里親自身の課題が、養育開始後に浮上することもあります。今回の調査でも、委託前には予想できなかった要因によって養育が困難となる事例がみられました。また、調査では、子どもの言動や里親に向けられる態度、学校でのトラブル等により、里親・ファミリーホームの養育者が子どもの養育について負担感を強め、不適切な養育に至る事例も確認されました。

フォスタリング機関や里親支援センターは、定期的な家庭訪問を通してモニタリングとアセスメントを行い、養育環境や家族関係の変化を早期に把握する必要があります。その際、困りごとや負担感を「問題」として指摘するのではなく、養育の過程で誰にでも生じ得ることとして位置づけ、里親・ファミリーホームの養育者が安心して率直な思いを話せるような関係づくりが重要です。

また、日頃から「最近大変だと感じることはないか」「少し気になっていることはないか」等の問いかけを行い、小さな変化や違和感の段階で相談につながるよう働きかけていきます。

さらに、養育者の状況やニーズに応じて、子どもの特性や行動理解に関する助言、学校との連携に関する情報提供、医療機関・発達支援機関・心理相談等の専門機関の活用、レスパイトケアや家事支援といった社会資源の利用につなげていくことが求められます。

養育不調が生じた場合には、状況を確認し次第、里親支援センターと児童相談所が速やかに情報を共有し、それぞれの役割に基づいて連携しながら対応していくことが重要です。

委託（措置）後に考えられる
リスクと求められる支援体制

4-3-4. 里親家庭における養育不調が起きた時に行う対応

児童相談所や支援機関（里親支援センター・フォスティング機関）に伝えること

（[PI6 図内 ポイント5、6、7](#)）

養育の困難さや委託児童との関係悪化については、できるだけ早い段階で児童相談所やフォスティング機関に伝達することが求められます。養育不調は、再アセスメントが必要であることのサインであり、里親にのみ責任があるわけではありません。この情報をチームで共有し、対応の検討を始めることが、問題の悪化を防ぐために最も望まれます。

養育不調の要因となる事象の分析と対応の確認（[PI6 図内 ポイント5、6、7](#)）

養育不調の要因となる事象は極めて多様です。委託されている子どもの行動上の問題一つをとっても、発達・精神的な課題、成育歴、実親との関係性が複合的に影響します。更に、里親との関係や、家庭内で共に暮らす子ども達との相互作用も影響を及ぼします。また、家庭内にとどまらず、学校、クラブ活動等での不振や行き詰まりがきっかけとなって行動化を誘発することもあります。したがって、行動上の問題が生起するパターンを正確にとらえ、チーム全体でその背景にある要因と対応を検討していくことが不可欠です。

支援機関からの支援を受け入れること（[PI6 図内 ポイント5、6、7](#)）

状況によっては、委託されている子どもに対し児童相談所の医師による診察や医学的なアドバイス、児童心理司による心理教育や心理療法（カウンセリング、プレイセラピー等）といった専門的な支援が必要な場合もあります。また、養育相談を併せて行っていくことが求められます。支援を受け入れる際、里親は「これまでの養育が間違っていたのではないか」と感じることもあるかもしれません。しかし、里親養育は誰にとっても非常に難しいものです。その負の感情を超えて、支援者をチームの一員として受け入れ、一緒に養育について考え、新たな視点を取り入れていくことが、子どもにとっても養育者にとっても望まれます。

日々のかかわりの具体化とチームでの統合的な実践（[PI6 図内 ポイント5、6、7](#)）

チームで養育不調の要因を分析し、対応策を話し合った後は、それを具体的な行動に移す段階となります。子どもの養育環境を改善していくために最も重要となるのは、日々の生活の中で子どもを支える里親の役割です。その対応を進めるにあたっては、里親自身の視点だけでなく、委託された子どもや既に家庭で暮らしている他の子ども達、そして学校等の関係者を含めた全ての人の視点を統合しなければなりません。チームの一員として、里親が委託されている子どもに対して、「何のために」「具体的にどのようなかかわり方をするか」を明確にし、周囲と連携しながら日々の養育を積み重ねていくことが求められます。

振り返りに基づく新たな理解とかかわりの修正 (P16 図内 ポイント5、6、7)

具体的な対応策を実行に移した後は、チームの中で「実際に行ってみてどうだったか」を振り返ることが不可欠です。この振り返りでは、子どもの心の変化や気持ち、そして里親自身の感情についても深く見つめ直す必要があります。この「振り返り」をチームに共有するプロセスを通じて、子どもへの理解を深め、かかわりを修正し、より適切な支援につなげていくことが求められます。

4-3-5. ファミリーホームにおける養育不調が起きた時に行う対応

児童相談所や支援機関（里親支援センター・フォスティング機関）に伝えること

[\(P18 図内 ポイント4、5、6、7、8\)](#)

養育の困難さや委託児童との関係悪化については、できるだけ早い段階で児童相談所や支援機関に伝達することが求められます。養育不調は、再アセスメントが必要であることのサインであり、養育者にのみ責任があるわけではありません。この情報をチームで共有し、対応の検討を始めることが、問題の悪化を防ぐために最も望まれます。

自傷他害の可能性のある行動上の問題への対応について [\(P18 図内 ポイント4\)](#)

ファミリーホームにおける複数の子ども達が一緒に暮らす生活では、子どもの行動上の問題がエスカレートし、他児への暴力や威嚇、危険が予測される家出といった緊急事態に発展することがあります。特に自傷他害等、子ども達の安全が脅かされる状況や、養育者だけでは制止できない事態に対しては、警察等の外部機関と連携し、物理的な安全を確保することが最優先されます。事態が収束した後は、児童相談所と速やかに連携し、一時保護の要否を含めた今後の方向性を検討するとともに、恐怖を感じた他児や、対応した養育者の心のケアをチーム全体で行う必要があります。いざという時に冷静に動けるよう、具体的な対応を事前にシミュレーションしておくことが不可欠です。

養育不調の要因となる事象の分析と対応の確認 [\(P18 図内 ポイント4、5、6、7、8\)](#)

養育不調の要因となる事象は極めて多様です。委託されている子どもの対応に苦慮する行動一つをとっても、委託時には把握されていなかった愛着障害・発達障害傾向が顕在化することもあります。また、心身の発達の遅れ、成育歴、実親との関係性が複合的に影響します。更に、養育者との関係や、ファミリーホーム内で共に暮らす子ども達との相互作用も影響を及ぼします。ファミリーホームでは特に他児との関係性や家庭内における力動が大きく影響します。何かしらの症状や生活上の課題となる行動を示す子どもが複数いる場合、子ども同士のかかわりが刺激となり、互いの課題が連鎖していくことがあり、トラブルにならないよう個別の丁寧な支援が必要になる場合があります。また、ファミリーホーム内にとどまらず、学校、クラブ活動、その他の社会的な人間関係がファミリーホーム内での不安定な行動を誘発することもあります。したがって、そうした行動が生起するパターンを正確にとらえ、その行動の背景にある要因をチーム養育体制の中で丁寧に分析し、対応を検討していくことが不可欠です。

養育者や子どもへの支援を積極的に入れていくこと（P18 図内 ポイント4、5、6、7、8）

日々の生活に配慮の必要な子どもが複数いる場合もあり、ファミリーホームでの養育は、より高い専門性や配慮が求められるものです。関係機関の支援者を「共に子どもを支えるチームの一員」として受け入れ、一緒に養育について考え、新たな視点を取り入れていくことが、子どもにとっても養育者自身にとっても必要となります。児童相談所の医師による診察や医学的なアドバイス、児童心理司による心理教育や心理療法（カウンセリング、プレイセラピー等）といった専門的な支援が必要な場合もあります。また、養育相談を受けながら行っていくことが求められます。また、子どもに身体的な不調や疾患があり、継続的な通院や生活上の配慮が必要な場合、その負担は長期化すれば大きくなります。こうした負担についても、チームに共有し、移動支援やレスパイトケア等の社会資源を積極的に利用することで、少しでも養育者の負担を軽減し、安定した養育環境を維持することが求められます。

かかわりを具体化し、実践し、振り返る（P18 図内 ポイント4、5、6、7、8）

児童相談所や支援機関と養育不調の要因を分析し対応策を決定した後は、それを具体的な行動に移す段階となります。養育環境の改善において最も重要なのは、日々の生活を支える養育者の役割です。対応にあたっては、委託された子どもや既に暮らしている他の子ども達、関係機関等全ての視点を統合し、「何のために」「どうかかわるか」を明確にして日々の養育を積み重ねます。実行後は、必ずチーム内で「実際に行ってみてどうだったか」を振り返ることが不可欠です。子どもの心の変化や養育者自身の感情を深く見つめ直し、その気づきを共有することで、子どもへの理解を深め、かかわりを柔軟に修正しながら、より適切な支援へとつなげていくことが求められます。

4-3-6. 地域小規模児童養護施設での養育不調への対応とその予防

チームとして対応する（P20 図内 ポイント3）

地域小規模児童養護施設で養育不調が起きた場合、地域小規模児童養護施設の職員だけで抱え込まないことが重要です。児童養護施設では職員が組織として働いており、管理職やベテラン職員からのアドバイスを受けることもできます。また、施設内の事例検討会議等を通して複数の視点から子どもへの対応を考えることができます。さらに、心理職等の他職種からのコンサルテーションを受けることも役立つと思われます。そして、そのようなチームを、養育不調が起きてからつくるのではなく、日ごろから構築しておくことが大切で、それが養育不調の予防にもつながります。

実親との協力体制の構築（P20 図内 ポイント5）

中高生で入所した子どもが地域小規模児童養護施設での生活が苦しくなって限界を感じると、実親の家等への無断外泊を試みることがあります。その際に、実親が児童相談所や施設とのやりとりなしに子どもを受け入れてしまうと「なし崩しの家庭復帰」のような状況が生まれ、そのまま措置解除に至ってしまいます。

そのような事態を未然に防ぐためには、児童相談所と連携を図りながら、施設内の家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）と協力して、実親やその家族との関係を築いておくことが大切です。子どもが無断外泊をするようになってから実親らと協力することは簡単ではないため、そのような事態になる前から、その子どもの健全な成長を願う大人として、職員と実親らが協力できる関係になっておくことが重要です。

子どもの性加害の予防（P20 図内 ポイント3）

今回の調査では、幼少期に入所した子どもが思春期を迎え、性的関心や衝動性が高まる中で、性加害をしてしまうことも地域小規模児童養護施設における措置解除や措置変更の大きな要因となっていました。施設内で性加害をした場合は、被害児童と同じ施設で生活を送ることは難しく、1回の加害行為でも措置解除に至ってしまうこともあります。

そのため、施設内外での性加害を未然に防ぐことは、措置変更の予防のための大きなポイントになります。性加害はどの年齢でも、異性間でも、同性間でも起こるリスクがあり、その予防は簡単ではありません。しかし、被害児童の傷つきを防ぐためにも最大の努力が必要です。男女の体の成長の違いや、プライベートゾーン等について学ぶ性教育は幼少期からはじめる必要があります。そして、自分の体と心、他者の体と心を大切にすることや、他者と安全に関わる方法を具体的に学ぶ心理教育も重要です。また、生活環境の中で、子どもの様子が見えなくなるような死角を減らすこと、子どもの

些細な行動の変化に気づけるようにチームとして子どもの生活を支えることも、性加害の予防につながります。地域小規模児童養護施設での性加害の多くは職員が 1 人で勤務しているときなど、子どもに目が行き届かないときに発生します。そのため、1 人での勤務時間が減らせる勤務体制になるように工夫していく必要があります。

施設内での性加害の予防は、子どもの権利の保護の視点からもとても重要です。地域小規模児童養護施設の職員は、子どもが安全に生活できるように最大の注意を払う必要があります。

施設内の生活環境を変える (P20 図内 ポイント4)

幼少期には小さなトラブルを起こしても地域小規模児童養護施設で対応できていた子どもが成長して学童期になり、職員や他児童への暴言や暴力の激しさが増し、器物損壊や窃盗等が地域や学校で起こると、地域小規模児童養護施設で抱えることが難しくなってきます。少人数の大人で少人数の子どもを手厚くケアできることが地域小規模児童養護施設の長所ですが、不安定なアタッチメントを抱える子どもは、その濃密な人間関係に耐えられなくなり、自分をコントロールできずに行動が激しくなってしまふことがあります。

そのような状況で、子どもが生活する環境を多くの職員と子どもが生活している本体施設に移すことで、子どもが落ち着くこともあります。生活環境や子どもへの対応が変わることで、行き詰まってしまった職員との関係にも変化が生まれ、子どもの行動が安定するきっかけになります。また、本体施設には、心理職やファミリーソーシャルワーカー等ケアワーカー以外の多職種もいるため、子どもに対するアセスメントも多角的になり、その視点が職員と子どもの関係にゆとりを生み出します。施設内での移動のため、もとの地域小規模児童養護施設の職員とも連携して対応でき、子どもの見捨てられ不安が必要以上に高まることも予防できます。

このように、子どもの生活環境を地域小規模児童養護施設から同じ施設内の本体施設に変更できることは地域小規模児童養護施設のメリットであり、そのような視点をもっておくことも、養育不調の予防に役立つと考えられます。

5. 委託（措置）解除のときに求められる対応

5-1. 委託（措置）解除時の対応、子ども・養育者への説明

5-1-1. 総論

養育不調が共有されたらチーム内そして子どもとも話し合い、どうすべきか検討していきます。チームで手を尽くしても養育継続が難しいと判断された場合に初めて、委託（措置）解除の選択肢が出てきます。委託（措置）解除は、子どもにとって「また見捨てられた」と感じ再トラウマ化のリスクを伴います。そのため、委託（措置）解除時の最優先事項は、子どもがそのような否定的な自己イメージを持たないように努めることです。

まずは、子どもの性格や特性、養育者との関係性をふまえ、伝える時期を決めていくことが求められます。委託（措置）解除の理由について、曖昧にせず、しかし、子どもが傷つかない言葉を選び、前もって事実を伝えます。子どもの精神症状や子どもの自傷他害等行動上の問題の悪化、養育者の暴力等の緊急対応が求められる場合以外は、子どもに理由を説明し理解を求めます。また、委託（措置）解除に伴う生活の場の移行が、子どもにとって新たな傷とならないよう十分対応できる時間が必要です。事前に何も知らせず、当日に説明し、委託（措置）解除を行うことは、子どもの傷を深くすることにつながります。委託（措置）解除が決まった段階で、「いつ・だれが・どのように子どもに伝えるのか」支援者と養育者はよく話し合っ決めていくことが求められます。可能であれば、今後の見通し（次の候補となる養育環境、期間、関わる人）についても具体的に知らせることで、子どもが感じる不安や不確実性を軽減します。子どもが疑問や感情を表現できる場を提供し、その感情を受け止めることも、理解を促す上で重要です。

子どもに丁寧に説明を行った後、いよいよ委託（措置）解除を行います。関係が途切れてしまうこの時こそ、子どもの傷つきを受け止め、子どもが次の生活への希望を持てるよう最大の配慮が求められます。例えば、子どもがそれまで過ごした環境との情緒的な区切りをつけられるよう、養育者から感謝を伝える時間や、委託（措置）先での思い出の品を持っていくことを促す等、お別れのセレモニー的機会を設けることも有効です。子ども自身が価値のない存在ではないことを、養育者と支援者が一貫して伝え続ける必要があります。

委託（措置）先での養育継続ができなくなったとしても丁寧な終結をすることを通じて、子どもは委託（措置）解除をただ見捨てられる体験ではなく、「次の段階へ進む継続したプロセス」として認識できるようかわることが大切です。

委託（措置）解除時の目標

- ・子どもの傷つきを最小限に留め、「また捨てられた」という自己イメージを持たないように努める。
- ・子どもに委託（措置）解除の理由と見通しを説明し理解を促し、養育の終結や移行を丁寧に行う。

5-1-2. 委託解除の際に必要な児童相談所の支援

子どもの意向把握とチームによる委託解除の検討

養育不調が里親やファミリーホームの養育者から共有された際、児童相談所はまず子ども本人と丁寧に対話し、その思いや意見を聴き取って決定プロセスに反映させられるかを含めて検討する必要があります。子どもの意向を正確に把握した上で、養育者の状況や支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関等）の専門的見地を総合し、チーム全体で慎重に協議を重ね、児童相談所として委託解除について決定することが求められます。

丁寧な説明を行う（P12 図内 ポイント5）

委託解除時には、幼児であっても、中高生であっても、丁寧にわかりやすく子どもに状況を説明し、もちろん、里親にも丁寧に説明し、理解を求める姿勢が大切です。調査では、委託解除の当日に突然子どもに伝え、子どもがその日のうちに里親宅・ファミリーホーム宅から離れなくてはならないということも見られました。もちろん、自傷他害の恐れがある場合や、逃げ出して子どもに危険がある場合、あるいは養育者からの暴力がある等、直ちに保護しなければならない「緊急事態」においては、緊急保護（一時保護）はやむを得ない措置と考えられます。しかし、そうした緊急性が認められないケースにおいては、子どもに事前説明と子どもから話を聴いていくことが大切です。子どもが事態を理解し、自分の気持ちを整理するプロセスを保障することが重要です。お別れの時間を過ごすための準備期間を必要に応じて設けていくことが必要です。

また、今回の調査では、中高生が、淡々と自分なりに里親とお別れしなくてはならないこと（委託解除）、また養育環境が変化することを受け止めている様子が見られました。また児童相談所が仲介しつつ里親にお別れのコメントをしてもらったり、里親からお別れの品を渡されたりといったセレモニー的機会を経ることで、子ども自身も、里親自身も、未来に向けて前向きになれた事例もありました。里親家庭やファミリーホームでの生活を決して悪いことばかりではなかったと振り返るとともに、措置変更は子どもだけが悪かったわけではないことを里親等から伝えてもらうことで、子どもの傷つきを最小限に抑え、自分自身の存在を肯定的に受け止めることが出来るよう手助けすることが出来ます。委託解除時というお別れの瞬間に、子どもと里親等がセレモニー的な機会等を通して、一旦区切りをつけ、未来につなげていくことが大切です。チーム養育がうまくいかなかったこと、つまり、チームとして子どもや里親等を支えきれなかったことについて、子どもに真摯に伝える必要があります。

更に、子どもは里親家庭やファミリーホームを離れることになり、これから自分はどうなるのかと不安でいっぱいになっています。子どもには、今後の見通し（これからどこに住むのか、どうなっていくのか等）についても丁寧に伝えることが重要です。

そして、これらの各過程では、フォスタリング機関・里親支援センターと十分な情報共有を行い、誰がどのように進めていくのか等の役割分担をしながら連携・協力を進めていくことが肝要になります。

委託（措置）解除のときに
求められる対応

5-1-3. 委託解除時におけるフォスタリング機関および

里親支援センターの支援上のポイント

(P14 図内 ポイント4)

今回の調査では、委託解除時に子どもに対する説明の場にフォスタリング機関の職員が同席した事例は多くは確認されませんでした。しかし、委託当初より児童相談所、フォスタリング機関や里親支援センター、里親・ファミリーホームが、チームとして養育に関わっている場合には、委託解除という困難な局面においても、フォスタリング機関や里親支援センターが果たし得る役割は少なくないと考えられます。

例えば、解除に際して支援機関の職員が同席できる場合には、担当児童福祉司らが子どもに対してどのように説明を行っているか、その伝え方や内容、また里親・ファミリーホームの養育者がどのような様子であったかを把握することができます。これらの情報は、里親・ファミリーホームの養育者で行う解除後の振り返りや、養育不調に至った要因の整理を行ううえで、重要な資料となります。

一方、支援機関の職員の同席が難しい場合においても、解除前後の経過や説明内容について児童相談所から必要な情報提供を受け、養育チームとしてケースレビューを行うことが求められます。このように、委託解除の場面に直接関与するか否かにかかわらず、フォスタリング機関や里親支援センターがチーム養育の一員として関係機関と連携し、情報を整理・共有することは、解除後の里親支援や今後の委託支援に向けた知見の蓄積につながります。

5-1-4. 里親家庭における委託解除時の対応

なぜ委託解除が必要なのかについてチームで検討する（PI6 図内 ポイント7、8、9）

里親家庭の中で、委託解除という最終的な決断が必要となる状況について、その必要性をチーム養育体制の中で検討することが不可欠です。委託解除に至る主な要因に関する調査では、以下の理由により里親（主に里母）が対応の限界を訴え、委託解除に至る事例が多く認められました。その多くは、対応に苦慮する行動（激しい感情表現、暴力、嘘、盗み、家出等）が常態化し生活が困難になる場合や、実子や他の委託児童との関係が悪化し、家庭内の安心や安全が脅かされる場合です。

インタビュー調査では、こうした状況を支援機関と十分に共有できないまま、里母が懸命に一人で対応を続け、孤立しながら限界を迎える事例が散見されました。里親家庭が孤立して限界を迎える前に、児童相談所や支援機関へ状況を共有し、子どもの最善の利益と家庭の安全を守るために委託解除が必要かどうか、チームで迅速に対応していくことが求められます。

委託解除の段取りと子どもへの伝え方の確認（PI6 図内 ポイント7、8、9）

委託解除が避けられないと判断された場合、「誰が」「いつ」「どのように」委託されている子どもに伝えるか、その段取りをチーム養育体制の中でよく検討する必要があります。養育不調による委託解除では、事態の悪化から保護の直前に児童相談所の職員が子どもに伝え、即座に移動させるという急な対応が見られることがあります。子どもは、このような急な住居の移動や別れを繰り返すことで、心的な負担が増大し、自分の人生の継続性を感じられなくなり、心の傷を負うことが懸念されます。

緊急の対応（自傷他害の恐れ、子どもが逃げ出す、養育者からの暴力等、直ちに保護しなければならない「緊急事態」への対応）が求められる場合以外は子どもの精神的な配慮のため、準備の期間を設け、児童相談所の児童福祉司から子どもに説明した後、里親からも丁寧に説明することが必要となります。委託解除は、子どもにとっても里親にとっても大変つらい経験です。しかし、里親家庭で過ごした時間は、子どもにとって人生の貴重な記憶の一部です。つらい出来事だけでなく、共に過ごした楽しい思い出も含め、それらの記憶が子どもの人生の中で「継続性」をもって保たれることは、子どもの心の安定のために極めて重要です。里親は、可能であれば写真やエピソードを集めたアルバムを作成し（写真を用意するだけでも思い出は残ります）、子どもの人生の軌跡を形として残すことができれば、後々子どもの記憶の継続性や子どもが良い思い出を振り返ることの助けになると考えられます。

委託（措置）解除のときに
求められる対応

5-1-5. ファミリーホームにおける委託解除時の対応

なぜ委託解除が必要なのかについてチームで検討する（P18 図内 ポイント8、9）

ファミリーホームにおいて、委託解除という最終的な決断が必要となる状況について、その必要性をチーム養育体制の中で検討することが不可欠です。委託解除に至る主な要因に関する調査では、以下の理由により養育者が対応の限界を訴え、委託解除に至る事例が多く認められました。多くは、対応に苦慮する行動（他児への支配的な態度、他児への危険を伴う威嚇行為、暴力、家出、心身の不調、盗み等）が常態化し生活が困難になる場合や他の委託児童との関係が悪化し、ファミリーホーム内の安心や安全が脅かされる場合です。調査協力者の中で、児童相談所やフォスティング機関等の支援機関と密に共有や検討を重ねた上で委託解除となった事例はほとんど見られませんでした。多くの場合、キーパーソンである養育者が懸命に対応を続け、加害行為や法的な問題となる事象が頻発する中で力尽き、「対応が困難になった」と児童相談所に訴える形で委託解除の判断が下されていました。養育者は児童相談所に状況を共有し、委託解除の判断をする際には迅速に対応していくことが求められます。

委託解除の段取りと子どもへの伝え方の確認（P18 図内 ポイント8、9）

委託解除が避けられないと判断された場合、「誰が」「いつ」「どのように」委託されている子どもに伝えるか、その段取りをチーム養育体制の中でよく検討する必要があります。養育不調による委託解除では、事態の悪化から保護の直前に児童相談所の職員が子どもに伝え、即座に移動させるという急な対応が見られることがあります。子どもは、このような急な住居の移動や別れを繰り返すことで、心的な負担が増大し、自分の人生の継続性を感じられなくなり、心の傷を負うことが懸念されます。

緊急の対応（自傷他害の恐れ、子どもが逃げ出す、養育者からの暴力等、直ちに保護しなければならない「緊急事態」への対応）が求められる場合以外は子どもの精神的な配慮のため、準備の期間を設け、児童相談所の児童福祉司から子どもに説明した後、養育者からも丁寧に説明することが必要となります。委託解除は、子どもにとっても養育者にとっても大変つらい経験です。しかし、ファミリーホームで過ごした時間は、子どもにとって人生の貴重な記憶の一部です。つらい出来事だけでなく、共に過ごした楽しい思い出も含め、それらの記憶が子どもの人生の中で「継続性」が保たれることは、子どもの心の安定のために極めて重要です。ファミリーホームの養育者は、可能であれば写真やエピソードを集めたアルバムを作成し、子どもの人生の軌跡を形として残すことができれば後々子どもの記憶の継続性や子どもが良い思い出を振り返ることの助けになると考えられます。

5-1-6. 地域小規模児童養護施設における措置変更の判断と職員のケア

施設職員の葛藤や傷つき（P20 図内 ポイント6）

「なし崩し的な家庭復帰」によって措置解除に至ってしまった入所期間の短い事例においても、施設職員はその子どもの健全な成長を願い「施設でもっとみたかった」という思いと、短期間の入所で信頼関係を築けなかったため「仕方がなかった」という諦めの間に葛藤を抱えます。しかし、地域小規模児童養護施設では、定員に空きができると、すぐに次の子どもが入所してくることも多く、立ち止まってその葛藤を抱え続ける余裕がないことも少なくありません。そのことで職員の深い傷つきを防げるかもしれませんが、その葛藤が知らず知らずに疲労感として蓄積していく可能性もあります。その防止には、職員間で措置解除になってしまった子どもについてふりかえり、お互いの思いを共有することが大切です。うまくいかなかった要因を子どもや特定の職員だけに求めず、施設全体としてできたこととできなかったことを話し合い、葛藤や傷つきをともに抱えていくことが、施設がよりよいチームとして成長していくために重要になります。

子どもの特性にあった施設への措置変更（P20 図内 ポイント7、8）

家庭復帰が難しい子どもが児童養護施設で生活が継続できなくなった場合、障害児入所施設や児童自立支援施設、児童心理治療施設等、他の児童福祉施設への措置変更となります。子ども本人が児童養護施設での生活に限界を感じて、強い疲労感を抱いていることもあり、子どもの特性に適した施設に措置変更したほうが、子どもにとって望ましいと考えられます。その一方で、施設職員は「児童養護施設でもっとみたい」というさみしさを感じることもあります。幼少期から一緒に生活することで子どもとの関係も深くなっており、そのような感情をもつことは自然なことです。しかし、情に流され過ぎずに、今の子どもの状態だけでなく、これからの成長を見据えて、子どもがどこで生活するのが最適かを考える長期的な視点をもつことも必要です。

また、障害を抱えた子どもが、思春期以降に大きなトラブルを起こしてしまうリスクが大きい場合、幼少期や児童期に前もって障害児入所施設等に措置変更することが有効な場合があります。子どもが納得できるような丁寧な説明は必ず必要ですが、思春期になって大きな失敗をして措置変更になり、子どもが「自分が問題を起こしたから施設を変えられた」という見捨てられ体験を予防することにつながります。

いずれにしても、子どもの「見捨てられた」という傷つき、職員の「見捨ててしまった」という後悔を小さくするためには、子どもの成長した点や必要な支援について職員同士で丁寧に熟議していくことが重要になります。

5-2. 委託（措置）解除後に求められる支援や対応

5-2-1. 総論

委託（措置）解除直後は、子どもは「喪失体験」からの回復と「新しい環境への適応」が同時に求められる、極めて心理的負担の大きい時期です。この期間の目標は、子どものケアを持続的に行うことに加え、養育者も一連の流れを整理し、次の生活環境に移行できるようにすることにあります。

急な委託（措置）解除は、子どもに深い喪失感という大きな負担をかけるため、児童相談所は子どもに対して特に丁寧なかかわりが必要です。一見気にしていないようでも、傷つきがないということではないことを理解してかかわります。過去にかかわった養育者やこれまでの生活について自由に話すことをタブーにせず、それらが「なかったこと」にならないよう、過去を肯定的に整理する手助けをします。それと並行して、新しい生活環境に慣れるための段階的な支援を行います。焦らせることなく、子どもが自分のペースで探索し、安心感を見つけられるよう心がけます。

子どもだけでなく養育者も、養育の役割の終結を心理的に整理するプロセスが必要です。養育者にとって養育不調による委託（措置）解除は、自身の養育の努力が報われず、一度生活を共にした子どもを失うという喪失感を抱く体験となります。また、委託（措置）解除に至ってしまったことで自責的になったり、他責的になったりと、養育不調は養育者にも大きな影響を与えます。そのため、チーム内で養育者を十分に労うと同時に、解除に至った理由や、かかわりの意味を建設的に振り返る、一連の出来事を整理する機会が必要です。情緒面のサポートを行い、委託（措置）解除後の生活や将来の委託（措置）を前向きに捉えることができるように支援します。

委託（措置）解除後の対応の目標

- ・委託（措置）解除は子どもの負担が大きいため、子どもは喪失体験と新しい環境への適応の支援が必要である。児童相談所は移行後の子どものケアについて確認すること。
- ・養育者・子どもそれぞれが、養育の終結を整理し、次の生活環境へ移行できるようにすること。

5-2-2. 委託解除後に児童相談所が行う必要のあること

里親家庭・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設での生活を

肯定的に受け止めるための支援 ([P12 図内 ポイント6](#))

今回の調査では、措置変更について子どもが「淡々と受け止めている」「なにごとにもなかった」かのように見えたということも語られました。しかし、そのように見えても、必ず傷つきがあると考え、子どもに寄り添い、不安や不満の気持ちをまず聴き取ることが重要です。その上で、措置変更が決して子どもが悪い為ではないこと、子どもに責任はないことを改めて確認します。そして、里親家庭やファミリーホーム、また地域小規模児童養護施設での経験を子どもがポジティブに捉えることが出来るよう、手助けします。

里親家庭・ファミリーホームの喪失感の受けとめ ([P12 図内 ポイント6](#))

里親家庭やファミリーホームでは、養育者が自分を責めたり、喪失感を抱いたりする状況になります。まず、里親の不安な思いや怒りを傾聴し、吐き出してもらうことが大切です。その上で、里親家庭が次の委託に進んでいけるよう委託解除になった理由やプロセスを整理し、振り返る機会を持つことが望ましいと言えます。このとき、里親やファミリーホームの話を傾聴し、一緒に振り替える機会を持ってもらう等、フォスティング機関・里親支援センターの協力も仰ぐ必要があります。

子どもの状況の引継ぎ ([P12 図内 ポイント6](#))

措置変更後、子どもが生活する場が決まったら、子どもの状況をきちんと引き継ぐ必要があります。可能であれば、里親やファミリーホームも加わり、次の委託先の里親やファミリーホームあるいは施設の職員と児童相談所、フォスティング機関・里親支援センターで子どもの里親家庭での生活について話し合うミーティングの場を持つことが重要でしょう。

5-2-3. 委託解除後におけるフォスタリング機関および

里親支援センターの支援上のポイント

(PI4 図内 ポイント5)

委託解除前後に受けられるサポートについては、里親研修の段階であらかじめ周知しておく必要があります。今回の調査では、委託解除後に里親登録を抹消する事例もみられ、その際フォスタリング機関や里親支援センターだけでは対応が難しく、児童相談所と連携して支援を検討する必要がありました。

委託解除は、里親・ファミリーホームの養育者に大きな喪失感をもたらします。特に想定外の解除の場合は、より丁寧な配慮が必要です。場合によっては里親とフォスタリング機関や里親支援センター、および児童相談所との関係が不安定になることもあります。里親・ファミリーホームの養育者は、養育期間の長短にかかわらず、委託解除となった子どもに対する思い等、措置解除に伴って生じるさまざまな感情について率直に語ることができる場の提供等の支援が求められます。

5-2-4. 里親が委託解除時に抱える主な感情とケア

委託解除をめぐる様々な気持ちと向き合う

養育不調による委託解除の経験は、里親に言葉にできないほどの複雑な感情や罪悪感をもたらすことがあります。里親の中に生じるこうした思いに気づき、向き合うことは、心の回復のためにも、これからの活動を考えていく上でも非常に大切です。

調査では、委託解除に際して、以下の表で示されている「里親が抱える主な感情」を感じている里親がいました。こうした感情は、チーム養育体制が取れず、里親が孤立し懸命に問題解決に取り組まざるを得なかった背景から生じている場合があります。

【里親が抱える主な感情】

子どもへの罪悪感	委託されていた子どもに対する「自分が最後まで養育できなかった」という思いや、解除を求めたことへの強い罪悪感。
協力者への罪悪感	学校関係者、同級生の保護者等、協力を求めている関係者の期待に応えられず、結果として委託解除を求めたことへの申し訳なさ。
委託解除のプロセスへの複雑な感情	委託解除を求めてもなかなか対応が進まなかったことへの苛立ち。逆に、意図せず急なタイミングで解除が決定したことへの戸惑いや混乱。

チーム連携の難しさと早期共有の大切さ

チーム養育の中で、子どもの対応困難な行動に対する情報共有や対処の検討が不足していると、児童相談所は子どものリスク管理を最優先せざるを得なくなります。その結果、里親の心の準備とは関係なく、時に唐突な委託解除に至る可能性があります。十分な協議ができず、本来は児童相談所や支援機関（里親支援センター・フォスティング機関）とのチーム養育体制の中で負うべき重圧を、里親家庭だけで抱え込んでしまうような状況は、里親の心身の限界を招き、その後のプロセスを混乱させる要因となります。このことから、支援機関と早期に状況を共有することが重要となります。

里親自身の心の回復とケア

調査協力者の中には、つらい気持ちを引きずり、その後里親をやめてしまう方もいました。養育に注いだ気持ちが強いほど、別れによって生じる空白感や罪悪感は大きなものになります。

抑うつ症状が強く表れる場合には、精神科への受診が必要となる場合もありますし、ご自身の里親人生を振り返り、心のケアを行うために、専門機関でカウンセリング等のサポートを受けることも心の回復にとって有効です。加えて、同じ立場や経験を持つ里親仲間と気持ちを分かち合う「ピアサポート」も大きな支えとなります。里親会やサロン等で、誰にも言えなかった子どもの養育上で抱えたつらさを語り、共感し合うことは、孤立感を和らげ、心の回復に向けた力となる場合があります。

5-2-5. ファミリーホームにおける解除後の対応と振り返り

委託解除をめぐる精神的負担と心のケア

調査で語られることはあまりなかったものの、ファミリーホーム養育者も里親と同様に委託解除のプロセスが思い通りにいかないこと等への複雑な感情や子どもへの罪悪感等を抱くことがあります。委託解除後は、必要に応じて専門的なケアやピアサポートを活用し、心の回復を図ることが大切です。

委託解除後の対応と、ファミリーホームに必要な支援体制

ファミリーホームにおける委託解除は、子ども本人にとって大きな変化であると同時に、ファミリーホームで暮らす他の子ども達や養育者の生活にも影響を与えます。解除後は、子どもがより専門的な支援のある施設に移行する等、その子にとって適した環境が整うこともあります。また、解除後になって、他の子どもが「実は負担があった」と語ることもあり、共同生活の中では見えづらかった影響が表面化することもあります。ファミリーホームは複数の子どもが生活する場であり、1人の行動や特性の影響が全体に広がりやすい環境です。そのため解除は単なる「ひとつの委託の終わり」ではなく、ホーム全体としての養育体制や支援のあり方を振り返り、次の委託に向けた準備を整える重要な機会であるといえます。

解除後のファミリーホーム内の子どものフォローの方法

委託解除は、残る子ども達にとっても大きな出来事で、「自分も急に生活場所が変わるのではないか」という不安につながることがあります。解除後は、変わらない日常生活のルーティーンや生活リズムを保ち、子どもの行動や気持ちの変化に気づけるよう丁寧にかかわることが大切です。不安や戸惑いが見られる場合には、児童相談所や支援機関と連携し、必要に応じて外部の支援につなげていきます。子どもが話したい様子を見せたときは、無理に聴き出さず、子どものペースに合わせて気持ちを受け止めます。解除された子どもについて質問があった場合には、事実として伝えられる範囲で丁寧に説明し、居場所となっているファミリーホームの生活が続くことについて、その子どもが安心できるような言葉がけを心がけます。

次の委託を受ける前にすべき体制のチェック

ファミリーホームでは、委託解除後に次の子どもの委託の打診がすぐにあることも少なくありません。しかし、解除直後の体制が整わないまま次の委託を受けると、ファミリーホーム内で再び委託され

ている子ども達と養育者の負担が蓄積し、養育不調につながるおそれがあります。次の委託に進む前に、以下の視点をファミリーホーム内で確認しておくことが大切です。

まず、解除によってファミリーホーム全体の生活や雰囲気にとどのような影響が生じたかを振り返り、子どもと養育者の疲労度やストレス状況を評価することが必要です。特に共同生活において我慢を重ねていた子どもがいた場合には、その子どもへのフォローや支援が優先されるべきです。

次に、養育補助者を含めたホーム内の役割分担と支援体制が整っているかを確認し、不安や課題が残っている場合には、児童相談所や支援機関と連携した上で見直す必要があります。特に、すでに暮らしている子どもの中で新たに心理的ケアや発達支援を必要とすることもが複数名いる場合、医師や心理士等の専門職とすぐに連携できる体制が整っているかどうか、新たな受け入れを決める際の重要な判断基準となります。新たに委託される子どものニーズと、ホームの現状のバランスを、打診の段階で慎重に検討することが求められます。子どもの特性や既に暮らす子ども達の状況を踏まえ、無理のない受け入れが可能かどうかを、判断していく必要があります。

5-2-6. 地域小規模児童養護施設における

措置解除時の対応とアフターケア

子どもの情報の引継ぎ（[P20 図内 ポイント7](#)）

地域小規模児童養護施設を措置解除になり、他の児童福祉施設に措置変更になる場合、児童相談所と連携しながら、変更先の施設に子どもの情報をしっかりと引継ぎ、スムーズに新しい生活がスタートできるように支援する必要があります。また、措置解除によって家庭復帰になった場合は、児童相談所や地域のこども家庭センターと連携して要保護児童対策地域協議会における個別ケース会議等を開催し、子どもが通う学校等を含め、地域でその家庭を支えていく体制を整えていくことも必要です。

地域小規模児童養護施設で措置解除になった場合、施設の他の子ども達にどのように説明するかは大きな課題です。それまで一緒に生活していた仲間がいなくなることは、少なくないショックを与えます。守秘義務のため、全てを説明できないと想像されますが、残された子ども達も不安や傷つきを抱えていることを理解してケアをしていくことが大切です。

アフターケアの工夫

措置解除や措置変更になった子どものアフターケアも施設職員の重要な仕事になります。施設との関係が切れてしまう事例も多いと思いますが、可能なかぎり施設とのつながりを保つ工夫が必要です。例えば、子どもの誕生日の連絡を続けることで、職員とのつながりが継続し、子どもが生きていく支えになることもあります。

また、施設側から子どもへの連絡手段が途絶えてしまう場合も考え、子ども側が望めば施設とコンタクトをとれるように、様々な工夫をしておくことも有効です。例えば、毎年、同じ日程で退所した子どもが集まるイベントを開催することで、施設に足が向きやすくなるかもしれません。

職員は入れ替わっても、その施設が同じ場所にあり続けることが、アフターケアにおける児童養護施設の特徴であると考えられます。

5-3. 委託（措置）解除の対応の振り返り—今後に経験を活かすために—

5-3-1. 総論

委託（措置）解除後の振り返りは、単なる手続きの完了ではなく、経験を意味づけ、次への糧とするための重要なプロセスです。養育者、支援者含め、関わった全ての人々が解除の経緯を適切に理解・整理し、その経験を将来の安定的な養育に活かすことが大切です。

委託（措置）解除直後は、養育者が養育不調の体験を心理的に整理することを支援者が手伝うことが求められました。その後、養育者が心理的に落ち着き、前向きに養育を振り返ることができる状態に至った場合、委託（措置）期間中の養育環境や子どもへのかかわりについて、養育者と支援者は共同で振り返り、経験を構造的に整理する機会を持つことができます。これは、感情的な終結だけでなく、社会的養育に携わる者としての専門的な学びとするための重要な作業です。

養育者の心境は、委託（措置）されている子どもの養育から離れたことにより落ち着き、受け止め方が変わっていることも考えられるため、委託（措置）解除が必要だと判断した理由について、支援者は改めて養育者に説明を行う必要があります。そして養育者は、養育上の成功体験と困難であった点を具体的に掘り下げ、養育者が抱えていた不安やストレスに対して適切な支援が提供されていたかを支援者と話し合います。この振り返りを通じて、養育者と支援者双方でチームとしての強みと限界を理解することで、次の委託（措置）に養育不調の経験を活かすことができます。

また、支援者は上記に加えて、委託（措置）前のアセスメントの見立てやマッチングの妥当性、養育不調の兆しへの対応の迅速性等、支援体制そのものの有効性を改めて振り返ることが求められます。支援が不足していた点や、関係機関との連携の課題を整理し、マニュアルや研修内容の改善につなげます。

養育者と支援者それぞれが建設的に振り返る機会を持つことで、養育不調による委託（措置）解除を単なる失敗ではなく、学びに変えることができます。そうすることで、将来の委託（措置）における支援の質と安定性を高めるための貴重な財産となります。

委託（措置）解除の対応の振り返りの目標

- ・委託（措置）解除が必要であった理由について説明を行う。経緯を振り返り、考えることができるようにするため、支援を行う。
- ・養育者と支援者ともに養育を振り返り、課題を整理して次の委託（措置）へ活かすこと。
- ・委託（措置）解除後も、子どものケアの連続性を確保するために可能な対応を検討する。

5-3-2. 児童相談所における振り返りの重要な点

振り返りの重要性（P12 図内 ポイント6）

今回の調査では、中高生の場合は、委託解除後の振り返りを重要視している児童相談所もありました。しかし、中高生に限らず、幼児も小学生も、委託解除後に振り返りを行うことはとても重要です。里親家庭での経験を子どもの将来につなげていくために、どの年代でも子どもが理解できるよう丁寧に行う必要があると考えられます。

また、里親・ファミリーホームについては、養育に関する過度な失敗との認識や喪失感を軽減するためにも、振り返りを行うことは重要です。振り返りの中では、里親・ファミリーホームの養育だけではなく、チームで子どもと里親・ファミリーホームを支えきれなかったこと、委託解除が里親・ファミリーホームだけの責任ではないことも確認する必要があります。また、里親・ファミリーホームにおいて、措置解除後も、子どものことを心配することも多くあります。措置解除後の里親については、振り返りだけでなく、可能であれば次の委託をすることで、養育不調による措置解除が、里親だけの責任ではないことを示すことも重要であるという示唆もありました。

なお、措置解除後は、子どものケアの連続性の確保のために、可能であれば、子どもと里親・ファミリーホームの交流を継続することが望まれます。養育不調による措置解除の場合、関係の継続は困難であることも多くあるとは考えられますが、子どものために必要性があれば検討するべきです。

チームで振り返る（P12 図内 ポイント4、6）

振り返りは、子どもと里親・ファミリーホームが個々に行うだけでは十分ではありません。里親やファミリーホームと、児童相談所、フォスティング機関・里親支援センター、その他の機関等、チームでの養育や支援内容の振り返りを行い、同じことが起きないように検討することが大切です。その際、決して里親やファミリーホームだけに責任を帰するのではなく、里親家庭・ファミリーホームや子どもへ支援や支援体制の不足という構造的な問題があることを意識するべきです。誰かを責めるのではなく、建設的かつ前向きな話し合いを行います。

さらに、今回の調査では、地域の児童相談所やフォスティング機関・里親支援センター等の機関同士での事例検討にも近い振り返りの機会について提案がありました。こうした多機関による振り返りの機会を持つことで、養育不調や養育不調による措置変更に関する支援の経験、チーム養育のノウハウを地域で蓄積していくことが可能になります。

5-3-3. 委託解除時の対応の振り返りにおける

フォスタリング機関および里親支援センターの留意点

(P14 図内 ポイント5)

既に述べたように、養育不調による委託解除は里親やファミリーホームの養育者にとって大きな傷つき体験となります。継続的に気持ちに寄り添うことが重要ですが、委託がなくなるとフォスタリング機関や里親支援センターの定期訪問が途切れる場合もあります。また、里親制度は措置制度であるため、解除に際してフォスタリング機関、里親支援センター、および児童相談所との関係が不安定になることもあります。このような状況であったとしても、フォスタリング機関、里親支援センターは、支援者として里親やファミリーホームの養育者の気持ちを丁寧に受け止める姿勢が求められます。

子どもの養育を振り返ることは重要ですが、里親やファミリーホームの養育者自身が傷つき体験として受け止めている場合、振り返りには大きなエネルギーを要します。施設の場合、措置変更となった事例を職員間で振り返り、役割分担や対応を検討しますが、里親やファミリーホームの養育者は日常生活の中で自らのかわりを自分自身で振り返る必要があるため、一層困難な作業となります。委託解除後、自らを責める里親やファミリーホームの養育者も少なくありません。しかし、振り返りが十分に行われないままでは、次の委託で同様の課題に直面する可能性があります。そのため、次の委託に活かすためにも、養育チーム全体で振り返りを行うことが重要です。

5-3-4. 里親家庭における委託解除の対応の振り返り

— 今後に経験を活かすために —

体験しないとわからない養育不調による委託解除の経験

調査ではほとんどの里親の方が、自分自身が養育不調による委託解除を経験するとは思ってもみなかったと回答していました。また、委託前にアタッチメント障害について研修を受けたとしても、実際のアタッチメントに課題のある子どもとかかわることがこんなにも難しく、つらいことなのかと述べていました。また、養育不調による委託解除は、複雑な感情や罪悪感、悲嘆をもたらすことがあります。それらのことは委託前に聞いておきたかったとの声もありました。

この経験を、里親個人の失敗と捉えるのではなく、社会的養護の現場に内在する困難として捉え直し、傷ついた心と体をゆっくりと休め、ご自身を労わる時間が何よりも大切になります。里親や他の子ども達や里親らが同じ苦しみを味わわないようにするためには、困難を経験された方々と児童相談所や支援機関（里親支援センター・フォスティング機関）との振り返りが重要です。一定の時間が経過し、もし振り返りが可能な状態であれば、その経験は社会的養護をより良いものに変えることにつながります。

その後の養育や里親養育改善の活動に生かしていくために

里親養育不調による委託解除の経験は、里親に大きな精神的負担をもたらしますが、同時に、今後の子どもの養育に活かすことのできる貴重な経験となる可能性があります。この経験を振り返る中で、手引きが提唱する「チーム養育」や「支援ネットワーク体制」を形成することの難しさや課題が明確になることがあります。

今後の里親養育にこの経験を活かすため、児童相談所や支援機関と今後の活動について話し合うことが必要です。この建設的なコミュニケーションの中で、経験を整理し、今後の活動のために必要なサポートや、ご自身に合った養育スタイルを見定めることが可能になります。

経験を生かしていくことの重要性

里親養育については、その困難さを当事者として語ることには大きな意義があります。子どもの個人情報や守秘義務により共有できませんが、ご自身の養育体験を伝えることは、他の里親が事前の対策を講じ、「チーム養育」の必要性を深く理解する助けになります。この点からも、児童相談所と連携しながらその知見を伝えていくことは、現場での困難な経験をより良い養育環境づくりに活かすこととなり、子どもを中心とした里親養育のあり方を広めていくための、かけがえのない取り組みとなります。

5-3-5. ファミリーホームにおける委託解除の対応の振り返り

— 今後に経験を活かすために —

養育不調による委託解除の経験を振り返ること

ファミリーホームでは、一人の委託解除があっても他の委託されている子どもの養育は続き、すぐに次の打診が来ることも少なくありません。そのため、精神的負担もある中、養育不調の経験を丁寧に振り返り、整理していく時間が十分に確保されていないかもしれません。できれば、この手引きに示されている点で、できたところとできなかったところについて振り返り、その後の養育に生かしていくことができれば、今後のファミリーホームにおける養育を更に改善していくことにつながると考えられます。

経験をその後の養育や活動に生かしていくために

養育不調の経験を、個人の失敗と捉えるのではなく、社会的養護の現場に内在する困難として捉え直し、今後の養育や活動に生かしていくことが重要です。養育不調による委託解除の経験は、ファミリーホームの養育者に大きな精神的負担をもたらしますが、同時に、今後の子どもの養育に活かすことのできる貴重な経験となる可能性があります。この経験を振り返る中で、本手引きが提唱する有機的な「チーム養育」や「支援ネットワーク体制」を形成することの難しさや、連携における課題が明確になることがあります。

今後のファミリーホームの養育にこの経験を活かすため、児童相談所や支援機関と今後の養育について話し合うことが必要です。この建設的なコミュニケーションの中で、経験を整理し、今後の活動のために必要なサポートや、ファミリーホームの活動の方向性を見定めることが可能になります。

経験を生かしていくことの重要性

ファミリーホームの養育について、その困難さを当事者として語ることは大きな意義があります。子どもの個人情報には守秘義務により共有できませんが、ご自身の養育体験から、他のファミリーホームの養育者がどのような対策を講じているかを共有することで、養育についての考えや対策について深く理解する助けとなります。この点からも、児童相談所と連携しながらその知見を伝えていくことは、現場での困難な経験をより良い養育環境づくりに活かすこととなり、子どもを中心としたファミリーホームの養育のあり方を広めていくための、かけがえのない取り組みとなります。

5-3-6. 地域小規模児童養護施設における

客観的な視点の活用と安全なチーム作り

地域小規模児童養護施設がもつ客観的な視点

地域小規模児童養護施設は、本体施設と比べるとより家庭的な環境で子どもをケアすることができます。それでも里親家庭に比べれば多くの子どもが一緒に生活しています。また、ケアにあたる職員も少人数ではありますが、里親家庭と比較すると一人の職員が子どもと過ごす時間は短くなります。その一方で、そのような関係性のおかげで虐待を受けた子どもの支配と服従の関係性に巻き込まれ過ぎずに、冷静に対応することも可能となります。さらに、様々な経験を有する職員がチームでかかわることで、子どもの成長や発達を客観的に理解できるという特徴があります。また、経験豊かなベテラン職員からのアドバイスや、心理職等とのコンサルテーションも子どもの客観的な理解に役立ちます。

子どもへの客観的なまなざしは、職員と子どもの関係にゆとりをもたらし、チームとして子どもを抱えるための礎になります。また、客観的な視点をもつことで、子どもの理解をめぐる他機関との対立の予防にもなり、連携でも役立ちます。子どもと職員の間には遠すぎず、近づきすぎない距離感を構築できることが地域小規模児童養護施設のメリットかもしれません。

地域小規模児童養護施設がよりよいチームになるために

養育不調による措置解除や措置変更の予防のためには、チームとして子どもを支えることが何よりも大切です。地域小規模児童養護施設では、保育士や児童指導員等のケアワーカーが複数で子どもの生活を支えており、施設内には家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）や心理職等の他の専門職も在籍しています。しかし、メンバーが揃っていればチームとして機能するわけではなく、よりよいチームとなるためには、お互いに安心して意見を言い合えるような職員間の心理的安全性が大切です。

地域小規模児童養護施設では、施設における多職種の職員による支援の専門性と、より里親家庭に近い家庭的環境において子どもの成長発達を促進できる環境にあります。地域小規模児童養護施設等で培われてきたチーム養育を、里親家庭やファミリーホームにおけるケアや支援においても実践できることは、養育不調の予防とケアにとって大変重要です。

6. おわりに

本手引きでは、里親、ファミリーホームおよび地域小規模児童養護施設の養育不調の現状と課題、そしてその予防とケアについて整理しました。また、多くの子どもたちが抱える困難さと、それを支える養育現場の苦悩を踏まえ、子どもたちの最善の利益を守るための鍵として、子ども一人ひとりのチームを作ることに実現に向けた視点を示しています。

ここまでお読みいただいて、「子どもがこんな行動をした時は、こうすればいい」といった具体的な対応策があまり書かれていないことに、お気づきかもしれません。それは、子どもたちが背負ってきた背景や傷つきの深さ、そしてそこから生まれる行動の意味は、一人ひとり全く異なり、すべての子どもに当てはまる「正解」はないからです。本手引きが目指したのは、「正解」をお渡しすることではなく、現場の皆様がお会いされる子ども達を支えるための「知恵」を紡いでいただくための「土台」を共有することでした。

関係者の皆様には、この手引きをきっかけとして、社会的養護のもとで暮らす子どものトラウマケアやアタッチメントの特徴をふまえた養育やその支援に関する様々な文献や最新の知見をご自身でも調べ、学び続けていただければと願っています。

そして、目の前にいる子どもの行動が何を伝えようとしているのか、今この子にとって、そして自分たちのチームにとって何をすることが必要なのかを、一人ひとりが思い描き、対話を重ねていくことが求められます。それこそが、子ども達の心に寄り添うケアにつながっていくと考えられます。

社会的養護における養育は、決して誰か一人に重荷を背負わせ、抱え込ませるものではありません。子どもたちが傷つきから少しずつ回復し、「自分にもできるかもしれない」という感覚を取り戻して未来へ歩み出すためには、周りの大人たちがしっかりと手を取り合い、変わらない愛情と専門性をもって寄り添い続けることが欠かせません。

この手引きが、それぞれの場所で子どもたち一人ひとりのための温かく力強い「チーム」を生み出し、一つでも多くの笑顔と健やかな成長を守るための一助となることを心より願っています。

最後になりますが、本手引きの作成にあたり実施した調査に多大なるご協力をいただいた児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の皆様には深く感謝申し上げます。皆様から寄せられた貴重な声と経験こそが、この手引きの大切な土台となっています。本当にありがとうございました。

引土達雄

本手引きは以下の研究助成によって調査を行い、作成されました。

こども家庭庁 こども家庭科学研究費補助金 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究

2023 年 4 月 - 2026 年 3 月

□研究代表者

引土 達雄 新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科

□分担研究者

上鹿渡 和宏 早稲田大学人間科学学術院

三輪 清子 明治学院大学 社会学部 社会福祉学科

山口 敬子 京都府立大学 公共政策学部 社会福祉学科

塩谷 隼平 東洋学園大学 人間科学部

□研究協力者

藤巻 楽々 新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科

IV. 研究成果の刊行に関する一覧表

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
該当なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
該当なし					